

業務資料 No. 139

関係諸国法令集 (原文対照) 15

ブラジル編 その6

ブラジル総合労働法

昭和45年9月

海外移住事業団

国際協力事業団	
受入 月日 84. 8. 10	703
	21.3
登録No. 02863	EM

JICA LIBRARY



1024265[9]

ま え が き

移住事業が、現地法令の制約下にある限り、われわれ担当者はそれに通曉しておく必要がある。

このような趣旨で、当事業団では「関係諸国法令集」のほん訳をすすめ、昭和41年からすでにパラグアイ関係7編、ボリビア関係1編、カナダ関係1編、ブラジル関係5編計14編を刊行した。

本総合労働法の原典は、

サンパウロ歴史、地理学院労働局長アドリアーノ・カンパニョーレ氏監修の総合労働法、1969年12月、アトラス社出版の同法令集第25版

CONSOLIDAÇÃO DAS LEIS DO TRABALHO,

Adriano Campanhole, 25 Edição, dezembro de 1969.

によったものである。

本書翻訳に当っては、ブラジル法制経済調査所「現行ブラジル統一労働法」(1967年)及び外務省移住局「ブラジル労働統合法」(昭和36年12月)を参考とした。

1. 本法のほん訳に当っては、混乱をさけるため
Ley を法律、又は法、
Decreto を政令、
Decreto - Leyを法令と訳して区別した。
2. 訳語は、我国の労働法上の用語と合致せしめる様努めたが、法制、風俗、習慣の異なる伯国の労働法上の用語を我国のそれと合致せしめて用いることは、必ずしも妥当でないので、原文を尊重して、原語の訳語をそのまま用いた場合も多い。

昭和45年9月

海外移住事業団 調査室

総合労働法目次

総合労働法を承認する1943年5月1日付
政令第5,462号

総合労働法

日本文(原文)

第I編 総 則	1 (263)
第II編 労働保護に関する一般基準	3 (267)
第I章 職業上の身分証明	3 (267)
第I節 労働・社会保障手帖	3
第II節 労働・社会保障手続の発行	4
第III節 労働・社会保障手続の交付	6
第IV節 註 記	6
第V節 註記の手落、又は拒否に対する抗議	8
第VI節 註記の効力	9
第VII節 従業員登録簿	9
第VIII節 罰 則	10
第II章 1日の労働時間	11 (276)
第I節 序 則	11
第II節 1日の労働時間	11
第III節 休息時間	14
第IV節 夜間労働	15
第V節 時刻表	16
第VI節 罰 則	16
第III章 最低賃金	16 (281)
第I節 定 義	16

第Ⅱ節	地方、地帯、及び地区	18
第Ⅲ節	廃止	19
第Ⅳ節	廃止	19
第Ⅴ節	最低賃金の決定	19
第Ⅵ節	総則	19
第Ⅳ章	休暇	20 (286)
第Ⅰ節	休暇の権利	20
第Ⅱ節	休暇の期間	21
第Ⅲ節	休暇の許可、及び時期	22
第Ⅳ節	報酬	23
第Ⅴ節	総則	23
第Ⅵ節	特別規定	24
第Ⅴ章	労働の安全、及び衛生	25 (291)
第Ⅰ節	一般基準、及び権限	25
第Ⅱ節	災害の予防	27
第Ⅲ節	個人保護用装備	27
第Ⅳ節	労働の医学	28
第Ⅴ節	建築	29
第Ⅵ節	照明	30
第Ⅶ節	通風	30
第Ⅷ節	電気設備	31
第Ⅸ節	エレベーター、クレーン、及び運送機	32
第Ⅹ節	施設、機械、及び装置	32
第Ⅺ節	ボイラー、及び炉	33
第Ⅻ節	燃料、可燃性物、及び爆発物	34
第Ⅼ節	消火	35
第Ⅽ節	屋外労働	36

第XV節	発掘、トンネル、抗道、及び石切場	36
第XVI節	圧搾空気を使用する労働	37
第XVII節	騒音、及び振動	37
第XVIII節	イオン放射	37
第XIX節	不健康な事業、及び危険物	38
第XX節	疲労の予防	39
第XXI節	個人衛生、衛生設備、更衣室、食堂、 及び水飲所	39
第XXII節	労働の場所の清掃、及び塵埃の処分	41
第XXIII節	罰 則	41
第Ⅱ編	労働保護の特別規準	42 (307)
第Ⅰ章	労働時間、及び条件に関する特別規則	42 (307)
第Ⅰ節	銀行員	42
第Ⅱ節	電話、海底、及び河底電信、無線電信、 及び無線電話事業の従業員	42
第Ⅲ節	廃 止	44
第Ⅳ節	映画映写技師	44
第Ⅴ節	鉄道事業	45
第Ⅵ節	内国商船隊、港湾内の交通、及び漁撈に 従事する河川、及び湖沼航行の船舶の乗組員	48
第Ⅶ節	冷凍役務	50
第Ⅷ節	沖仲役務	50
第Ⅷ節	港内人夫の役務	61
第Ⅹ節	坑内労働	66
第Ⅺ節	職業的新聞雑誌記者	67
第Ⅻ節	教 師	70

第XIII節	化学者	72
第XIV節	罰則	79
第II章	労働の国民化	79 (343)
第I節	ブラジル人労働者の比率	79
第II節	労働者の年次報告書	81
第III節	罰則	83
第IV節	総則	83
第V節	商船隊の国民化に関する特別規定	83
第III章	婦人労働の保護	84 (349)
第I節	労働期間、及び条件	84
第II節	夜間労働	85
第III節	休息の期間	86
第IV節	労働の方法、及び場所	87
第V節	産婦の保護	88
第VI節	罰則	90
第IV章	未成年者労働の保護	90 (355)
第I節	総則	90
第II節	労働時間	92
第III節	未成年者の採用、及び労働・社会保証手帳	93
第IV節	未成年者の法定代理人、及び使用者の責任。 見習い。	95
第V節	罰則	97
第VI節	最終規則	98
第IV編	個人労働契約	100 (365)
第I章	総則	100 (365)
第II章	給料	102 (368)

第Ⅱ章	契約の変更	105	(371)
第Ⅳ章	停止、及び中断	106	(372)
第Ⅴ章	契約廃棄	108	(374)
第Ⅵ章	予 告	111	(378)
第Ⅶ章	雇用の安定性	112	(379)
第Ⅷ章	不可抗力	114	(380)
第Ⅸ章	特別規則	115	(381)
第Ⅴ編	組合組織	117	(383)
第Ⅰ章	組合制度	117	(383)
第Ⅰ節	組合の結成	117	
第Ⅱ節	組合の認可、及び権限授与	118	
第Ⅲ節	組合の運営	120	
第Ⅳ節	組合の選挙	123	
第Ⅴ節	上級組合組織	125	
第Ⅵ節	事業、又は職業の就業者、及び 組合員の権利	127	
第Ⅶ節	組合の財政運営、及びその監督	131	
第Ⅷ節	罰 則	133	
第Ⅸ節	総 則	134	
第Ⅱ章	組合の種類	136	(401)
第Ⅲ章	組合の負担金	138	(403)
第Ⅰ節	組合負担金の決定と承認	138	
第Ⅱ節	組合費の使途	143	
第Ⅲ節	廃 止	145	
第Ⅳ節	罰 則	145	
第Ⅴ節	総 則	146	

第Ⅵ編 団体労働契約	148	(413)
第Ⅶ編 行政罰金の訴訟手続	153	(417)
第Ⅰ章 罰金の監督、訴訟手続、及び賦課	153	(417)
第Ⅱ章 訴 願	156	(420)
第Ⅲ章 供託、登録、及び徴収	157	(421)
第Ⅷ編 労働裁判所	159	(423)
第Ⅰ章 序 則	159	(423)
第Ⅱ章 調停・裁定委員会	159	(425)
第Ⅰ節 構成及び運営	159	
第Ⅱ節 委員会の管轄と権限	160	
第Ⅲ節 委員会の委員長	162	
第Ⅳ節 委員会の委員	164	
第Ⅲ章 司法判事	166	(431)
第Ⅳ章 地方労働裁判所	167	(431)
第Ⅰ節 構成、及び運営	167	
第Ⅱ節 管轄区、及び権限	169	
第Ⅲ節 地方裁判所々長	171	
第Ⅳ節 地方裁判所の階級代表判事	173	
第Ⅴ章 最高労働裁判所	174	(438)
第Ⅰ節 序 則	174	
第Ⅱ節 最高労働裁判所の構成、及び機能	174	
第Ⅲ節 大法廷の権限	176	
第Ⅳ節 廃 止	178	
第Ⅴ節 廃 止	178	
第Ⅵ節 最高労働裁判所々長の権限	178	
第Ⅶ節 副裁判長の権限	179	

第Ⅷ節	代理裁判長の権限	179
第Ⅵ章	労働裁判の補助役務	180 (443)
第Ⅰ節	調停・裁定委員会事務局	180
第Ⅱ節	送達人	181
第Ⅲ節	司法裁判所登記所	182
第Ⅳ節	地方裁判所の事務局	182
第Ⅴ節	執達吏員	183
第Ⅶ章	罰則	183 (447)
第Ⅰ節	ロックアウト、及びストライキ	183
第Ⅱ節	労働裁判所判事に対する処罰	185
第Ⅲ節	その他の罰則	185
第Ⅷ章	総則	186 (449)
第Ⅸ編	労働検察庁	188 (451)
第Ⅰ章	総則	188 (451)
第Ⅱ章	労働裁判検察局	188 (452)
第Ⅰ節	組織	188
第Ⅱ節	検察総長の権限	189
第Ⅲ節	地方検察局の権限	190
第Ⅳ節	検察総長の権限	190
第Ⅴ節	検察官の職能	191
第Ⅵ節	地方検察官の職能	191
第Ⅶ節	事務局	192
第Ⅲ章	社会保障検察庁	193 (456)
第Ⅰ節	組織	193
第Ⅱ節	検察庁の権限	193
第Ⅲ節	検察総長の権能	194

第Ⅳ節	檢察庁の権能	194	
第Ⅴ節	事務局	195	
第Ⅹ編	労働裁判手続	196	(459)
第Ⅰ章	序 則	196	(459)
第Ⅱ章	一般訴訟手続	197	(460)
第Ⅰ節	訴訟行為、調書、及び期限	197	
第Ⅱ節	送 達	198	
第Ⅲ節	費 用	199	
第Ⅳ節	当事者、及び檢察官	200	
第Ⅴ節	無 効	201	
第Ⅵ節	異議申立	202	
第Ⅶ節	管轄檢に関する紛争	203	
第Ⅷ節	審 理	204	
第Ⅸ節	証 拠	205	
第Ⅹ節	決定、及びその効力	207	
第Ⅲ章	個人的争議	208	(470)
第Ⅰ節	苦情申立、及び通告の方式	208	
第Ⅱ節	裁判の審理	209	
第Ⅲ節	重大過失についての審査	211	
第Ⅳ章	集団争議	211	(473)
第Ⅰ節	審理の開始	211	
第Ⅱ節	和解、及び裁判	212	
第Ⅲ節	判決の範圍	213	
第Ⅳ節	判決の履行	214	
第Ⅴ節	改 正	215	

第V章 執行	215 (476)
第I節 序則	215
第II節 裁判所の命令、及び強制執行	216
第III節 執行停止、及びその反論	217
第IV節 強制執行の判決及び最終手続	217
第V節 賦払金に対する執行	219
第VI章 控訴	219 (480)
第VII章 罰則の適用	223 (483)
第VIII章 最終規則	224 (484)
第X編 最終、及び暫定規則	225 (485)
附 録	227 (487)

法令 第5452号 1943年5月1日
総合労働法を承認する法令

共和国大統領は、憲法第180条の附与する権限を行使して、次の通り布告する。

第1条 本法令に伴う総合労働法を現行法に加えられた改訂附で承認する。

単項 経過規定、又は緊急規定、並びに全国的に適用されない規定は、引き続き有効とする。

第2条 本法令は、1943年11月10日に発効する。

1943年、共和国独立第122年5月1日リオ・デ・ジャネイロにおいて。

Getulio Vargas

Alexandre Marcondes Filho

総合労働法

第1編 総 則

第1条 本総合法は、以下に規定する個人的、及び集团的労働関係を規制する基準を定めたものである。

第2条 経済的活動の危険を負担して、個人的な役務の供与を受入れ、報酬を支払い、及び管理する個人的、又は集团的企業を使用者とみなす。

第1項 雇用関係の特別な効力上、労働者を従用員として雇入れる自由職業者、慈善団体、娯楽協会、又は営利の目的を有しないその他の団体は、使用者に準ぜられる。

第2項 一つ、又はそれ以上の企業が、たとえ夫々が別箇の法人であっても、工業、商業、又は、その他一切の経済活動の団体を構成して、他の企業の管理、支配、又は経営の下におかれて居るときは、雇用関係の効力上、主たる企業、及び従属企業の夫々と連帯して責任を有する。

第3条 使用者に従属して、報酬をうけ、臨時的でない性質の役務を提供する全ての自然人を従業員とみなす。

単項 職務の種類、及び労働者の条件に関する差別も、亦智的、技術的、及び手工的労働の間にも差別を設けない。

第4条 特に明示された規定がない限り、従業員が、指示を待期し、又はこれを実行して、使用者の支配下にある期間を実働服務期間とみなす。

単項 従業員が兵役に服し、及び労働災害により離職している期間を、賠償、及び職業安定の効力上、勤務年限の計算に算入される。

第5条 同一価値の労働に対しては、性の区別なく全一の賃銀が支払われる。

第6条 雇用関係が存在する限り、使用者の建物内において行われた労働と、従業員の住所において行われた労働との間には差別を設けない。

第7条 本統合法の明示の規定は、各場合に特に反対の規定が明示されてい

ない限り、次の場合には適用されない。

- a) 家庭において、個人、又は家族に非営利的な性質の役務を提供するものと一般的に考えられている家内使用人に、
- b) 農牧業に直接関連する作業を行っていても、当該労働の実施の方法により、又はその作業の目的により工業、又は商業として分類される活動に雇用されていないとみなされる農業労働者に、
- c) 連邦、州、及び市の官公吏に、及びこれらの官公署に就働する夫々の臨時職員に、
- d) 官公吏と全様の地位を保証する固有の労働保護制度に服している為自治機関の職員に、

第8条 法律上の、又は契約上の規定を欠く場合、行政官庁、又は労働裁判所は、各場合に応じ、法律学、判例、公平、又はその他の原則、法律の一般的基準、主として労働法の原則、さらに又、慣例、及び習慣、比較法に従って決定する、但し、常に、いかなる階級、又は特定人の利益も公共の利益に優先しない様、留意して決定するものとする。

単項 一般法規は、労働法の基本的原則と矛盾しない限り労働法の補足的典拠とする。

第9条 本統合法に定められた規定の適用を曲解し、阻害し、又は欺瞞する目的をもって行われた行為は、法律上無効とする。

第10条 企業の法制上の機構の一切の変更は、その従業員によって取得された権利に何らの影響を与えぬものとする。

第11条 本統合法に特に反対の規定がないときは、本法の規定に違反するあらゆる行為に対する賠償請求権は、2年間で消滅する。

第12条 社会保険制度に関する規定は、特別法によって定められる。

第Ⅱ編 労働保護に関する一般基準

第Ⅰ章 職業上の身分証明

第Ⅰ節 労働・社会保障手帳

第13条 労働・社会保障手帳は臨時のものであっても、農業的性質の職業を含むあらゆる職業を実行するため、及び自己の勘定による報酬を伴う職業活動の実行のために、義務的とする。

第1項 本条の規定は、次の者に等しく適用される。

I 農地の所有者たると、否とを問わず、個別に、又は家族経済の制度において労働する者、その労働とは、自己の生存に不可欠の、その家族による労働であって、及び相互依存、及び協力の関係において行われるものと解する。

II 家族経済の制度において、及び従業員を有せずして、農村基準を越えない、又は、各地方に対して、労働・社会保障省によって定められる他の制限を越えない面積を開発する者。

第2項 労働・社会保障手帳、及び夫々の申告票は、労働・社会保障省の採用する書式による。

第3項 労働・社会保障手帳の発行されない地方においては、これを所持しない者により報酬を伴う職業、又は活動の行使を暫定的に許可し得るものとし、企業は、最寄りの手帳発行所に出頭することを許可する義務を負うものとする。

第4項 第3項の場合において

I 使用者は、その採用に当り、従業員に採用日付、労働の種類、給料、及びその支払の形式を記載した書類を交付する。

II 従業員が、解職された日に、未だ手帳を所持しないときは、使用者は、

職歴を記載した証明書を交付する。

第Ⅱ節 労働・社会保障手帳の発行

第14条 労働・社会保障手帳は、地方労働代表部、又は、協定により、直接、又は間接の労働管理の連邦、州、又は自治団体の機関により発行される。

第15条 労働・社会保障手帳を取得するためには、関係者は、自身で発行機関に出頭し、自分を明らかにし、必要な申告を行うものとする。

第16条 労働・社会保障手帳には、発行番号、組番、及び日附の外、所持人に関して、さらに下記の事項を記載するものとする。

- I 撮影日附を記述した1年以内の3×4 cmの正面写真。
- II 指紋。
- III 氏名、親子関係、出生の日附、及び場所、及び署名。
- IV 発行の基礎として使用された書類の種類。
- V 労働契約。
- VI 帰化の政令、伯国に到着の日付、及び場合に応じ、外国人手帳に記載されたその他の事項。
- VII 扶養者の氏名、年齢、及び婚姻の有無。

単項 労働・社会保障手帳は、関係者より、次の資料の提出により交付される。

- a) 第1号の規格の写真2枚。
- b) 年齢証明書、又は、之に代る法的書類。
- c) 場合に応じ、帰化政令、又は外国人手帳。
- d) 18才以下の未成年者については、父、母、法定責任者、又は、未成年者担当判事の許可。
- e) 肉体的、及び精神的能力に関する医者の証明書。
- f) 兵役服務中、の又は免除の証明書。

g) 本条規定の詳細を記載したその他の有効書類。

第17条 関係者より、その身分を証明する有効書類の提示が不可能の場合には、労働・社会保障手帳は、証人2名によって確認された口頭による声明に基いて発給され、全手帳の一般注記の第1葉に、全証人により署名された文言を記入する。

第1項 18才以下の未成年者については、本条規定の声明は、その法定責任者によって行われる。

第2項 関係者が、その手帳に署名することを知らず、又は出来ないときは、指紋、又は依頼署名をもって下付される。

第18条 労働・社会保障手帳への職業の注記は、関係者が次の書類を提示したときにおいてのみ行われる。

I 官立、又は認可された学校の卒業証書。

II 規制職業については、有資格証明書。

III 国立商業訓練所 (SENAC)、国立工業訓練所 (SENAI)、又は、官立、又は認可された職業教育機関の発行した職業資格証明書。

IV その他の場合においては、企業、又は組合の証明書。

第19条 関係者の外、使用者、又は組合は、労働・社会保障手帳の発行を申請することが出来るものとし、第3者の介入は禁止される。

第20条 労働・社会保障手帳所持者の身分の変更、及び扶養者に関する注記は、内国社会保障院 (INPS) によって行われ、これを欠くときに限り、発行機関の各れかによって行われる。

第21条 記入、及び注記に当てられる余白がなくなったときは、関係者は、別の手帳を取得せねばならない、この手帳は、固有の番号を有し、その中に、前の手帳の番号、及び組番を記載する。

第22条 廃止

第23条 廃止

第24条 廃止

第Ⅲ節 労働・社会保障手帳の交付

第25条 労働・社会保障手帳は、受取と引替えに、関係者自身に交付される。

第26条 組合は、夫々の理事会の請求によりその組合員、及び全職種その他の自由職業者より請求された労働・社会保障手帳の交付を引受けることが出来る。

単項 組合は、本章規定の処罰の下に、労働・社会保障手帳の交付に対して手数料を徴収することが出来ないものとし、夫々の本部における手続事務は、地方労働局、又は認可団体によって監督される。

第27条 労働・社会保障手帳をうける有資格者が、30日の期間内に、これを受取らなかった場合には、地方労働局、又は認可団体に対して請求することが出来るものとし、その請求は、関係者に対する請求書の受取の交付、及び申立により採用されねばならない。

第28条 その発行日より数えて90日の期間内に、関係者により請求されなかった労働・社会保障手帳は、保管される。

単項 保管中の手帳の交付は、国内に現行の最高額の最低賃銀の100分の1の料金の支払いにより行われる。

第Ⅳ節 注 記

第29条 労働・社会保障手帳は、従業員より、これを採用する企業に受取りと引替えに義務的に提出され、企業は、その手帳に、特に採用日付、給与、及び特別条件あるときは、この条件を記入するため、48時間の延期出来ない期間を有するものとし、その不履行は、本章規定の処罰をうける。

第1項 報酬に関する記入においては、現金払か、又は現物払か、その支払の形式の如何に不拘、予想される祝儀とともに、その給料の詳細を明記せねばならない。

第2項 使用者による本条の規定の不履行は、労働監督官による違反判決書の作成を招来するものとする。

第3項 違反判決書の作成とは別に、第2項の仮定の場合においては、労働監督官は、記入手続を行わしめる目的をもって、記入の不履行を担当機関に文書をもって通知せねばならない。

第30条 労働災害は、被災者の手帳に、内国社会保障院により義務的に記入される。

第31条 労働・社会保障手帳の所持者には、所要事項の記入をうける目的をもって、担当機関に其を提出する権利が保証されて居り、その申請は拒否されることがなく、又、法律に定められていない料金を徴収されることもない。

第32条 労働・社会保障手帳所持者の婚姻関係の変更に関する注記は、証拠書類により行われる。扶養者に関する声明は、申請者本人の願出により職業証明を担当する職員によって、夫々のカードに登録せられ、本人が、これに署名する。

単項 地方労働局、及び認可機関は、全国労働力局に労働・社会保障手帳に記入する一切の変更を通知せねばならない。

第33条 申告カード、及び労働・社会保障手帳への記入は、各記入欄の末尾に、修正、捜入、及びその他疑義を生ぜしめるが如き一切の情況につき註釈を附して、要約なしに、続けて行われるものとする。

第34条 契約当事者の一方の統制の下に、又は統制なしに、個人的に、又は集团的に契約されて行なうあらゆる活動の自由職業家の役務については、手帳は、当該自由職業組合、又はその協同組合の法定代表者によって記入される。

第35条 舞踊家、音楽家、劇場、サーカス、及び見世物の芸能家は、労働・社会保障手帳を所持する権利を有し、その記入は、その役務を提供する劇場、興業、又は団体の何れかによって直接契約せられて居り、契約期間

が7日以上と規定されて居るときは、その役務を提供しているこれら団体によって行われ、これらの事項は、手帳に明記されねばならない。

第V節 註記の手落、又は拒否に対する抗議

第36条 企業が第29条記載の註記を行うこと、又は、その受取った労働・社会保障手帳を返還することを拒否するときは、従業員は、本人自身で、又はその組合を通じて、抗議を行うため地方労働局、又は認可機関に出頭することが出来る。

第37条 第36条の場合に、抗議の文書が作成されたときは、場合に応じ第29条第2項の規定に従い事件の審理のため、手続の開始を決定し、拒否が継続する場合には、書留郵便をもって、予め指定された日・時に、釈明を行なうため出頭するか、又は労働・社会保障手帳に規定の記入を行うか、又はその交付を行なうよう、被告に対して通告するものとする。

単項 被告が出頭しないときは、欠席の記録が作成され、行なわれた抗議文に対する忌避及び告白とみなされ、註記は、抗議を受付けた官庁の命令によって行なわれねばならない。

第38条 使用者が出頭しても、要求された註記を行うことを拒否するときは、出頭記録が作成され、この文書には所要事項の外、その作成の場所、日時、使用者の氏名、及び住所を記載せねばならない。使用者にはその弁護のため記録作成の日より数えて48時間の期間が認められる。

単項 弁護期間満了後は、事件の記録を完全にするための手続を命ずるため、又は事件が十分に明瞭であるときは、その判決のため第一審行政官庁に、訴訟を提起する。

第39条 被告の行う申立が雇用関係が存在しないことについて関連していることが確認され、又は行政手続では、その状態を確認することが不可能であるときは、訴訟は労働裁判所に回付され、この場合には、作成された違反の判決についての審査に限定される。

第1項 意見の一致が得られないときは、調停・裁判委員会は、その判決において、裁判終了後、事務局が、規定の記入を行うことを命じ、該当する罰金を課するため主務官庁に通知を行なうものとする。

第2項 労働・社会保障手帳への注釈の欠除が確認されたときは、全様の手続があらゆる種類の労働訴訟の場合に適用され、この仮定の場合においては、裁判官は、直ちに、論議の生じなかった註記についての記入を命じなければならない。

第Ⅵ節 註記の効力

第40条 規則通りに発行せられ、かつ記入された労働・社会保障手帳は、身分証明書の要求される行為、特に次の場合に証明書として使用される。

- I 給料、休暇、又は勤務時間の問題で、使用者と従業員の間の意見対立の場合に、労働裁判において。
- II 従業員の申立の効力上、全国社会保障局（INSP）に対して。
- III 労働災害、又は職業病による賠償計算のため。

第Ⅶ節 従業員登録簿

第41条 全ての事業においては、労働・社会保障大臣の認可した様式に従って、固有の帳簿、又はカードに作成した従業員登録簿を備えることは使用者の義務とする。

単項 全帳簿、又はカードには、各従業員の身分、又は職業上の資格の外、その職務に採用、労働時間、及び内容、休日、災害事故に関するあらゆる資料、及び労働者の保護に関するあらゆる状況を記入するものとする。

第42条 従業員の登録簿、又はカードは、地方労働局、又は認可機関によって割印せられ、かつ認証されるものとする。

第43条 第42条記載の帳簿、又はカードの登録に対しては、料金は一切徴収しない。

第44条 地方労働局、及び認可機関は、統計上の監督のため、前月中に行われた登録報告書を内国労働力局に毎月送付するものとする。

第45条 廃止

第46条 廃止

第47条 第41条、及びその単項の条文に従って登録されていない従業員を雇用する企業は、未登録従業員1名につき地方最低賃銀の1倍に等しい額の罰金をうけ、その再犯の場合には同額の増額をうける。

単項 従業員登録に関するその他の違反は地方最低賃銀の半額に等しい額の罰金を企業に課し、再犯には倍加される。

第48条 本節規定の罰金は、地方労働局によって適用される。

第Ⅷ節 罰 則

第49条 労働・社会保障手帳の発行、書替、又は註記の効力上、次の事項は、詐欺罪とみなされ、刑法第299条に規定する罰則をもって罰せられる。

I 全部、又は一部、虚偽の書類を作成すること、又は真正なものを改竄すること。

II 自己の身元、親子関係、出生の場所、住所、職業、又は婚姻関係、及び扶養者につき虚偽の申告をなし、又は他人のそれにつき証明すること。

III あらゆる形式の虚偽の書類を使用すること。

IV 労働・社会保障手帳を作り、又は改竄して偽造し、又は改竄された手帳を販売し、使用し、又は所持すること。

V 労働・社会保障手帳、又は従業員登録簿に、いつわって記入すること、又は裁判、又は裁判外において、真実と異なる採用年月日を告白し、又は申告すること。

第50条 労働・社会保障手帳発行のための申告たると、当該註記たるとを問わず、虚偽が証明せられたときは、この事実は、之を発行した官庁に通

知せられ、法の定める処により所罰される。

第51条 商人たると否とを問わず、公式に採用された様式と同じ、又は類似の手帳を販売し、又は販売のため陳列した者は、その地方の最低賃銀の3倍に等しい額の罰金を課せられる。

第52条 企業の過失による労働・社会保障手帳の紛失、又は毀損は、この企業を地方最低賃銀の半額に等しい金額の罰金刑に課する。

第53条 註記のため労働・社会保障手帳を受取って、48時間以上保留する企業は、地方最低賃銀の半額に等しい金額の罰金に課せられる。

第54条 通達を受けても、その従業員の労働・社会保障手帳に註記するために出頭せず、もしくは、その拒否の抗弁が根拠なしと判定せられた企業は、地方最低賃銀1単位に等しい金額の罰金を課せられる。

第55条 第13条、及びその各項に違反する企業は、地方最低賃銀の1倍に等しい金額の罰金をうける。

第56条 労働・社会保障手帳の交付により手数料を徴収する組合は、地方最低賃銀の3倍に等しい金額の罰金をうける。

第Ⅱ章 労働時間

第Ⅰ節 序 則

第57条 本章の規定は、特に明示されているものを除き、すべての事業に適用される、ただし第Ⅱ編第Ⅰ章に明示された職業的特性にのみ関する特別規定は、その例外とする。

第Ⅱ節 1日の労働時間

第58条 すべての私企業における従業員の通常の労働時間は、特に他の制限がない限り、1日8時間を超えないものとする。

第59条 通常の労働時間は、使用者と従業員間の書面による協定により、

又は団体労働契約により2時間を超えない時間の超過時間を加えることが出来るものとする。

第1項 協定、又は団体労働契約については超勤時間の報酬金額を義務的に明示し、その金額は、少くとも通常時間の賃銀の20%以上としなければならない。

第2項 協定、又は団体契約により、1日の超勤時間が、別の日の短縮によって償われ、その結果1週間の通常時間数を超過せず、又は1日10時間の最高限度を超過しないで行なわれるときは、賃銀の増額が免除される。

第60条 「労働の衛生、及び安全」の章に記載された表に明記された如き不衛生的な事業において、又は労働・社会保障大臣の布告によって、これに包含せられるに至る事業においては、すべての時間延長は、予め労働衛生問題に関する所管官庁の許可によってのみ承認せられ、これら所管官庁は、そのため、直接、又は、その目的のため了解を取りつける連邦、州、及び衛生当局を通じて労働の方法、及び工程の調査、及び必要な現場検査を行なうものとする。

第61条 不可抗力に対処するためであろうと、延期出来ない役務の実現、又は完了に対応するためであろうと、又はその不作為が明かに損害を招来するが如き緊急事態が発生したときは、労働時間は、法律上の、又は契約上の限度を超えることが出来るものとする。

第1項 本条の場合における超勤は、協定又は、団体契約と関係なく要求することが出来るものとし、10日以内に労働所管官庁に通告せねばならない、又はその期限前に、その通知とは別に、監督をうける際に、その正当性を証明せねばならない。

第2項 不可抗力による時間超過の場合には、超過時間の報酬は、通常時間の給与以下であってはならない。本条に規定された超勤のその他の場合においては、報酬は、少くとも通常時間の給与の25%以上とし、労

働は、法律が別の限度を明示していない限り12時間を超えることが出来ないものとする。

第3項 その実施を不可能ならしめる災害、又は不可抗力から結果する労働の中断が発生したときに限り、労働時間は、1年につき45日を超えない期間に於て、1日10時間を超えない限り、失われた時間の回復に不可欠の日数だけ、最高2時間迄必要な期間を延長し得るものとする。この回復については、予め所管官庁の許可をうけねばならない。

第62条 下記の者は、本章の制度中には包含されない。

- a) 外勤セールスマン、巡回外交員、及び一般に、時間に束縛されないで外勤の職務に従事する者、これらの身分は、労働・社会保障手帳、及び従業員登録簿に明確に記載されて居らねばならず、かつ週休日は、如何なる形式においても保証される。
- b) 監視人、その勤務時間は、10時間を超えてはならず、かつ他の役務に就く義務を有しない上に、週休日は保証される。
- c) 支配人、即ち法律的に代理権を授けられて経営の任務を行ない、及び高い給与基準により他の従業員と区別せられる者、但し週休日は保証される。
- d) 特別法に従って港において荷役、及び人夫頭の役務に従事する者。

第63条 従業員と利害関係者との間に差別を設けない、及び企業利潤に参加する場合を除き、利潤、又は手数料への参加は、本章制度の参加者を除外しない。

第64条 月払いの従業員の場合には、通常の間割給料は、第58条記載の労働時間に該当する給料月額を、全労働時間の2.5倍で除して得られる。単項 2.5日以下の日数の場合には、計算のために、その日数の代りに1月の労働日数を計算のため採用する。

第65条 日給払いの従業員の場合には、通常の間割給料は、第58条規定の労働時間に該当する日給を実働時間数で除して得られる。

第Ⅱ節 休息時間

第66条 2日の労働時間の間には、休息のため最低連続11時間の期間をおくものとする。

第67条 すべての従業員には、連続24時間の週休が認められ、この週休日は、公共の都合、又は役務の止むを得ない必要による場合を除き、全部又は一部、日曜日と一致しなければならない。

単項 劇場関係者を除き、日曜日に労働を要求する役務においては、月毎の交替制を設け、表に記載して、監督をうける。

第68条 第67条の形式においてする、全部、又は1部の日曜労働は、必ず労働問題所管官庁の許可を要する。

単項 許可は、その性質上、又は公共の便宜により日曜日に行われねばならない活動に対しては、恒久的に与えられ、かかる活動を詳述した指令を発することは、労働・社会保障大臣の権限に属する。その他の場合においては、許可は、認可期間を明示して臨時的に与えられ、その期間は、毎回60日を超えることが出来ないものとする。

第69条 本章の制度に服する活動の操業規則を制定するに当り、市当局は、本章中に規定された規則を遵守し、又、その規定する規則は、かゝる規則、及び、その履行のため、労働問題所管官庁の発する指令に違反することが出来ない。

第70条 第68条、及び第69条の規定を除き、本来の立法においては、国民祭日、及び宗教的祭日における労働は禁止される。

第71条 その勤務時間が、6時間を超えるすべての継続的労働においては、休息、又は食事のため中間休息を与える義務を有し、この中間休息は、最低1時間とし、これに反する書面による協定、又は団体契約を除き、2時間を超えることが出来ないものとする。

第1項 労働が6時間を超えないとき、労働時間が4時間を超えるときは

15分の休息時間を義務的とする。

第2項 中間休息時間は、労働時間に計算されないものとする。

第3項 休息、又は食事のための1時間の最低限度は、内閣衛生・労働安全局の意見を徴し、工場が食堂組織に関する要件を完全に備えて居り、又、各従業員が補足時間による労働延長の制度下におかれていないことが確認されたときは、労働・社会保障大臣の指令により短縮することが出来る。

第72条 事務器による恒久的役務（タイプライティング、記帳、又は計算）においては、継続労働90分毎に、10分の休息時間を有し、この時間は、通常労働時間から差引かれないものとする。

第IV節 夜間労働

第73条 週、又は15日交替の場合を除き、夜間労働は、昼間労働の報酬より高い報酬を受けるものとし、そのため昼間時間に対して、少なくとも20%の割増をうけるものとする。

第1項 夜間労働1時間は、52分30秒として計算される。

第2項 本条の効力上、1日の22時から、翌日の5時迄の間に行われた労働を夜間労働とみなされる。

第3項 本条規定の割増賃金は、その事業の性質上、常習的に夜間労働を行っていない企業の場合には、全種の昼間労働に対する支払いを考慮して支払われる。その夜間労働が、その事業の性質から生ずる企業に関しては、割増賃金は、その地方に現行の最低賃金を基礎に計算せられ、既にその率を増加している限り、この限度を超過すべきでない。

第4項 昼間労働と夜間労働を含むものと了解される混合時間制においては、本条の規定、及びその各項が夜間労働時間に適用される。

第5項 夜間労働の延長には、本章の規定が適用される。

第V節 時刻表

第74条 労働時間は、労働・社会保障大臣の発行する様式に従って作成された表に明示され、見易い場所に掲示される、同一部門、又は全一交替組のすべての従業員に対して単一時間制でない場合には、上記表に区別されねばならない。

第1項 労働時間割は、締結されている協定、又は団体契約を明示して従業員登録簿に記入されるものとする。

第2項 10人以上の従業員を有する工場に対しては、タイムレコーダー、又は、これによらないで出勤、及び退社時間の記録は義務的とし、休息时间も記録されねばならない。

第3項 労働が工場外において行われたときは、従業員の労働時間は、本条第1項の規定とは別に、本人の所持するカード、又は票紙に明確に記入されるものとする。

第VI節 罰 則

第75条 本章の規定の違反者は、違反の性質、その範囲、及びこれを行った者の意向に応じて地方最低賃銀の10分の1、乃至10倍の罰金を課せられ、再犯、及び監督に対する反対、又は官庁に対する不服従の場合には倍額が課せられる。

単項 罰金を課することは、地方労働局の権限とする。

第Ⅲ章 最低賃金

第I節 定 義

第76条 最低賃金とは、使用者が、農村労働者を含む、すべての労働者に対して、1日の正常な役務に対して、性の区別なく直接に支払の義務を負

う最低の対価で、特定の時期、及び国の地方において、その衣、食、住、衛生、及び交通費の通常の必要を満すに足るものをいう。

第77条 すべての労働者が、その行った役務に対する報酬として受ける権利を有する最低賃金の決定は、本章の規定するところにより最低賃金委員会の権限に属する。

第78条 賃金が、請負により調整せられ、又は、仕事量、又は個数によって取極められているときは、労働者に対して、地方、地帯、または地区の通常な労働日に対する最低賃金より劣らない日給が保証される。

単項 手数料により、又は歩合により権利を有する従業員の最低賃金が、定額、及び不定の取分から構成されているときは、常に最低賃金が保証せられ、補償の名目で、翌月に控除を行うことは禁止される。

第79条 非衛生的な役務に従事する労働者の最低賃金を決定するに当っては、最低賃金委員会は、その地方、地帯、又は地区の通常な最低賃金の半額迄増額することが出来るものとする。

第80条 廃止

第81条 最低賃金は、 $S_m = a + b + c + d + e$ の公式によって決定せられ、この公式におけるa、b、c、d、e、は、夫々成年労働者の生活に必要な食、住、衣、衛生、及び交通に関する毎日の費用の値を表わす。

第1項 食料に当る項目は、成年労働者の毎日の食事に必要な、かつ正当に承認された表に記載された食料品のリストの値に等しい最低の価格を表示する。

第2項 地方、地帯、又は地区の条件が、これを妥当とするときは、食料は、前項に述べた表に記載された各グループと等しい物をもって代替することが出来るものとする、この場合には全表に定められた栄養価値を尊重する。

第3項 労働・社会保障省は、定期的に本条第1項記載の表の改訂を行う。

第82条 使用者が、最低賃金の1部、又はそれ以上の項目を現物で支給す

るときは、現金による賃金は、 $S_d = S_m - P$ なる公式により決定せられ、この場合、 S_d は現金支給の賃金を、 S_m は、最低賃金を、及び P は、その地方、地帯、又は地区におけるそれらの項目の値の金額を表示する。

単項 現金で支払われる最低賃金は、その地方、地帯、又は地区に対して定められた最低賃金の30%以下であってはならない。

第83条 最低賃金は、家内労働者にも適用される。報酬を支払う使用者の勘定で、従業員の住宅内で、又は家庭内で労働を行う者を家内労働者とみなす。

第Ⅱ節 地方、地帯、及び地区

第84条 最低賃金適用上、全国は、州、及び連邦区の22地域に分けられる。

第85条 廃止

第86条 1地域、又は地帯において、都市的、近郊的、農村的、又は臨海的性格の状況により決定される生活水準の相違が確認されるときは常に、労働・社会福祉大臣は、最低賃銀委員会の提案により、かつ労働福祉統計事務局の意見を徴した上、以上の状況に従って、1地方、又は地帯を再区分することを許可することが出来るものとする。

第1項 本条の場合において、最低賃金委員会に従属する地方小委員会が設置され、上記委員会に地方最低賃金を提案する。

第2項 本条に記載された状況が確認されない間は、分離された自治体に対して定められた最低賃金が、創設される自治体においても有効とする。

第3項 1自治体以上の分離をもって構成される新しい自治体の場合には、上記の状況が確認される迄、原自治体に対して定められた最高の最低賃金が適用される。

第Ⅲ節 委員会の構成

(第87条乃至第100条) 廃止

第Ⅳ節 最低賃金委員会の権限

(第101条乃至第111条) 廃止

第Ⅴ節 最低賃金の決定

第112条 廃止

第113条 廃止

第114条 廃止

第115条 廃止

第116条 最低賃金を決定する政令は、官報に公布60日経過後、報酬を支払って他の者の労働を利用するすべての者に義務的とする。

第1項 一度決定せられた最低賃金は、3年間有効とし、最低賃金委員会の決定、及び労働・社会保障大臣の承認により、さらに3年間有効とする改訂、又は確認をうけることが出来るものとし、その後も引続き全様の手続により改訂、又は確認をうける。

第2項 特例として、最低賃金委員会が、その構成員の4分の3の投票により、経済的要因が著しく関係地方、地域、又は地区の経済、財政的情況を変えたことを認めるときは、有効期間3年以前であっても、最低賃金を改正することが出来るものとする。

第Ⅵ節 総 則

第117条 その地方、地帯、又は地区に設定されている最低賃金以下の報酬を約定する一切の契約、又は協定は、全く無効とし、使用者は、第121条の制裁をうける。

第118条 最低賃金以下の給料の支払いを受けた労働者は、その適用をう

ける地方、地帯、又は地区に対して規定されている最低賃金の差額を、その規定に反するあらゆる契約、又は協定に不拘、使用者に請求する権利を有する。

第119条 各支払につき、支払いの行われた日付より算入して、差額請求の訴訟は、2年間で時効に帰する。

第120条 最低賃金に関するいかなる規定にも違反する者は、地方最低賃金の10分の1、乃至4倍の罰金を課せられ、再犯の場合には、その倍額に増額される。

第121条 廃止

第122条 廃止

第123条 廃止

第124条 本章の規定の適用は、如何なる場合においても給料の減額を来す原因となることが出来ない。

第125条 廃止

第126条 労働・社会福祉大臣は、最低賃金の監督のため必要な指令を発して、その監督を同省の構成機関の何れか、並びに現行法規に従い全国社会保障院（INPS）の監督官に委託することが出来る。

第127条 廃止

第128条 廃止

第IV章 休 暇

第I節 休暇の権利

第129条 すべての従業員は、毎年、その報酬に影響なしに一定期間の休暇を享受する権利を有する。

単項 本章の規定は、農村労働者に対しても適用される。

第130条 休暇の権利は、労働契約実行の各12ヶ月後に得られる。

第131条 休暇は、常に従業員が、休暇の権利を得た日から次の12ヶ月の期間内に享受されるものとする。

単項 労働・社会福祉大臣は、代表組合の要請により、その手段を正当とする地方的な、又は職業上の特殊性を考慮して、最高3期の休暇の累積を許可することが出来るものとする。

第II節 休暇の期間

第132条 従業員は、次の比例で、各12ヶ月の期間後に、第130条に記載する休暇の権利を有するものとする。

- a) 12ヶ月間使用者の命令に服し、役務に正当な理由ありと否とに不拘、その期間中6日以上欠勤しなかった者に実数20日間。
- b) 契約年度の12ヶ月間に250日以上に亘り使用者の命令に服した者に、実数15日間。
- c) 200日以上に亘り、使用者の命令に服した者に、実数11日間。
- d) 200日以内、150日以上、使用者の命令に服した者に、実数7日間。

第1項 休暇の期間から従業員の欠勤日数を控除することは禁止される。

第2項 1週間5日制で労働する従業員の休暇に対しては、土曜日は実数とみなされない。

第133条 休暇権利取得期間中でも、次の従業員は、休暇の権利を有しない。

- a) 退職して、その退職後、次の60日以内に復職を許されなかった者。
- b) 30日以上に亘り給料を受けながら、賜暇を享受している者。
- c) 30日以上に亘り給料を受けながら、企業の役務の一部、又は全部の停止のため労働を休止している者。
- d) 連続的でなくとも、6ヶ月以上の期間に亘り、疾病手当をうけている者。

単項 役務提供の中断は、法的効力を生ずるがためには、従業員の労働・
社会保障手帳に記録されねばならない。

第134条 次の場合は、休暇の権利を取得する期間が控除されない。

- a) 労働災害の理由による従業員の欠勤。
- b) 前条d号の場合を除き、全国社会保障院（INPS）の証明する疾病による従業員の欠勤。
- c) 企業経営者の判断により、正当と証明せられた従業員の欠勤。
- d) 官憲の審問による休業期間、その取調べが根拠なしと判定されたとき。
- e) 第473条、及びその各項の場合の欠勤。
- f) 第133条C号の場合を除き、企業の都合により労働が行われなかった日数。

第135条 義務兵役においては、従業員が兵役に服する以前の労働期間は、
全人が除隊の行われた日から90日以内に工場に復帰する限り、計算される。

第Ⅱ節 休暇の許可及び時期

第136条 休暇は、単一の期間で与えられる。

第1項 特別の場合に限り、休暇は2期に分けて許可せられ、その内の1
期は、7日以下であってはならない。

第2項 18才以下、及び50才以上の者に対しては休暇は、常に1回限
りとする。

第137条 休暇の許可は、最低8日の予告をもって、書面で通知される。
この通知について関係者は受取りを提供する。

第138条 休暇の許可は、労働・社会保障手帳、及び会社の従業員名簿に
記録される。

単項 従業員は有効記録のため、その労働・社会保障手帳を、予め夫々の
使用者に提出しないで、休暇に入ることが出来ないものとする。

第139条 休暇許可の時期は、使用者の利益に最も都合のよく合った時期とする。

単項 同一工場、又は企業内に働く同一家族のメンバーは、夫を希望し、かつ役務に損害を与えない限り、全一時期に休暇を享受する権利を有する。

第IV節 報 酬

第140条 休暇を享受中の従業員は、勤務中に受けるべき報酬をうける権利を有する。

第1項 給料が出来高により支払われるときは、休暇をうける権利を取得する期間中の平均生産高を基準として採用され、休暇許可当日に現行の出来高による報酬の値が適用される。

第2項 給料が、日当、又は時間制で支払われるときは、休暇をうける権利を取得する期間中の平均で計算され、休暇許可当日における給料の値が適用される。

第3項 給料が、出張、手数料、歩合、又は、謝礼で支払われるときは、休暇の権利を取得する期間に受取った平均をその基準に採用される。

第4項 報酬の1部が、収益で支払われるときは、当該労働・社会保障手帳の記帳に従って計算される。

第141条 前条記載の金額の支払は、従業員が休暇に入るべき前日迄に行われるものとする。

単項 従業員は、上記の金額を受取るに当り休暇の開始日と終了日を明示した受取証を使用者に手交するものとする。

第V節 総 則

第142条 労働契約の廃棄、又は終了の場合には、その権利を取得した期間に該当する報酬が従業員に支払れるものとする。

単項 使用者は、従業員の過失の発生によらない廃棄の場合には、本統合法第132条に規定された割合で労働12ヶ月の後には契約残存期間の支払を行う義務を負う。

第143条 休暇の許可を請求する権利は、休暇を享受すべき時期の終了する日から算えて2ケ年で時効にかゝる。

単項 当然与えられるべき休暇を従業員に与えなかった使用者は、その拒否が本章の規定するところに基く場合を除き、許可されなかった休暇の2倍に相当する金額を支払う義務を負うものとする。

第144条 破産、和議、または債権者会議の場合には、従業員が権利を有する休暇に関する金額は、優先債権を構成する。

第145条 休暇の期間は、あらゆる効力のため、実際勤務期間として計算され、全国社会保障局への納付金制度を中断しないものとする。

第146条 本章の規定の違反に対しては、違反者に、所管官庁の判断により地方最低金の5分の1、乃至10倍の罰金が課せられる。

第1項 本章の規定の履行を監督することは、連邦区においては、内閣労働局、並びに各州においては地方労働局の任務とし、「行政料金の訴訟手続」に関する編において規定されたところに従い、上記の処罰を違反者に課する。

第2項 全様に、労働・社会福祉大臣がその目的のため発した指令に従って行う監督は、社会保障機関の監督官の任務とする。

第147条 休暇に関して、使用者と従業員との間に生ずる意見の不一致を解決することは、労働裁判所の権限とする。

第Ⅱ節 特別規定

第148条 船主の決定により、他の勤務に移された船員は、休暇享受の効力上、最初の勤務期間も計算されるものとし、船主は、船員が休暇を享受する時期に当たっているときの役務中に休暇を許可する義務を有する。

第149条 休暇は、関係者の請求、及び船主の全意を得て、船舶の長期停泊期間の寄港地において、分割的に、全地に居住する船員に与えることが出来るものとする。

第1項 長期停泊とは、6日を越える期間の停泊と考えられる。

第2項 本条の条件において休暇を享受するためには、乗組員は、航海の始まる前に、船籍港、又は装備港において船主に書面でこれを請求せねばならない。

第150条 公共の利益のため決定され、かつ所管官庁によって認められた必要性の場合には、船主は、己に開始された、又は開始されとしている休暇の中止を命ずることが出来るものとし、船員に対して、後日、当該休暇享受の権利が保証される。

第151条 海員のため特別形式の職業手帳が作成される迄、休暇は、乗組員登録手帳の備考欄に、港湾局によって記入される。

第152条 休暇中の乗組員の報酬は、休暇終了迄の期間に相当する金額が加算される。

第153条 休暇を終了した乗組員は、船主の処に出頭し、船主は、その船舶の何れかに配属を命じ、又は、その個人的条件、及び報酬を考慮して、何れかの地上勤務に服せしめねばならない。

第V章 労働の安全、及び衛生

第I節 一般基準、及び権限

第154条 すべての労働の場所においては、本章において労働の安全、及び衛生に関して規定されるところを遵守されねばならない。

第155条 本章の規定を遵守することは、安全、及び衛生に関して、地方状況を考慮して、企業、及びその工場の所在地の州、又は自治体の工事法、又は衛生規則に規定されるその他の規則の履行を企業から免除するもので

ない。

第156条 危険な、有害な、又は不衛生的な事業においては、本章に記載されている対策の外、その事業の固有の性質を考慮して採られ、その他の対策を労働の安全、及び衛生を所管する官庁によって要求されること出来る。

第157条 本章規定の履行を監督することは内国労働安全、及び衛生局、地方労働局、及び補足的には、労働・社会保障大臣の許可により連邦、州、又は自治体の他の機関の権限に属する。

第158条 次の事項は、特に内国労働安全、及び衛生局の権限に属する。

- I 本章に規定された原則に関する基準を決定すること。
- II 労働の安全、及び衛生に関する立法の監督を指導すること。
- III 労働の安全、及び衛生に関し地方労働局によって下された裁定につき、本人からの、又は公式訴訟の第2審、及び最終審理を行なうこと。

第159条 下記事項は、特に当該管轄権の範囲内において、地方労働局の権限に属する。

- I あらゆる労働の場所において、必要とみなされる工事、及び修理を決定して、本章の規定に従い要求し得る方策を採用すること。
- II 本章の義務の履行に関する証明書を発給すること。

第160条 本章の規定を忠実に履行するために、下記事項は企業の義務とする。

- I 労働の災害、職業上の疾病、又は中毒をさけるため、とるべき注意につき従業員を訓練すること。
- II 監督を容易にして、従業員の保護を目的とする方策の採用において官庁と協力すること。

第161条 次の事項は、従業員の義務とする。

- I 各職業につき規定される安全規則を遵守すること。
- II その安全を目的とする個人的保護装備及びその他の手段を義務的に使

用すること。

第162条 いかなる工場も、予めその施設を労働の安全、及び衛生に関する所管官庁によって検査をうけ、及び承認を受けた後でなければその操業を開始することが出来ないものとする。

単項 施設に実質的な変更が加えられたときは、新に検査を受けねばならない。

第163条 本章の規定に反する新工場の建設、又は、既存工場の拡張は、労働の安全、及び衛生に関する所管官庁により禁止を得ることが出来る。

単項 第162条の条項に従い所管官庁をして予め建設計画を承認せしめることは企業の任意とする。

第Ⅱ節 災害の予防

第164条 労働、及び衛生問題所管官庁の判断により、労働安全、及び衛生局の公布した基準に定められた条件に合致している企業は、労働の安全、及び衛生に関する特別救護班を義務的に設け、及び社内災害予防委員会（CIPAS）を設置せねばならない。

第1項 内国労働安全、及び衛生局は、本条の規定中に包含される企業の従業員の数に関する割合、資格、及び権限について労働の安全、及び衛生に関する専門職員の性格を決定するものとする。

第2項 社内災害予防委員会は、内国労働及び衛生局の定める基準に従い、使用者、従業員、及び官吏により構成される。

第Ⅲ節 個人保護用装備

第165条 一般的な手段が、災害の危険、及び従業員の健康に対して完全な保護を提供していないときは、次の如き個人保護用の装備を無料で供給することは、企業の義務とする。眼鏡、手袋、マスク、前掛、安全ベルト、特別な靴、及び上衣、及びその他、これらのものの使用は従業員義務とす

る。

第166条 いかなる個人保護用装備も、労働の安全、及び衛生を所管する官庁の発行した夫々の型を承認する証明書を添付することなしに販売し、又は利用することは出来ないものとする。

第Ⅳ節 労働の医学

第167条 採用に当り、及び定期的に行う従業員の医学的検査は、義務的とする。

レントゲン設備のある地方では、採用、及び医師の判断により必要とする度に、検査過程において、この手段を利用せねばならない。

第1項 不衛生的な事業、及び作業においては、6ヶ月毎に従業員の医師の定期診断を義務的とする。

第2項 内国社会保障局（INPS）は、本条規定の検査の実行において、その医療サービスの可能な限度において協力するものとする。

第3項 医師の検査は、その行なう、又は行なわんとする職務に対して従業員の肉体的能力を検査する意味で行なわねばならない。

第168条 工場は、緊急救護供与に必要な医療資材を備えておかねばならない。

第169条 証明された、又は疑いのある労働の特別条件によって発生した疾病、又は職業病についての通知は義務的とする。

第1項 通告は、次の者に行なわれる。

- a) 企業の医師に。
- b) 従業員のかかりつけの医師、又は医学会議の参加者に。
- c) 疾病の発生した工場の責任者に。

第2項 通告は、従業員の氏名、住所、年齢、労働の場所、想定される、又は確認された疾病の原因を記載して地方労働局に対して行なわれる。

第3項 第2項記載の官庁によって受取られた通知は、特別帳簿に登録

せられ、事件に相当する手続の外、内国労働安全及び衛生局、及び社会保障、及び労働統計事務局に通知される。

第V節 建 築

第170条 建造物は、その中で働く者に完全な安全性を保証する技術上の要件に従ったものでなければならない。

第171条 労働の場所は、床面から天井迄の空間の高さを直立して最低3米を有するものとする。

単項 所管官庁の判断により、この最低は、労働の性質に適応する照明、及び通風の条件を備えている限り、低減することが出来るものとする。

第172条 労働の場所の床面は、平面、かつ水平とし、安全に通行し、資材の運搬を可能ならしめる通路を有するものとする。

第173条 床面、及び壁の開孔は、人、又は物品の墜落を防ぐ防護物で保護されねばならない。

第174条 入口の階段、及び斜面は、少くとも1センチメートル平方につき50.0キログラムの移動貨物を十分に堪える力を持ったものでなければならない。

第175条 あらゆる型の斜面、固定した、又は可動の階段は、安全の基準に従って建設され、及び完全な保存の状態に維持されねばならない。

第176条 滑る危険のある床、階段、斜面、廊下、及び通路においては、上敷、又は、滑り止めが施されるものとする。

第177条 労働の場所の床、及び壁は、出来得る限り、防水加工が施され、かつ湿気から保護されるものとする。

第178条 労働の場所の屋根は、雨水、又は過度の日照に対する保護が確保されねばならない。

第179条 ガラスの採光窓は、事故を予防するため金網、又はその他の器具で保護されねばならない。

第180条 労働の場所は、出来得る限り1年中の暑い月には過度の日照を、寒い月には日照の欠乏をさける様留意されねばならない。

第VI節 照 明

第181条 すべての労働の場所においては、作業の性質に適した自然の、又は人工の適当な照明を有しなければならない。

第1項 可能なる限り、自然の照明を選択すべきである。

第2項 人工照明については、最低基準として、内国労働安全、及び衛生局によって定められた基準が遵守されねばならない。

第3項 照明は、眩覚、強反射、陰影、及び過度の明暗をさけるため、均一して、普遍的に投射されねばならない。

第4項 照明は、従業員の動作、及び視覚を害さず、及び照明を与えるべき物体の上に影を生じない方向に投射されねばならない。

第5項 電気照明が採用されたときは、目の衛生に必要な安定と、強度を有するものとする。

第182条 水平、又は鋸齒状に備えた照明用窓、採光窓、又屋根は、太陽が直接に労働の場所の上に投射しない様に取付けられるものとし、必要とするときは、過度の日照をさけるため、日覆、よろいど、カーテン、及びその他のものを利用するものとする。

第VII節 通 風

第183条 労働の場所は、その行う労働に適応する快適な温度の環境を提供する自然の通風を有しなければならない。

第1項 人工換気は、自然の換気が本条の要求する条件を満たさないときは常に義務的とする。

第2項 環境の条件が熱発生施設のため不適當となったときは、掩蓋、衝立、二重隔壁、遮熱装置、及びその他類似の施設の使用が命ぜられる。

第3項 熱発生施設は、出来得る限り、少くとも、最も近い壁から0.50メートル離れた特別室に配置されるものとする。

第Ⅷ節 電 気 設 備

第184条 電気設備は、安全な運転状態に維持されねばならず、及び次の規則に従うものとする。

- I 器具、附属品、装置、備品、及び伝導器は、適当な方法により電気衝撃、火災、爆発、故障、及び資材の溶解の危険を防止する様設置されねばならない。
- II 絶縁体で被覆されていない器具、附属品、及びその他の部品は、電圧が50ボルト以上であるときは何時でも偶然な接触から保護されていなければならない。
- III 有資格者に限り電気設備を設置し、操作し、検査し、及び修理することが出来るものとする。
- IV 可燃性、又は爆発性物質の存在する場所、並びに鉋区内においては、電気設備に関して特別の安全方策が採用されるものとする。
- V 600ボルト以上の電圧の場合には、必要な時は、危険な場所からの隔離、及び従業者のさらされている危険に対し、明確な言葉で注意を喚起する掲示板、又は告示の掲示の如きその他の手段が採用されるものとする。
- VI 電流の流れる器具の被覆、又は容器は、アースに連結されねばならない。
- VII 電気業、又は電気設備において働く者は、電気衝撃による事故の災害を受けた者を救助するため人工呼吸の方法に熟達していなければならない。

第Ⅸ節 エレベーター、クレーン、及び運送機

第185条 エレベーター、及びホイストの坑は、床面上の扉、及び仮扉を除いて、その高さ全部に亘って堅固に、囲いが作られていなければならない。

第186条 エレベーターの運転室が床面の高さにおかれていないときは、扉は、手すり、又はその他の適当な装置によって保護されていなければならない。

第187条 資材の移動に利用される装置、例えば、エレベーター、貨物用エレベーター、クレーン、ホイスト、回転橋梁、滑車、荷揚機、小型クレーン、ベルト・コンベヤー各種の運送機は、必要な耐久、及び安全性の保証を提供し、及び完全な運行状態に維持される様、計算され、建造されるものとする。

第1項 鋼鉄製索、綱、細綱、滑車、及び 鉤には、特別な注意を払い、常に検査を行って、その不良部品は取替えられねばならない。

第2項 すべての装置には、見易い場所に、認められた最高の稼働重量を掲示するものとする。

第3項 装置は、この器具についての技術的知識、及び経験を有する者によってのみ行なうことが出来るものとする。

第4項 人員の移動に当てられる装置については、特別な安全条件が要求される。

第Ⅹ節 施設、機械、及び装置

第188条 いかなる労働の場所においても、従業員に対して災害の危険となる様な機械、資材、又は仕上品の蓄積を行なうことが出来ないものとする。

第189条 その自由な運転、調整、修理、及び資材、及び仕上製品の取扱い

を容易ならしめるため機械の周辺に、往來のための十分なスペースを残すものとする。

第1項 すべての労働の場所の機械、施設又は、資材の蓄積の間には、少くとも、80センチメートルの自由な通路をおかねばならない、機械の稼動部分の間には、1米30センチメートルとする。

第2項 労働の安全における所管官庁は、機械、及び施設の性質上、又は作業の様式が之を要求するときは、この面積を拡大する様決定することが出来るものとする。

第190条 機械、設備、及び機械施設は、完全に安全な状態に維持されねばならない。

第1項 あらゆる機械、又はその附属品の稼動部分は、滑車、ベルト、及び伝動軸を含めて、従業員の手が届くところにあるときは、安全装置によって保護されていなければならない。

第2項 機械は、作業員の手が届くところに、事故を防止する始動、及び停止装置を備えねばならない。

第3項 機械の掃除、調整、及び修理は、機械が動いていない時のみ行なうことが出来るものとする、ただし調整を行なうため必要である場合を除く。

第191条 手作業用具は、用途に適したものであり、完全な保存の状態に維持されねばならない、この要件に合致しないものの使用は禁止される。

第192条 ガス、又は圧搾空気のモートルは、その安全状態を確認するため定期的に検査をうけねばならない。

第193条 本章の規定に反する機械、及び装置の製造、販売、貸与、及び使用は許可されない。

第XII節 ボイラー、及び炉

第194条 ボイラー、及び圧力によって動く装置は、安全バルブ、及び

その他の安全装備により内部の稼働圧力に耐える様製造されねばならない。

第1項 すべてのボイラーは、請求により労働安全の所管官庁の発給する「安全検査票」を有しなければならない。

第2項 中圧、又は高圧のボイラーは、予め労働安全の所管官庁の承認を受けた適当な場所に設置されねばならない。

第195条 炉は、その用途に不拘、耐久資材、特に鋼鉄板で建造せられ、環境の過熱を防止する耐熱資材で被覆されたものとする。

第1項 炉に隣接する地域は、ガス、又は蒸気の蓄積をさけるため十分に換気されて居らねばならない。

第2項 ガス、又は蒸気が従業員に健康に有害なときは、その除去のため有効な煙突、吸い込みパイプ、又はその他の手段の設置が要求される。

第3項 炉は、必要な場合には、従業員をして、その作業を安全に実施せしめるため耐火性資材の階段、又は足場を有するものとする。

第4項 炉に接近する前に、爆発、又は炎の噴出を防止するため予防手段がとられるものとする。

第XII節 燃料、可燃性物、及び爆発物

第196条 液体燃料の貯蔵されている建物については、その建物は、適当な場所に置かれ、それに接近する従業員が必要な注意をもって接近する様保護せられ、かつ標示されていなければならない。特に禁煙は守られる。

第197条 可燃性物、及び爆発物の貯蔵に当てられる場所は、次の要件をみたさねばならない。

I 必要な場合の人工照明は、防爆性電球によって得ること。

II 自然の落雷に対する保護は、適当な構造の、又、所管官庁の指示あるときは、十分な数の避雷針により行われること。

III 貯蔵される物質の量は、作業運転のため必要な最低限に止めること。

IV 火災の予防、及び消火の特別施設が要求されること。

第198条 可燃性物、又は爆発物を取扱う労働の場所においては、単に当日の消費に必要な資材を保有することが許可される。

第1項 各工場は、可燃性物、又は爆発物を貯蔵する、又はこれをもって作業する場所における従業員の出入、及び滞留に関する規則を定め、喫煙、又は裸火を有するランプ、又は器具を使用することは固く禁止される。

第2項 規則制定に当っては、違反者に課せられる罰則を明確にし、その罰則は、単なる警告から違反過失の重大性による解雇迄を含むものとする。

第XⅢ節 消 火

第199条 労働の場所は、消火装備を備えねばならない。

第200条 企業は、消火装備の取扱いに習熟する様、その従業員を訓練せねばならない。

第201条 火災の危険の大きい特定の種類の工業、又は事業に対しては、液体可燃性物の貯蔵槽の周辺には防火扉、及び防火壁、又は堤防の如き特別な建築上の必要条件を要求し得るものとする。

第202条 出口は、十分な数だけつけ、さらに労働の場所に居る者が災害の場合に、速かに、かつ安全にその場所から退避出来る様配置せねばならない。

第1項 出口の最低の長さは、1米20センチメートルとし扉は、いかなる場合でも、労働の場所の内側に向けて開くものであってはならない。

第2項 出口に直ちに近づくことが出来ないときは、恒久的に、及び全く障害のない様に、直接出口に通ずる最低の長さ1米20センチメートルの出口をもった隣接した安全な内側通路、又は接近廊下を有しなければならない。

第Ⅳ節 屋外労務

第203条 屋外で行われる労働においては、日照、暑気、寒気、湿気、又は風から労働者を保護する特別な予防措置が要求せられ、及び飲料水の供給を確保せねばならない。

第1項 本条記載の労働の場所に常住せねばならない労働者は、労働の安全、及び衛生に関する所管官庁の判断により衛生条件を備えた宿泊所を与えられる。

第2項 沼沢地帯、又は浸水地帯において行われる労働に対しては、現行の公共衛生の基準による流行病予防の手段は至上命令とする。

第Ⅴ節 発掘、トンネル、抗道及び石切り場

第204条 屋外の発掘、又は地下の発掘、抗道、又はトンネルの開さく、及び鉋山、又は、石切場の開さくにおいては、土塊、又は岩石の崩壊、埋没、及び飛散の危険をさけるための予防手段が採られるものとする。

第1項 本条規定の工事においては、労働の場所の適当な換気、及び照明、及び危険、又は事故の場合に労働者の緊急退去のための条件が確保されねばならない。

第2項 塵埃、又は可燃性ガス、爆発物、又は健康に有害な物質が存在するときは、その中和、又は除去のための手段が採られるものとする。

第205条 前条に記載する作業中に、爆発物が使用されるときは、装填の準備、火薬の装填、点火順序、点火、及び爆発した火薬の除去につき責任あるダイナマイト取扱主任をおくものとする。

単項 爆発物取扱人は点火に使用される電気施設に対しても全様に責任を有する。

第XXI節 圧搾空気を使用する労働

第206条 圧搾空気を使用する環境において、及び潜水服をもってする労働においては、事故の危険から労働者を保護する措置が採られねばならない。

第1項 圧搾空気を使用する労働は、18才から45才迄の男子にのみ許可せられ、かつ、労働の安全、及び衛生の所管官庁によって定められた労働時間、及び実施の基準に従うものとする。

第2項 圧搾空気を使用して労働する者は、毎日の労働作業前に一般的な医師の検査を受けねばならない。

第3項 圧搾、及び減圧の作業に費された時間、並びに労働者の食事、休息、及び回復に当てられた時間は、通常の労働時間中に計算される。

第XXII節 騒音、及び振動

第207条 労働の場所に発生する騒音、振動、又は不快な、又は健康に有害な震動除却し、又はこれを軽減するための措置が採られねばならない。

第XXIII節 イオン放射

第208条 企業は、出来得る限り、労働者をイオン放射にさらすことを軽減するための適切な措置を採らねばならないものとし、所管官庁の判断により集団的、又は個人的性質の手段を通じて、放射に対する有効な保護を確保せねばならない。

第1項 イオン放射の最大許容量、並びに機関内に導入された放射能物質の最大量は、所管機関の規則において定められる。

第2項 それらの最大許容量は、定期的に改訂されねばならない。

第3項 イオン放射を受ける労働の場所、及び労働者は、規定の水準が遵守されているかを確認出来る様、恒久的な管理の下に維持されねばなら

ない。

第4項 イオン放射を浴びる職務を行う労働者は、義務的にその職務に就く前に、及び定期的に最高6ヶ月毎に医者の検査に服さねばならない。

第5項 医師の決定によって禁止された労働者は、イオン放射にさらされる職務を行い、又は、その職務に留ることが出来ないものとする。

第XX節 不健康な事業及び危険物

第209条 不健康の原因が全く除去されたことが確認されない限り、その労働の固有の性質、条件、又は方法により、労働者を有害な物理的、化学的、又は生物学的作用にさらして、内国労働安全、及び衛生局々長によって承認された表の中包含されている疾病を発生し得るものは、不健康的な事業、及び作業とみなされる。

第1項 各場合に依り不健康性についての性質的な、又は数値的な断定、及び労働者保護の手段は、不健康的な作用にさらされていた期間を考慮して、労働の安全、及び衛生の問題に関する所管官庁によって決定せられるものとする。

第2項 不健康性の除去、及び軽減は、場合に依り、集団保護の手段、又は個人的保護の方法の適用により行うことが出来るものとする。

第3項 不健康的な事業、及び作業の表、及び不健康性判定の基準は、内国労働安全、及び衛生局によって3年毎に改訂せられる。

第4項 不健康性が確認されたときは、その除去、又は出来得る限りの軽減を行う期間を定めて、企業に通告することは、地方労働局の権限に属する。

第210条 健康に危険であるとみなされた、労働の場所において使用され、取扱われ、又は運搬された資材、物質、又は製品は、票紙に、その構成成分、事故の際の緊急手当の注意書、並びに国際基準による当該危険の表示を記載せねばならない。

単項 工場の責任者は、公示、又は掲示板をはり出して、有害物質の取扱いに関して、各利用部門における労働者の警戒心を喚起せねばならない。

第211条 有毒な、刺戟的な、アレルギー性の、又は不快な空中浮遊物を発生する作業においては、一般的な処理の方法によると個人的保護の器具によるとを問わず、組織体によるその吸収を防止する手段が採られねばならない。

第XX節 疲労の予防

第212条 労働者は、60キログラム以上の資材を個人で移動することを強いられることがない。

単項 本条の禁止中には、軌条上のトロッコ、手押車、又は、その他あらゆる機具による手押し、又は牽引は含まれて居らず、いかなる場合でも、労働者には、その力以上の仕事を要求することは許されない。

第213条 労働者の使用のため労働の場所に椅子をおくことは、義務的とする。

第1項 坐った位置で仕事をすることが労働者に可能であるときは常に、身長、及びその行う作業の性質に調節し得る椅子を設置することは義務的とする。

第2項 坐った位置で働くことが可能でないときは、労務の休止中、それを利用し得る場所に、椅子を備えることは、義務的とする。

第XXI節 個人衛生、衛生施設、更衣室、食堂、及び水飲所

第214条 工場は、性別、及び労働の順番により、次の割合で衛生器具を備えねばならない。

従業員20名につき 1.便器、 1.小便所、 1.洗面所、 1.シャワー

第1項 有害な物質に身をさらし、又は身体の清潔と両立しない非衛生的な事業、又は作業の場合には、労働者10人につきシャワー1基が要求

される。

第2項 第1項の場合には、衛生設備一式の外に、労働者20人毎に、1基の割合で個人用、又は集団用洗面所を備えねばならない。

第3項 便所には、侵入を防止する戸を備えねばならない。

第4項 衛生施設は、防水、及び洗滌可能の資材で被覆した床、及び壁を有しなければならない。

第5項 食料、及び全種の工業においては便所の隔離は、労働場所の不潔、又は汚染をさけるため出来得る限り嚴重にせねばならない。

第215条 下水設備のない地方では、工場責任者は、労働者に対して、第214条の要求に従い、適当な穴により、又は、公衆の健康に害を与えないその他の方法によって便所の衛生設備を確保せねばならない。

第216条 あらゆる種類の工場、及び更衣、又は制服、又は塵除け上つ張りの使用が義務づけられている事業においては、非衛生的な、又は身体の清潔と両立しない事業でない場合には、単一仕切りの個人用ロッカーが要求せられ、非衛生的な、又は身体の清潔と両立しない事業の場合には2つ仕切りのロッカーが要求される。

第1項 本条規定の個人用ロッカーの要求は、内国労働、及び衛生局の公布する基準に従って、労働の安全、及び衛生に関する地方所管官庁の判断により、特殊の事業に対しては免除することが出来るものとする。

第2項 個人用ロッカーの設置場所は、工場の都合を考慮して行われ、さらに又、正当な理由ある場合には、其場所を変更し、又は決定することは、労働の安全、及び衛生担当の官庁の権限に留保される。

第217条 300人以上の労働者が働いている工場においては、食堂の設置を義務的とし、労働者が工場の他の場所で食事をとることは禁ぜられる。

第1項 本条規定の食堂の設置は、内国労働安全、及び衛生局の発する基準に従うものとする。

第2項 要求された食堂を有しない工場においては、食事の際に十分に快

適な条件を労働者に確保せねばならない。

第218条 すべての労働の場所においては、従業員に対して、衛生的な飲料水を供給せねばならない、共同コップの使用は禁止される。

単項 水道網の存在するところでは、屈折した蛇口、又は保護装置のついた水呑所を優先的に設置せねばならない、便所、又は洗面所に設置することは禁止される。

第219条 口を使用する道具が使用される作業においては、個人的使用の道具のみが許可せられ、出来得る限り、機械的操作の他の道具によって代替されねばならない。

第XXII節 労働の場所の清掃及び塵埃の処分

第220条 労働の場所は、事業の性質と両立し得る衛生状態に維持せられるものとする。清掃の作業は、出来得る限り、労働時間外、及び埃りの立つのを最少限にする方法で行われるものとする。

第221条 工場の責任者は、労働者、及び一般大衆に無害となる様な処分、及び取扱いを塵埃に与えねばならない。

第XXIII節 罰 則

第222条 本章の規定の違反者は、地方最低賃金の10分の1、乃至10倍の罰金をもって罰せられる。

第223条 第222条の規定する罰則は、本章の規定の適用を偽瞞するための作為、又は擬装の使用が認められたとき、並びに再犯の場合には、最高限度が課せられるものとする。

第Ⅲ編 労働保護の特別規準

第 I 章

労働時間、及び条件に関する特別規則

第 I 節 銀行員

第 224 条 銀行、及び銀行業務店の従業員に対する 1 日の労働時間は、土曜日を除き連続 6 時間とし、合計 1 週間 30 時間制とする。

第 1 項 本条に規定された通常の労働時間は、7 時から 22 時の間に行われ、従業員には、1 日の労働時間中に、食事のため 15 分の休息が確保される。

第 2 項 本条の規定は、経営、管理、監督、各課の長、及び補佐、及び全種の役職を行う者、又は、その他の責任ある職を行なう者で、その役職手当額が、本職の給料の 3 分の 1 以下でない場合に限り、適用されないものとする。

第 225 条 銀行員の通常の労働時間は、特例として、1 日 8 時間迄延長し得るものとするも、1 週間に 45 時間を超えてはならず、かつ労働時間に関する一般規程を遵守するものとする。

第 226 条 6 時間労働の特別制度は、又、銀行、及び銀行業務店の守衛、電話交換手、及び雑役夫の如き門衛、及び清掃従業員にも亦適用される。

単項 各銀行の経営者は、6 時間労働の限度を遵守して、開店 30 分前、及び閉店 30 分後迄就業する門衛従業員の当番制を組織するものとする。

第 II 節 電話、海底、及び河底電信、無線電信、 及び無線電話事業の従業員

第 227 条 電話、海底、又は河底電信、無線電信、又は無線電話事業を行

う企業においては、そのオペレーターに対しては、1日連続6時間の最高労働時間、又は、週36時間の最高労働時間が規定される。

第1項 さけることの出来ない必要性の場合に、オペレーターが本条規定の通常の時間外に、労務に服することを余義なくされたときは、企業は、特別に通常の時間当り給料に対する50%増しで、超過時間の支払を行うものとする。

第2項 日曜日、祭日、及び守護聖徒休日の労働は、臨時労働とみなされ、その実施方法、及び手当については、使用者と従業員との協定、又は当該組合が団体労働契約において定めるところに従う。

第228条 オペレーターは、その速度が、毎分25字を超えるときは、間断なく、手書き、又はタイプライターにより、手働送信、並に視聴受信を行うことが出来ないものとする。

第229条 労働時間の一定しない従業員に対しては、1日の労働時間を最高7時間、休息時間を17時間と定め、3時間以上の継続労働を行ったときには、従業員各人の休息のため、その時間より20分を差引くものとする。

第1項 その職務が他のものと異なる分類を要求しているオペレーターの外、技術、電話、検査、発送、配達、及び受付の課に属している者は、不定な労働時間の従業員とみなされる。

第2項 日曜日、祭日、及び守護聖徒休日に対する労働の実施、及び報酬、及び労働時間の延長に関しては、前項記載の従業員の労働は、本節第227条第1項の定めるところにより規制される。

第230条 企業の経営者は、同じ職務を行う者の間に、夜間と昼間の交替が行われる様その役務実行のため従業員の当番組を組織せねばならない。

第1項 全じ職務を行う従業員には、役務に損害を来さない限り、本人全志で、組の取替が許される。その組の長、又は責任者は、本節の規定内で、その方法の機会、又は可能性を決定する。

第2項 10時前、及び13時以後に昼食をとり、及び16時前、及び19時30分以後に夕食をとることを従業員に強制する労働時間割を組むことは、使用者に禁止される。

第231条 本節の規定は、船舶、又は航空機に乗組中の無線電信オペレーターを含まない。

第Ⅱ節 職業音楽家 廃止 (第232条~第233条)

第Ⅳ節 映画映写技師

第234条 映画映写技師、及びその助手の通常労働時間は、6時間を超過しないものとし、次の様に、配分される。

- a) 映画上映中、映写室において連続5時間労働。
- b) 映写機の掃除、給油、又はフィルムの点検のため最高1時間迄の補足時間。

単項 通常労働時間の給料に対して、25%の追加手当により、及び本条b号記載の時間と、a号記載の映写室における勤務との間に、2時間の休息時間を遵守して映写技師、及びその助手の労働は、特別映写のため1日2時間の延長時間を有することが出来るものとする。

第235条 その通常の興業が夜間である映画館では、協定、又は団体労働契約を通じて、及び通常時間の給料に対して25%増しで、週3回に限り、及び昼間興業と夜間興業との間に最低1時間の休息時間を置いて、夜間興業に加えて、昼間特別興業の労働を行うことを、映写技師、及びその助手に許可される。

第1項 本条規定の累加労働の時間は、10時間を超えてはならない。

第2項 各労働時間後には、最低12時間の休息時間をおくものとする。

第V節 鉄 道 事 業

第236条 鉄道事業、この事業とは、公衆の運輸に開放された鉄道による輸送と解され、その中には、鉄道、その建物、技術工事、車輛、附属施設、及び附属物の管理、建設、維持、及び撤去、並びに運輸、電信、電話事業、及びあらゆる鉄道施設の運営を包含するものとし、本節記載の特別規定が適用される。

第237条 前条に関する職員は、次の種類に分類される。

- a) 高級管理職員、局、課の長、及び補佐、駐在技師、倉庫係長、検査官、及び運営又は監督の職務を行うその他の従業員。
- b) 特定の場所、又は区間で働く職員で、その仕事に不断の注意を要する者、事務職員、鉄路、事務所、及び主要駅の維持、及び建設班、夫々の電信技手を含む、機関士、保線係、検車係。
- c) 一般列車乗務員。
- d) 労働の場所に長時間留るとしても、その役務が断続的で、かつ軽微な職員、電信技手を含む警手、及び奥地の駅の職員。

第238条 従業員が、鉄道に束縛されている時間は、すべて、実働労働時間として計算される。

第1項 C類の職員によって行われた役務においては、その役務の終了、及び開始の場所から、又は場所への通勤に費された時間は、有効労働時間とはみなされない。

第2項 職場の外に転勤を命ぜられた、又は出張を命ぜられた職員には、旅行に使用された時間を、通常な、かつ有効な労働時間として計算される、但し、時間外手当を受取る権利を有しない。

第3項 保線班の場合には、有効労働時間は、班駐在所を出発した時から、全班の担当区域内に含まれているどの地点でも労務を中止した時迄計算される。従業員が、その班の区域外で働くときは、その地区迄の帰路に

使われた時間も亦有効時間として計算される。

第4項 列車の乗務職員に対しては、目的地に到着後、鉄道員が、鉄道の仕事に服務中、又は拘束されていた時間のみが、有効労働時間とみなされる。2期の労働時間の中に1時間以上の間隔がない場合には、この間隔は、有効時間として計算される。

第5項 食事のために与えられた時間は、乗務中のC類の職員を除いて、食事が進行中、又は停車中の駅において採られ、その時間が1時間を下らないときは、C類の職員以外は、有効労働時間とは計算されない。

第6項 技術工事、電信、電話線、及び建物の保持を担当する班の仕事においては、労務の場所への旅行の時間は、往復を問わず1時間を超えることなく、かつ鉄道が移動の手段を提供するときは、有効労働時間として計算されず、その制限を超過した時間のみ計算される。

第239条 C類の職員に対しては、労働時間の延長は、協定、又は集団労働契約の束縛を受けないものとするも、12時間を超過することが出来ない、そのため、企業は、出来得る限り、通常の8時間労働が遵守される様、沿線に分遣隊をおいて、乗務員の勤務を組織するものとする。

第1項 本条の制度に服する職員に対しては、労働の日程終了後に、最低連続10時間の休息が与えられ、さらに週休が遵守される。

第2項 本条記載の列車乗務員に対しては、企業が、旅行中食事を支給せず、目的地において宿泊所を与えないときは、その出費を賄うための補助費を与えるものとする。

第3項 本条に包含された職員の勤務時刻表はいかなる従業員も15日毎に、夜間労働時間の合計が、昼間労働時間を超えない様組織されるものとする。

第4項 本条記載の職員の労働時間は、労働・社会保障大臣の承認したひな型に従って作成され、常に従業員が所持する特別手帳に記入されるものとする。

第240条 事業の安全、又は正常運転に影響を及ぼすが如き緊急事態、又は事故の場合には、労働時間は、臨時に時間数に不拘、延長し得るものとし、鉄道は、その従業員の安全と、作業班交替の可能性につき注意を払い、職員に相当する休息を確保し、並びに事件の発生を、その確認後10日以内に労働・社会保障省に通知するものとする。

単項 本条に規定する場合に、正当な理由なくしてする従業員側 する臨時労働の拒否は、重大な過失とみなされる。

第241条 通常の8時間労働制を超過した時間は、次の基準により臨時勤務として支払をうける。

最初の2時間は、通常労働時間に対して25%増し。

次の2時間は、50%の追加増額。

残りの時間には、70%の追加増額。

単項 0類の職員に対しては、第1時間は25%の増額をうけ、第2時間は、50%の増額をもって支払われ、次の2時間は、60%の増額をもって支払われる、但し、怠慢が証明された場合を除く。

第242条 10分以上、30分以内の端数は、30分として計算される。

第243条 その役務が断続的性質のものであり、又は軽微な性質のものである奥地の駅の従業員に対しては、労働時間に関する一般規則が適用されず、2期の労働時間の間に最低10時間の継続した休息、及び週休が確保される。

第244条 鉄道は、不測の役務を行うため、又は、出番に出動しない他の従業員に代るため、臨時の、予備の、又は待命の従業員を有することが出来るものとする。

第1項 通常役務には出頭するも、必要な時にのみ労働を行う定員候補者たる現業職員を臨時職員とみなす。

第2項 自宅に留まり、役務への召集を常に待機している現業職員を予備職員とみなす。各待期々間は、最低20乃至4時間とする。待期時間は、

あらゆる効力上、通常給料の3分の1の割合で計算される。

第3項 駅の構内で、命令を待つ従業員を待命職員とみなす。待命期間は、最高12時間とする。待命中の時間は、通常時間給料の3分の2で計算される。

第4項 従業員の待期する駅、又は構内において、食事の施設が存在するときは、前項記載の待命12時間は、継続的とすることが出来る。その施設がないときは、待命6時間の後に、食事のため1時間の休息があるものとし、この場合には、役務時間として計算されない。

第245条 交通頻繁な駅における寝台車のボーイの通常労働時間は、8時間を超過しないものとし、1時間を下らない間隔において当番2班に分割されねばならず、各班は5時間を超える労働時間を有することが出来ないものとし、連続14時間の2労働日程の間には一定の休息期間をおくものとする。

第246条 交通頻繁な駅の電信技手の労働時間は、毎日6時間を超過してはならない。

第247条 主要駅、交通頻繁な駅、及び奥地駅は、各企業に対して、内国鉄道局によって分類される。

第VI節 内国商船隊、港湾内の交通、及び漁場に従事する河川、及び湖沼航行の船舶の乗組員

第248節 乗組員には、各暦日の0時から24時迄の間において、継続的、又は断続的に8時間、その任務に留ることを要求することが出来る。

第1項 継続的か、又は断続的の役務に就くかの要求は、船長の判断によるものとし、後者の場合には、1時間以下の期間であってはならない。

第2項 医師の意見により、乗組員の健康を害し得ると判断される機関室、船橋、監視、及びその他の当番役務は、4時間を超過しない期間により、及び4時間を下らない間隔をもって行われるものとする。

第249条 前条の形で行われた8時間を超える実効労働時間は、超過勤務とみなされ、次に行われた労働の場合を除き、第250条記載の補償を受けるものとする。

- a) 乗組員の個人的責任により、及び管理職の執行において行われた労働、即ち船上で個人的な、かつ唯一の責任の下に構成されている職務は、これに属する。
- b) 危険が差し迫ったとき、船舶、乗客、又は積荷を救うため、又は擁護のため、船長、又は船上の安全に対する責任者の独断的な判断により行われた労働。
- c) 船上の全乗組員が、その持場に就くことを要求する操業、又は船務。
- d) 湖沼、及び河川の運航において、船舶に、燃料、及び食料品の補給、または、困難な地点、又は通路の通過において、航行上の非常事態に対処するため当てられた労働、この中には、通過のため吃水を浅くするための積荷の軽減、又は積換作業を含むものとする。

第1項 日曜日、及び休日に行われた労働は、次の作業に当てられた場合を除き、超過勤務とみなされる。

- a) 当直、及び見張りの役務、船上の機械、及び器具の運転、船舶の清掃、及び衛生、乗組員、及び船客の食事の準備、船客に対する身廻りサービス、並びに船舶、又は人員に対する緊急時の役務。
- b) 港湾への出入、接岸、離岸、貨物、及び船客の上下船のための運航、又は操作の目的に当てられる作業。

第2項 港湾内の運航に当てられる超過勤務は、週30時間を超えてはならない。

第250条 超過勤務の時間は、役務の都合により、通常労働時間内の翌日、又は翌々日において、又は航海の終りにおいての相当期間の休息、又は当該給料の支払いによって補償されるものとする。

単項 超過勤務の時間は、分割されず。端数時間は、1時間として計算さ

れる。

第251条 各船舶には帳簿を備え、各乗組員の超勤時間を記入し、他の帳簿には、全船員の違反行為を状況を正當に記載して記入する。

単項 本条規定の帳簿は、労働・社会保障省の作成したひな型により、船長により毎日記載され、一般労働者登録簿のため制定された形式に従うものとする。

第252条 上級船員の発した命令によって損害をうけたと判断する船員は何人も、当該船長を介して海運労働局に対して文書をもって提訴することが出来るものとし、船長は、当該報告を添付して、港に到着後5日以内に、これを提出せねばならない。

第Ⅶ節 冷凍役務

第253条 冷凍室内で働く従業員、及び熱い、又は常態の環境から寒い環境に、又はその反対に、商品を移動する従業員に対しては、連続労働1時間40分の後に20分の休息時間が保証せられ、この時間は、有効労働時間として計算される。

単項 本条の適用上、労働・社会保障省の公式地図の第1、第2、第3気候地帯において、15度以下の温度、第4地帯においては、12度以下、及び第5、第6、第7地帯においては10度以下の温度を人工的な寒さとみなされる。

第Ⅷ節 沖仲役務

第254条 船舶の荷役とは、積込、又は積下しの如き船上での商品の移動役務、又は、船舶責任者の都合によって行うその他の役務を謂い、この役務の中には、甲板、又は船舶への商品の積載、又は撤去を含むものとする。

第1項 積込、又は積降しの作業が、棧橋及び船積場所から、船に対して行われる時、又は、船からこれらの港湾施設に対して行われるときは、荷役は、接岸中の船舶の甲板において始まり、又は終了し、全時に沖仲士の役務が開始され、又は終了する。

第2項 その建設構造上、商品積込の作業に固有の機械を利用することが出来ず、全面的に船上の機械によって行われる港湾においては、並びに、かかる作業に対する固有の機械を有しないか、及びその構造上、棧橋、又は船積場所の機械の使用を許さない河川型の船舶の場合には、前項にいう沖仲役務は、さらに、地上で貨物を移動する労働者に対する沖仲労働者による貨物の受渡し、又はその反対の場合の役務をも含むものとする。

第3項 第1項記載の作業が、船舶から、船腹へ、又は、それらの船舶に対して行われるときは、荷役の役務は、船舶に商品の積載を含むすべての作業に及ぶものとし、さらに、これら商品の積込、又は積降し場所から、又は、その場所への運搬、及び地上から、又は地上への運搬をも含むことが出来るものとする。

第255条 荷役の役務は、次のものを含む。

- a) 荷役の手動労働は、水上輸送のため商品の移動、積降し、又は積込、又はその積載のため商品の手動作業の労働、又は船上クレーンの操作、及びその作業の注意深い監督、並びに母船、及び補助船舶のハッチの開閉、及び補助船舶の被覆を含む。
- b) 前条の専門的役務の実施に不可欠の補助機械の供与、その中には、労働の災害予防に当てられるものを含む。
- c) 補助船舶の提供、並びに前条第3項に規定する場合の曳船の提供。

第1項 本条に記載された手動労働は、次の通り分類される。

- a) 主たる船舶において行われるもの。
- b) 補助船舶、ランチ、又は荷船において行われるもの。

第2項 国内の港湾における沖仲役務の実行は、次の種類の何れかに属す

る荷役団体の権限とする。

- a) 組織された港湾の運営当局。
- b) 未組織の港湾に対しては、第256条規定の港金庫。
- c) 直接、又はその代理人を通じて、船主。

第3項 沖仲の役務の実行を引受けたときは、本条b号、及びc号記載の補助機械の供与、並びに補助船舶、ランチ、又は曳船、及び荷船の提供は、これら荷役団体の任務とする。

第256条 未組織の港湾においては、労働・社会保障省は、沖仲役務を行うため港金庫を創設することが出来るものとし、この金庫に公益のため、法律の条項に照らし、その目的に必要とされる固定した、及び浮動器材を収用する権能が附与される。

第1項 本条によって創設された港金庫は、運輸・土木省の代表者によって、運営せられ、固定、及び浮動器材の取得、又は収用のため必要な権限が与えられる。

第2項 器材の買収、又は補償は、全国社会保障院からの貸入金で取得した資金で行われる。貸付金は、長期で、年7%の利息で償還される。

第257条 第255条a号に規定された船舶の荷役における手動労働は、本節第260条に規定された場合を除き、沖仲士、又は港湾において鉱石荷役専門の沖仲士によってのみ行われ、港務部、又はその代表部、又は出張所に正式に登録した組合を優先的とする。

第1項 登録のためには、その他の要件の外、次の事項を必須要件とする。

- 1) 21才から40才の年齢証明書
- 2) 種痘証明書
- 3) 全国社会保障院発行の健康証明書
- 4) 経歴書
- 5) 生来のブラジル人、又は帰化ブラジル人の場合には、兵役免除証明書。

第2項 外国人の登録のためには、又、合法的に永住滞在証明書が要求さ

れる。

第3項 港務部、その代表部、及び出張所は、毎年、当該海運労働局によって定められる限度迄登録を行うものとする、但し、登録外国人の数は全体の3分の1を超えることが出来ないものとする。

第4項 登録の際交付された沖仲士手帳は毎年の最初の3ヶ月以内に有効性の更新をせねばならない。

第258条 第255条第1項に列挙された団体は、毎月、海運労働局に、その団体によって使用された沖仲士によって行われた労働時間一覧表を送付するものとする。

単項 1箇月の間に、各沖仲士の平均労働時間が1,000時間を超過したことが実証されたときは、労働者の数が、この平均労働時間が守られる様、増加されるものとする、その反対の場合には、登録は、この労働強化指数に達する迄停止される。

第259条 船舶の沖仲役務は、入港中なると、航行中なるとを問わず船舶の安全条件に関して、商品の積載、又は撤去につき責任を有する当該船長、又はその代理者の指示に従って行われるものとする。

第260条 本節の規定は、下記の船舶を除き内国の港に出入するすべての船舶に義務的に適用される、下記の船舶における沖仲役務は、夫々の乗組員によって自由に行うことが出来る。

- 1) 都市の市営市場に供給する小農産物、及び漁獲物を輸送するすべての出入船舶。
- 2) バラ積みの液体商品の運送に使用されるあらゆる噸数の船舶。
- 3) 積替を必要としなくなった役務期間中にのみ、積込、又は積降しが自動機械によって行われる時は、バラ積みの固形商品の運送に使用されるあらゆる噸数の船舶。
- 4) 政府により直接行われると、又は特許人によると、もしくは、請負人によるとを問わず、国内の水路において公共事業工事の施工に使用され

るあらゆる吨数の船舶。

第1項 郵便行囊、及び船客の船室用手荷物の荷役々務は、夫々の船舶の夫々の乗組員によって自由に行うことが出来るものとする。

第2項 その役務に専門の労働者の居る港の石炭、及び鉱石の荷役は、鉱石荷役の労働者によって行れるものとし、これらの労働者は、第257条に従い港務部に登録されねばならない。

第3項 前項の効力上、浮動資材を所有する石炭会社は、第255条第1項C号による船主とみなされる。

第4項 1940年2月23日付法令第2032号公布の日付に、沖仲士組合に属さない労働者によって行われ、またあらゆる吨数の主たる船舶、及び補助船舶における商品の荷役作業は、自由に行うことが出来るものとする。

第261条 荷役々務が船主、又はその代理人によって行われなときは、彼等は、次の形式により、第255条第2項に規定された何れかの団体に自由に要請するものとする。

a) 要請は、出来得る限り、前日に、全一船舶に対しては、文書により、単一の沖仲士団体に行われるものとする。

b) 要請には、出来得る限り、役務の開始される予定日時、船名、積込、又は積降しする商品の数量、及び種類、荷積みされ、又は荷揚げされるハッチの数、船舶寄港の場所、及び作業が、棧橋、又は接岸地点、又は横付けされている補助船舶に対して行われるか、どうかを表示するものとする。

第262条 沖仲士団体は、毎日の役務終了後、24時間以内に役務の場所において、又は、当該組合の本部において、沖仲士に対して、その支払うべき収入を支払うものとする。

第1項 支払われる収入の総額について疑問がある場合には、沖仲士団体は、問題のない部分を沖仲士に支払い、残額は、24時間以内に、貯蓄

金庫、又は、海運労働局名宛に、ブラジル銀行代理店、又は代表者の手元に預入れるものとする。

第2項 疑問が解決したときは、預入れられた金額は、海運労働局によって解除され、残額を受取る権利ある者に交付される。

第3項 当該同業組合の文書による請求により、海運労働局の代理人は、その労働者に対して負債を有することが証明された沖仲士団体の活動行使を、その精算迄、中止するものとする。

第4項 夜間、日曜、及び休日の労働は、超過勤務とみなされ、超勤として、承認も受けた賃金表に明示された料金、又は給料に対して25%増しで支払われる。

第263条 船主は、沖仲労働者に対して、その代理人が負っている負債の金額につき代理人と共に連帯して責任を負うものとする。

第264条 荷役の役務は、船舶、及び港湾のクレーン、及びその他の船積、及び陸降し設備を最大限に利用して、行われるものとする。

第1項 沖仲士団体は、港務部に登録されている者の内から選択された沖仲士、鉾石荷役労働者、掌帆長、一般掌帆長のみを雇用出来るものとし、企業組合加盟者を優先的に採用する。

第2項 沖仲士団体は、盗難、商品、及びその働いている船舶に生ぜしめた破損に対し責任を有するものとする。

第3項 荷役々務が、契約前に、沖仲士に通知することなしに、役務に予定された時間に開始されない時、又は、雨のため中止されたとき、さらに又、波浪のため待機、及び遅延を余儀なくされたときは、契約された労働者は、沖仲団体より、中止、又は待期した時間につき、料金表に定められた給料の半額を受け取るものとする。

第4項 船舶の出入が潮の干満による港湾においては、沖仲役務の実行に当り2時間を超える待期、又は遅延は、料金表に定められた給料の半額を基準として沖仲労働者に支払われるものとする。ここに規定された手

当は、第270条第4項に従って月給を受ける乗組員、又は沖仲士には適用されないものとする。

第5項 沖仲団体は、適時に、荷役々務の継続に不可欠の附属機械、並びに補助船舶、及び曳船を提供する義務を有し、さらに又、組織された港湾の管理部と連絡して、係船のため棧橋における場所、並びに管理部の供給するクレーン、倉庫、及び貨車を手配せねばならない。

第6項 労働に必要な器具の欠除から発生した中断による、労働停止期間に該当する給料を支払うことは、沖仲団体の義務とする。

第265条 各船舶、甲板、又は補助船舶における労働のため、各港における当番、又は組を構成するための沖仲労務者の実数は、商品の種類、及び船舶の種類を考慮して、海運労働局によって、予測、決定される。

第1項 船舶における荷役々務は、各船舶毎に、掌帆長1名によって指揮せられ、及び船舶全部に対しては、一般掌帆長1名、又は数名によって指揮せられる。

第2項 荷役が乗組員自身によって行われない補助船舶においては、掌帆長をおかないものとする。

第3項 荷役が乗組員自身によって行われる補助船舶においては、役務は船舶の船長によって指揮せられ、船長は、単位毎に報酬を受ける権利を有する場合には掌帆長のため規定された割当金額を受けるものとする。

第266条 船上で有効労働に従事する沖仲士、及び掌帆長のみが、又は、本法に明白に規定されている場合においてのみ、荷役の手动役務より生じた収入を受け取る権利を有するものとする。

第1項 役務が組合加入の労働者によって行われる場合、当該組合は、労働が公平に全部の者に与えられる様、労働者の順番表を組織するものとする。

第2項 一般掌帆長、及びハッチの掌帆長は、前項に従って、組合の順番によって配置され、及び沖仲士団体により報酬を支払われる。

第267条 契約期間中、同じ沖仲士の組は、継続的に同一船の1つ、又はそれ以上のハッチにおいて労働せねばならないものとし、船舶1隻、及び補助船舶1隻以上に利用し得るものとする。

第268条 組織された港においては、船舶が沖係りしている時は、沖仲士の船上への往復時間は、労働時間として計算され、かつ承認された日給を基礎に報酬が支払われ、荷役団体によって安全、かつ適当な輸送手段が与えられべきものとし、全団体は、給料全額の外、該当する歩合を受けるものとする。

第1項 組織されていない港においては、料金書は、規定料金の中に、乗船地点から船上迄、及びその反対の場合の沖仲士の往復に費された時間を含めねばならない。

第2項 地方海運労働局は、港における沖仲士の乗船、及び下船地点を指定するものとする。

第269条 港、及び労働構内において労働する沖仲士は、目印として、金属製記章を使用するものとし、その記章には読み易い書体でO.E.(沖仲士)、又は、その属する組合の頭文字、及び労働者の登録番号を該印するものとする。

単項 沖仲士と、荷役団体との間に問題が生じた時は、役務は、そのまま続行されるべきものとし、これを中止するものは重大な過失を冒す罪に問われる、以上の場合には遅滞なく事件審理のため海運労働局の荷役監督官が召集される。

第270条 沖仲役務の報酬は、第264条第3項、及び第4項に記載された例外を除き、各港に対して商品の噸数、立方積、又は単位を基礎として商船委員会によって定められ、かつ承認された料金表によって支払われる。料金は、船荷目録に従い、商品の種類、重量、又は容積、及び梱包を考慮に入れなければならない、全目録は、荷役団体より1通を沖仲士組合、又は、その地方の鉱石の荷役労働者組合に送付されるものとする。

第1項 本条規定の料金の決定においては各港に対し、そこにおいて現行の人夫料金、及びそれが無いときは、最寄り港の料金を考慮して採用される。

第2項 1940年2月23日付法令第2032号第35条の規定する表に定められた料金の外に、各港の特殊条件に応ずるため所管官庁の承認を得たのち、その他の料金を加算し得るものとする。

第3項 乗組員自身によって行われる船舶の荷揚げ、又は積降しは、各地域において採用された慣習に応じて、単位当りで、又は給料により支払うことが出来るものとする。

第4項 各港に対して承認された料金表には、役務の報酬支払に採用された制度を表示しなければならない。

第271条 船上での荷役に関連する役務、例えば、船艙の清掃、荷降しされる必要のない貨物の積替、及びその他の役務は、その専門に従って、沖仲士、又は鉱石荷役の労働者により行われ、荷役団体によって必要と判断された組合員によって優先的に、商船委員会によって承認された表に記載された給料の支払によって行われる。

第272条 荷役料金は、次のものを含む。

1) 役務を行う沖仲士によって分配される取扱貨物の吨数、容積、又は個数による総計。

2) 消費資材、並びに保険料、及び社会保障料、及びその他の臨時費に対して、荷役団体の負担する経費の、吨数、容積、又は個数による総計。

3) 運営業。

第273条 第270条の規定する料金表は、当該役務に対する料金の内訳を詳細に述べ、次の代金を表示する。

a) 「手作業労働の総額」の名目の下に、前条第1項に規定された金額。

b) 「荷役団体の総額」の名目の下に、前条第2、第3項に記載された各部料金の総額。

c) 「料金」の名目の下における、料金の総額、即ち、前数項に表示された金額の合計額。

単項 第271条に規定する役務の支払表には、所謂給料と、前条第2、第3項に記載された部分に相当する経費に対する荷役団体の報酬を表示するものとする。

第274条 荷役の手作業の報酬は、等額に分割々当てられ、その割当1は、各沖仲士に、その半額は、各掌汎長に支払われる。

第275条 取扱い貨物の量が、少なすぎて各沖仲士に対して、少くとも給料の半日分を確保するに至らないときは、契約労働者は、給料半日分に該当する報酬を受取るものとする。

単項 本条規定の労働が、労働時間半日分を超過し、その数量が30疋を超過するときは、労働者は、労働1日分の報酬を受取るものとする。

第276条 沖仲士、又は荷役団体に対しては彼等の責任によることが証明された原因によって発生した労働停止期間中は、いかなる報酬も支払われないものとする。

第277条 危険な作業、又は非衛生的貨物としての決定は、衛生、及び労働の安全業務を担当する官庁の権限とし、これら作業に対しては、給料の増額が命ぜられる。

第278条 国内の各港における荷役労働の時間は、夫々の海運労働局によって定められる。日中の労働時間は、8時間、夜間労働は6時間とし、夫々4時間、及び3時間の2当番制に分割せられ、かつ、食事、及び休息のため、1時間、及び1時間半の間隔によって中断される。

第1項 荷役団体は、2時間だけ、各労働の当番期間を延長し得るものとし、この場合、延長労働は、承認されている表に掲示された料金、又は給料によって支払われ、超過時間1時間につき20%の増額が付せられる。

第2項 大貨物、又は、潮の干満を失う虞のある船舶の荷役を終了するた

め、及び冷凍船の労働を中断しないため、荷役団体は、作業員の食事の時間中に荷役々務を行うことが出来るものとするも、報酬の追給として、食事時間に相当する賃金の2倍を支払うものとする。

第279条 港務部、その代表部、及び出張所に登録している沖仲士は、現行法によって与えられている権利の外に、次の権利を有する。

- 1) 出勤状態が良好で、団体的に役務に適すると判断されたときは、登録手帳の毎年の更新。
- 2) 政府の承認した賃金表に明示された手数料、及び給料によって調整された報酬。

第1項 毎年1回、沖仲士は、その健康状態が、臨時に、又は決定的に、役務の継続を許さない者を隔離するため、内国社会保障院の医師による健康診断に服さねばならない。海運会社に雇用されている沖仲士の場合には、従って、内国社会保障院の加入者の場合には、健康診断は、全院において行われる。

第2項 労働不適格が証明されたときは、沖仲士は、現行の関係立法に従って、内国社会保障院の与える恩典に浴する権利を有するものとし、年金受領者の登録を取消すことは、海運労働局の任務とする。

第280条 沖仲士は、次の義務を有する。

- 1) 契約実行のため平常の労働場所に、規則正しく、出勤すること。
- 2) 船舶から迅速に陸揚げし、予定時間を有効に利用して、効果的に働くこと。
- 3) その上級職員の命令に服すること。
- 4) 労働の災害、又は破損をさけるため、細心の注意をもって貨物を取扱うこと。
- 5) 貨物の横流し、又は密輸を行わないこと、又、これを行わしめないこと。
- 6) 役務に使用される用具の良好な維持に努めること。

- 7) 労働の場所において、沈黙、昭従、正確さ、及び清潔を守り、労働に適した環境を維持すること。
- 8) 労働の場所において、武器を携帯したり、喫煙しないこと、又、勤務中酒精飲料を採らないこと。
- 9) 第269条の規定する認識票を持参すること。
- 10) その上級職員の事前の許可なくして、欠勤しないこと。

第281条 現行法の規定する刑罰を免がれることなく、沖仲士は、次の罰則に服する。

- 1) 権限により、又は荷役団体の提案により、海運労働委員が適用し得る1日から30日迄の労働停止。
- 2) 故意に行われた破損に対しては、権限により、又は荷役団体の提案により、海運労働委員の適用し得る最低賃金の50分の1、から5分の2迄の減俸。
- 3) 過失を究明する審理の後、重大過失の再犯には、海運労働委員によって適用される登録の取消し。

第282条 荷役々務は、直接海運労働局審議会議長、及びその他の委員、もしくは、全局の監督官を通じて監督せられ、又直接に関係のある組合団体の組合長の参加も認められて居り、必要な期間中、労働の場所に留まり、又、その出張が要請される場所に赴くものとする。

第283条 いかなる職業上の役務も、亦組織も、法律の規定する場合を除き、荷役労働に干与することが出来ないものとする。

第284条 懈怠事件については、海運労働局により第一審で裁決されるも、停止の効果を伴わずして、当該通告の日より算えて30日の期間内に労働・社会保障大臣に対し、その裁定につき上訴する権利が保証されている。

第Ⅸ節 港内人夫の役務

第285条 港内人夫役務の手作業は、本節に規定されたところに従って単

位（噸数、容積、又は数量）により支払いをうける。

単項 港内の人夫役務とは、港灣管理部の労働者による貨物の移動をもって行われたものと考えられ、次のものを含む。

I. 輸入に関して

- a) 船舶の甲板で受取られた商品の棧橋への荷降し。
- b) 貯蔵のため、これら商品の倉庫、又は港灣管理部の指定した場所迄の輸送、及びこれに伴う積上を含む。
- c) 税関検査のための開梱、及び貨物の取扱い、外国から輸入された貨物については再梱包を含む。
- d) 貨物の保管されている倉庫、庇、又は内庭の扉、又は門において、又は港の引込線において積込の行われるべき貨車の側面において貨物の荷崩し、輸送、及び引渡し。

II. 輸出に関して

- a) 港灣管理部の指定する棧橋内側の倉庫、庇、または構内の扉、又は門、又は港内引込線において、棧橋の内側まで輸送される貨車の側面における貨物の受取り。
- b) 受取り場所から船積みされる船舶迄の貨物の輸送。
- c) 棧橋から船舶の甲板迄、貨物の積込み。

III. 役務に関して

- a) 単項記載の管理部の労働者が居ないときは、I、及びII項記載の役務は、貨物運送労働者組合と契約を結ぶことが出来る。
- b) 現在の倉庫業労働者組合の労働者は、「荷物積込方」と呼ばれるに至り、組合の名称も、この新しい名称に適合される。
- c) 上記b号に記載された組合は、次の権限を有する。
 - 1) 組織港に当該労働者が居ないときには労働統合法第285条規定の役務を、港灣管理部と契約すること。
 - 2) 未組織港において、及び倉庫、貯蔵所、置屋、畜力、又は機械牽

引車輛、貨車等、及びその他、貨物が受取られ、引渡され、整理され、又は処理され、一切の場所において、並びに企業、商社、協会、又は個人会社において、クレーン、又はその他の機具の使用を必要とする貨物を吊り上げ、又は吊り下げるあらゆる場所において、上記第285条第1、2項に規定された活動を行うこと。

d) 次のものは、上記職業活動の附属役務とみなされる。

1) 手入れ、選別、再船積、縫合を必要とする貨物の処理。

2) 貨物の積重ね、荷崩し、移動、及び、整理。

e) 本項規定の労働者の労務の実行は、海運労働局のあるところでは、全局により、並びに労働・社会保障省内国労働局によって監督される。

f) 労働統合法第Ⅲ編第Ⅸ節の規定は、商品移動労務の手作業に適用される。

第286条 港内人夫の役務の報酬は、第280条第2、3項に規定された例外の場合を除き、各港に対して、内国港湾・河川・水路局の提案により、運輸・土木大臣によって、商品の噸数、容積、又は個数を基礎に規定せられ、認可された料金により支払われる。料金は、積荷目録に従って商品の種類、重量、又は容積、及び梱包を考慮して算定され、積荷目録の1通は、組織港の認可業者より、同地方において役務を行なう労働組合に送付される。

第287条 料金表は、役務の実施に使用される各組、又は当番を構成する労働者、運転手、監督、及び検査人の数を定めるものとし、船艙に対し、1基、又はそれ以上のクレーンを使用する場合、又は倉庫の扉1個、又はそれ以上で働く場合により夫々異なるものとする。

単項 役務の特殊な条件が、組を構成するため定められた労働者の数を増加することを要求するときは、この増員は、港湾管理部の判断により行われ、その報酬は通常の組を構成する労働者に支払われる報酬と全一とする。

第288条 手作業の賃金として認可された料金は、各組によって取扱われた商品の数量に適用せられ、その収入は、各労働者に対して1、各倉庫内運転手に対して1、監督に対して1.5、監督助手に対して1 $\frac{1}{4}$ 、クレーンの各運転手に対して1.5、各検査人に対して1.5の割合で分配される。

第1項 この割合は、各港に現行の組、又は当番の構成に最も都合のよい様に、変更することが出来るものとする。

第2項 人夫の役務が、労働者のため定められた時間に開始されない時、又は雨のため中止された時、さらには又、波浪のため待期、又は遅延を余儀なくされた時には、雇用労働者は、中止、又は待期時間に対し、現行給料の半額を受取るものとする。

第3項 人夫の役務が、労働者に関係のない、及び第三者の責任による過失により指定時間に開始されず、又は連続20分以上に亘り中断されたときは、雇用労働者は、現行給料を基礎として、中断されていた時間の支払いをうけるものとし、港湾管理局は、その責任者でないときは、中止を生ぜしめた団体より、その中断に対して支払われる金額を徴収する権利を有する。

第4項 1組の取扱う貨物の数量が過少で雇用労働者、又は従業員各人に対して、少くとも半日分の給料の収入を確保出来ないときは、労働者、及び従業員は、現行給料の半額相当分を受取るものとする。

第5項 前項規定の労働が、半日分の労働時間、及び数量30トンを超過するときは労働者は、有効労務の時間数に相当した報酬を給料として受取るものとする。

第6項 1941年11月20日付政令第3844号公布当日に、一定の最低月額報酬をうける権利を有していた月給制労働者、及び日給労働者は、引続きその確保した権利を有するものとし、1ヶ月の間に、前に確保された最低報酬以下の基準による報酬を受取るときは常に、その差額は、港湾認可業者により支払われねばならない。

第289条 検査のための開梱、検査済貨物の再梱包、及び急ぎの船積、及び陸揚と関係のないその他の役務の如き荷役々務を構成する作業、並びに倉庫の清掃、貨物の処理、及びその他の如き荷役々務との関連作業は、現行の給与基準により支払いを受けることが出来るものとする。

第290条 契約労働者は、通常な昼間、及び夜間役務の時間内に、及び茲に規定された延長時間内に、1つ、又はそれ以上の倉庫、貨車、又は船舶において労働する義務を有する。

第291条 港灣の労働時間は、税関の監督、人夫役務、及び荷役々務に対して同様であらねばならないものとし、海運労働局によって決定せられる。昼間、又は夜間の労働時間は、60分制の8時間とし、食事、又は休息のため1時間乃至1時間半の間隔をおいた4時間の2部制に分けられる。

第1項 港灣認可業者は、労働時間を2時間延長することが出来るものとし、認可されている料金、又は給料表により、各超過時間に対して20%の増額を加えて支払うものとする。

第2項 大型船舶、または満潮を失う虞れある船舶の積荷、また陸揚げを終了させるため、及び冷凍船の労働を中断しないため、港灣認可業者は、労働者の食事に当てられる時間中人夫役務を行うことが出来るものとするも、この場合、超過勤務手当として、食事時間に相当する給料の倍額を支払うものとする。

第3項 夜間、日曜、及び休日の労働は、超過勤務とみなされ、これに対して、通常給料に対する25%の増額を付して支払われる。

第292条 人夫料金は、荷主の責任とするも、港灣認可業者は、その役務に対して、第288条第2項、及び第291条第2項に従って支払う超勤支出は、役務を要求した船主に対して、経費に10%を加えて支払いを請求するものとする。

第X節 坑内労働

第293条 地下鉱山の従業員に対する通常な有効労働時間は、1日6時間、又は1週36時間を超えないものとする。

第294条 従業員が坑口から労働の場所に往復するに要した時間は、給料支払上計算される。

第295条 坑内の通常な有効労働時間は、1日8時間、1週48時間迄、従業員と使用者との間の文書による協定、又は団体労働契約により延長することが出来るものとし、この延長は、労働衛生問題の所管官庁の事前の許可を要する。

単項 坑内の通常労働時間は、その地方の非衛生的状態、採用されている労働の手段、及び工程を考慮して、本条に規定する官庁の決定により1日6時間以下とすることが出来るものとする。

第296条 超過時間の報酬は、少くとも通常時間の25%増とし、協定、又は団体労働契約において明示せねばならない。

第297条 坑内の従業員には、鉱山開発会社によって社会保障栄養局が規定し、労働・社会保障省の承認した指令に従って、労働の性質に適合した食事が支給される。

第298条 連続3時間の労働期間毎に、休息のため15分の休止は義務的とし、この時間は、通常な有効労働時間に計算される。

第299条 地下労働において、従業員の生命、又は健康を危くする虞のある事態が発生したときは、企業は直ちに、この事実を、労働・社会保障省地方労働官庁に通知せねばならない。

第300条 労働の衛生、及び安全を担当する有権官庁の判断により、健康上の理由から地下労働の従業員を、地上勤務に移動する必要があるときは、企業は、この移動を行う義務を有し、本人に対しては、本人の職業的能力に応じ、全種役務の地上労働者に与えられる報酬を保証するものとする。

単項 従業員が、この移動を拒否する場合には、労働の衛生、及び安全を担当する所管官庁が、之を聴取し、これを裁定する。

第301条 地下労働は、21才から50才迄の男子に対してのみ許可せられるものとし、前条の規定に従って、地上への転勤が保証せられる。

第Ⅱ節 職業的新聞雑誌記者

第302条 本節の規定は、本節に定められた例外を除き、新聞雑誌記者、校正係、写真班員として、又は画報係として出版会社において勤務する者に適用される。

第1項 新聞雑誌記者とは、その職務が、取材からニュース、及び論説の編集迄、及びこれら業務の組織、指導、及び運営に亘る知的労働者と解される。

第2項 本節の適用上、新聞、雑誌、会報、及び定期刊行物の発行、又は、ニュースの配布を担当する者、並びにニュース、及び解説に当てられる部門においてラジオ放送を職務とする者を新聞雑誌企業とみなす。

第303条 本節に包含される従業員の通常労働時間は、昼夜を問わず、5時間を超えてはならない。

第304条 通常の労働時間は、文書による協定により7時間に延長出来るものとし、この協定において、超過労働時間に相当する規定給料の増額、及び休息、及び食事に当てられる休息時間が定められる。

単項 不可抗力の事態に対処するため、従業員は、本節に定められた時間以上勤務することが出来る。但し、この場合には、超過勤務は、その延長の理由を明示して5日以内に労働・社会保障省の地方事務所、又は内閣労働局監督部に通知しなければならない。

第305条 超過勤務時間は、協定により行われたと、又は、前条単項の規定する理由から発生したものであるとを問わず、月給者に対しては、月額給料を150で除した商、日給者に対しては、日給を5で除した商から

結果した金額に25%増額したものより以下の金額を支払ってはならない。

第306条 第303、304、305条の規定は、編集長、部長、次長、校正部長、校正部次長、総務部長、挿画部長、及び表紙部長の職務を行う者には適用されない。

単項 上記各条の規定は、外勤のみを行う者には、全じ様に適用されない。

第307条 有効労働6日毎に、日曜日と一致する義務的休暇を与えるものとする、ただし、書面により反対の協定をした場合を除くものとし、この場合には、休息の行わるべき日を明白に規定せねばならない。

第308条 毎日の労働直後には、休息に当てられる最低10時間の間隔をおくものとする。

第309条 従業員が使用者のため待期している時間は、有効労働時間として計算される。

第310条 連邦区においては、内国労働局、及び各州においては、労働・社会保障省の地方代表部の職業鑑識課の担当するジャーナリスト職業登録簿への登録証明書を提示する者のみが、新聞雑誌記者、アナウンサー、校正係、及び写真師として、新聞雑誌企業の役務に従事することを認められる。

第311条 前条の登録をうけるためには、申請者は、次の書類を提出せねばならない。

- a) ブラジル国籍証明書
- b) 経歴書
- c) 削除
- d) 労働・社会保障手帳

第1項 合法的に登録された自由職業者については、労働・社会保障手帳に所要の声明が記載される。

第2項 新従業員には、労働・社会保障手帳の提示のため60日の期間が与えられ、登録は、その提示を条件として行われ、この期間中は仮証明

書が発給される。

第312条 新聞雑誌の取締役社長の登録は、本節第311条d号に規定された要件とは別に、連邦区、及び各州において行われる。

第1項 取締役社長から、その他の必要書類と共に提出される職業証明は、各州においては、商業登記部、又は登記所より、及び連邦区においては、労働・社会保障省内国商工局の担当課より発給される証明書から成る。

第2項 正規に登録された取締役社長には、証明書が発給され、その中に登録の行われた台帳、及び頁が明示される。

第313条 職業としてでなく、文化的、科学的、又は宗教的な目的で、ジャーナリスト的な活動を行う者も、本節に従いジャーナリストとしてその登録を申請することが出来る。

第1項 労働・社会保障省の主務官署は、前条の目的のため、職業ジャーナリスト登録簿の別冊として、特別登録簿を備え、この中に、第311条a、b、c号の要件を具備し、非職業的ジャーナリスト活動を行う証明書を提出する者を登録する。非職業的ジャーナリスト活動については当該文化、科学、又は宗教団体の発行する証明によって行われる。

第2項 登録申請は、大臣室に提出され、大臣は、ケース毎に、提出された証明書を査定する。

第3項 本条規定の登録は、単に説明的な性格を有するに止まり、ジャーナリズムの職業的、及び有給活動から発生する権利を認めたことを意味しない。

第314条 廃止

第315条 連邦政府は、各州政府と共同で、出版関係職業人の養成に当てられるジャーナリズム訓練学校の設立を推進する。

第316条 協定に従い、正確に従業員に給料を支払わない新聞雑誌企業は、その負債の支払いを行う迄、営業を停止される。

単項 本条履行のため、被害者は、所管官庁に対して、給料不支払につき請求の訴訟を提起せねばならない、処罰が宣告されても、企業が履行せ

ず、又は、上告の場合に、賠償金額を積立てないときは、処罰を宣告する官憲は、所管官庁に対して新聞雑誌発行の中止を公文をもって請求するものとする。社会保障院への分担金の納付を怠る企業にも全様の中止罰則が適用される。

第Ⅶ節 教 師

第317条 私立の教育施設における教職者の有給活動は、関係法の規定する資格条件の外に、労働・社会保障省への登録が要求される、この登録は、連邦区においては、内国労働局、各州においては夫々の地方機関において行われる。

第1項 本条規定の登録は、関係者が、次の書類を提示して行われる。

- a) 教育・衛生省、又は州、又は地方自治体の所管官庁の発給した教職員資格証明書。
- b) 身分証明書
- c) 経歴書
- d) 有資格者の署名した、破廉恥罪により有罪の宣告をうけたことも、起訴中でないことの証明書
- e) 衛生所管官憲の発行した伝染性疾病にかかっていないことの証明書。

第2項 外国人については、前項 a、c、e 号に指定された証明書の外に、次の書類が要求される。

- a) 外国人身分証明書。
- b) 所管警察官憲によって発行された善行証明書。

第3項 宗教団体の団員の場合には、第1項 c、及び d 号に指定された書類の提出が免除せられ、及び外国人の場合には、第1項 d 号記載の書類は、管区司教、又は、これに相当する権威者の証明書をもって代用される。

第318条 教師は、全一学校において、1日につき連続して4講義以上、

又は継続的に6講義以上を与えてはならない。

第319条 教師は、日曜日に講義を行うこと、及び試験を実施することを禁ぜられる。

第320条 教師の報酬は、時間割に従って、毎週の講義数によって決定せられる。

第1項 支払は、月払いで行われ、この効力上、1月は、4週間半とみなされる。

第2項 毎月の終りに、教師の報酬から、欠席した講義数に該当する金額が差引かれる。

第3項 結婚式、又は配偶者、父、又は母、又は子女の死亡による服喪による欠席は、9日間に限り差引かれないものとする。

第321条 教育機関が、時間割に表示された教課の数を増加する必要があるときは常に、超過課目に応じた金額をもって、毎月の終りに教授に報酬を支払うものとする。

第322条 学校が時間割において講義数を増加する必要があるときは、毎月の終りに、超過講義数に相当した金額を教師に支払うものとする。

第1項 試験の期間中、毎日8時間以上の勤務を教師に要求してはならない。但し1講義に相当する謝金をもって、各超過時間に対して支払いを行う場合を除く。

第2項 休日中には、教師に対して、試験実施に関連する以外の他の役務を要求することが出来ないものとする。

第323条 その教師に相応する給料を支払わない、又は正確に毎月の給料を支払わない私立学校の経営は許可されない。

単項 教師に対してそれに相当する報酬を決定するための基準を定めると、並びに本条に規定せられた事項の実施を保証することは、教育・衛生省の権限とする。

第324条 私立学校は、ここに規定された規則の監督をうけるため、事務

室の見易き場所にその教職員団表を掲示する義務を有し、この表に、各教師の氏名、その登録番号、及びその労働・社会保障手帳の番号、及び各自の時間割を明記する。

単項 各学校は、毎日記入する登録簿を備え、教師に関するデータ、即ち、その身分、登録、労働・社会保障手帳、採用年月日、労働条件、その他、法律により行わねばならないあらゆる注釈、並びに学校を辞めるときは、その退職年月日を記入するものとする。

第Ⅸ節 化学者

第325条 化学者としての職業の実行は、技術能力の条件、及び本節に規定されたその他の要件を遵守して次の者に対し共和国の全領土内において自由とする。

- a) 官立学校、又は公認の学校より、伯国において授与された化学者、工業化学者、農工業化学者、又は化学技師の免状の所有者。
- b) 1943年7月14日以降、法律に従い、その免状の認証を受けた外国上級教育機関の発行した化学における免許者。
- c) 1934年7月12日付政令第2,4693号が公布された際、化学者の資格が要求された公私の職務を実際に行っていた者で、1940年6月10日付法令第2,298号により規定された期限の満了する迄に当該登録を申請した者。

第1項 本条c号に含められた職業者は、本節の適用上、「免許人」の名称を与えられる。

第2項 本条に関する職業の自由を実行は、次の場合に該当するときに限り、外国人に許可される。

- a) 免状の認証とは別に、a、及びb号の場合に、共和国において合法的に、1934年の憲法公布の当日において化学者の職業を行っていた者、
- b) b号の場合に、当該免状の承認のため法律の認めた国際互惠条約の存在により有効な恩典がある者、
- c) c号の場合には、同号に規定された条件が満たされたとき、

第1項 帰化ブラジル人の職業の自由な実行は、伯国において予め兵役に服することを条件とする。

第2項 生来のブラジル人にのみ外国上級教育機関により発行された化学者免状の認証が認められる。

第326条 化学者としての職能を行い、又は行わんと希望する者は、労働・社会保障手帖の使用を義務付けられ、第325条a、及びb号の条件にある職業人は、現行法に従い、その免状を登録せねばならない。

第1項 化学者の使用するための労働・社会保障手帖の申請は、「職業証明」の章に規定されたところの外、次の証明書類の提示によってのみ手続きされる。

- a) 申請者が、生来の、又は帰化ブラジル人、又は外国人たること。
- b) ブラジル人の場合には、市民権、及び選挙権を有すること。
- c) 官立の、又は公認の上級学校の発行した化学者、工業化学者、農工化学者、又は化学技師の免許状を所有すること。
- d) 外国の免許状のときは、当該免許状が法律に従い認証されていること。
- e) 帰化ブラジル人の場合には、伯国において、兵役に服したこと。
- f) 外国人の場合には、1934年憲法公布の際、共和国において合法的に化学者の職業を行っていたか、又は、その専門の免状の承認のため法律によって認められた国際互惠条約の存在が本人のために適用されるとき。

第2項 前項の申請には、次の書類を添付せねばならない。

- a) 前条b号の場合には、適法に証明された免許状、これには、出生国、及び外務省において認められた署名、又は当該証明書、並びに認証々明書、又は現行法による当該証明書を添付する。
- b) 全条c号の場合における申請者が、1934年7月12日付政令第24,693号の公布に際し、化学者の資格が要求される公私の職務に実際に従事していたことの証明書、又は証拠書類、ただし、これらの書類

は、申請者が、各州の首都に居住している時は、地方労働局長、又、関係者が奥地の自治市町村に居住している場合には連邦徴税官によって証明されねばならないものとする。

c) 第329条の要する写真3葉、及び同条、及びその単項に規定されたところに従い職業手帳に記入されねばならない声明を添付した報告書1葉。

第3項 提出された書類の有効性が認められたときは、連邦区においては、内国労働局職業証明事務所が、又は各州においては、労働・社会保障者の地方事務所がその特別帳簿に第1項c号に関する書類を登録し、発行された労働・社会保障手帳と共にこれを返還するものとする。

第327条 「職業証明」の章に定められた手数料の外に、免許状の登録は、30クルゼイロの料金を支払わねばならない。

第328条 免状、免状証明書、誓状、及びその他の証書、並びに形式が整って居り、且その署名が正式に公正人役場で認証されている証明書、また外国証書の場合には、ブラジル公認翻訳人によって作られた当該翻訳を添付した外務省によって認証された証明書のみが登録を認められる。

単項 内国労働局、及び各州においては労働・社会保障省の地方代表部は、定期的に本節に従って登録せられた化学者の表を公表するものとする。

第329条 各登録に対しては、登録の証拠書類として連邦区においては、内国労働局より、及び各州においては地方代表部より番号を付した労働・社会保障手帖が発行せられ、その中には、3×4センチメートルの脱帽した正面から撮影した写真、及び、親指紋の外に、次の申立を記載する。

a) 氏名

b) 国籍、外国人の場合には帰化の有無

c) 出生年月日

d) 卒業学校名

e) 免状発行の年月日、及び労働・社会保障省に於ける登録番号

f) 外国学校の場合には、免状認証の年月日

g) 日付を記載した他の証書、又は資格証書の詳細

h) 登録者の署名

単項 第325条第1項に規定された職業手帖には、全条d、e、及びf号に記載された申告の代りに、及び「免許人」と特に表示した証書の外に、官公吏の場合には、任命、又は採用書、及び当該日付を、又は、化学者として、民間企業でその職務を行っている場合には、その在職証明書に、その任命書、及び職務開始の日付に関する事項を記載せねばならない。

第330条 本節に従って発行された労働・社会保障手帖は、職業の実行に当って義務的とされ、あらゆる場合に免状、又は証書として代用され、及び身分証明書として使用される。

第331条 いかなる官庁も、関係者が本節に従って登録されていることの証明書を一覽後でなければ化学者としての職業実行に関する税金を徴集することが出来ないものとし、その証明書は、亦、検定試験の実施、及び化学者としての技術資格を要求するその他のあらゆる公的行為に要求される。

第332条 合法的に登録せられて居らないで広告、看板、商業用名刺、又はその他の身分を明かにする方法で、あらゆる部門での化学に関する職業を行わんとする者は、職業の不法行使に適用される罰則により処罰される。

第333条 前述の規則に関する職業は、本節第330条に示された義務を果たしたのちにのみ、化学者の職業を適法に行うことが出来るものとする。

第334条 化学者としての職業の実施は、次のものを含む。

a) 各級純度における化学製品、及び副産物の製造。

b) 化学分析、その専門に関する意見書、証明書、及び計画書の作成、及びその実施化学に関する民事、又は司法鑑定、工業、及び商企業の研究所、又は化学部の運営、及び責任の担当。

c) 上級化学専門課程の化学講座の教師。

d) 化学技術者。

第1項 本条a、b、及びc号に規定された活動の実施は、第325条a、及びb号に規定されている条件を備えた化学者、工業化学者、及び農工化学者の権能とし、本条d号の化学技術者の活動は、化学技術者の特権とする。

第2項 1931年9月8日付政令第20,377号第2条d、e、及びf号に規定された活動は、第325条a、及びb号の条件を備えた者、並びに医師、及び薬剤師の免状所有者の権能とし、及び1933年10月12日付政令第23,196号第6項h号に列举された活動は、農業科学者、及び農業技師の権能とする。

第335条 次の種類の工業においては、化学者の採用は義務的とする。

- a) 化学製品の製造。
- b) 化学的管理の研究所を維持している工業。
- c) 化学的反応の方法によって取得される工業製品の製造、例えば、セメント、砂糖、及び酒精、ガラス、なめし皮、プラスチック加工品、爆発物、石炭、又は石油からの抽出品、植物性、又は鉱物性油の精製石鹼、セルローズ、及びその副産物。

第336条 第334条第2項に記載された専門職を除き、1934年7月12日付政令第24693号公布の日から化学者の資格が要求される公職に就くためには、基本条件として、候補者が予め、本節第336条の要求をみたすことが要求される。

第337条 第325条a、及びb号に規定された条件をみたす職業人によって署名された化学分析証明書、その専門に関する意見書、証明書、鑑定書、及びプロダクトは、公式の証明書として用いられる。

第338条 第325条a、及びb項に明示された条件をみたす化学者は、官立、又は公認の上級学校において専門教育に従事する権能を与えられる。
単項 公職任用試験が行われる場合には、本条の規定する化学者は、全条件の場合には、優先権を有する。

第339条 工場、製造工場、又は研究所の製品の製造責任化学者の姓名は、そのレッテル、送り状、及び広告に記載されねばならない、広告の中には、便箋、及び封筒に印刷されている表記も記載されねばならない。

第340条 第325条a、及びb号による有資格化学者のみが、工場、研究所、及び製造所、及びこれらの場所で製造された製品の専門的検定のため公式に任命し得るものとする。

第341条 本規則には、列挙されていなくとも、その性質上、化学的知識の要求されるすべての役務の実施は、第325条a、及びb号の定めるところに従い、有資格化学者によって担当される。

第342条 化学者としての職業実施の監督は、連邦区においては、内国労働局の、又、各州においては、労働・社会保障省の地方代表部の権限とする。

第343条 監督機関の権限は、次の通りとする。

a) 第326条、及び第1、2項、及び第327条の規定する職業登録のため要求される書類を審査すること、当該登録を行うこと、及び本節の要求をみたさない関係者の申請を却下すること。

b) 第350条、及びその各項の規定する通告、及び契約を登録し、及びその消除を行うこと。

c) その職務の執行のため化学者の資格が要求されねばならない1人、又はそれ以上の参加する役務において必要とする調査、並びに商工会社、又は企業の使用する文書、帳簿、支払表、契約、及びその他の書類の検査を行って本節の規定の正確な履行を確認すること。

第344条 合法的に認可された化学者組合に前条c号の遵守に関する監督を補佐する権能が与えられる。

第345条 本節の規定する目的のため要求された免状、その性質を有するその他の証書、証明書、証書、及びその他の書類が偽造のものであることが、労働・社会保障省によって立証せられたときは、その主犯、及び共犯

者は、法律の規定する処罰をうける。

単項 免状、又はその他のあらゆる証書の偽造であることが判明されたときは、遅滞なく内国労働省の職業証明事務局に通知せられ、偽造書類に対し、当該訴訟手続の開始を勧告する。

第346条 次の過失の何れかを犯す、免許人を含む化学者は、他のうけるべき処罰とは別に、その職務の執行を停止される。

- a) 職業上の不徳義を示すこと、虚偽の証言を与えること、職業上の秘密を破ること、本節の規定する行為の実行に関して偽造を行うこと。
- b) その科学的知識を用いて、祖国、社会秩序、又は公共衛生に対する犯罪、又は陰謀の実行に参加すること。
- c) 本節に規定する期限内に、外国免状の認証、及び登録、又は、労働・社会保障省に、その職業登録を申請しないこと。

単項 本条に謂う停止期間は、公判の場合を除き、正規の手続の後、内国労働局の判定により1ヶ月乃至1年以内とする。

第347条 第325条、及びその各号の条件をみたすことなく化学者の職業を行う者、及び第326条の規定する登録を行わない者は、最低賃金の5分の2から、地方最低賃金の10倍の罰金を課せられ、再犯の場合には、その2倍に増額される。

第348条 第325条第1項に謂う免許人には内国労働局の行為により、大臣の承認を得て、第346条規定の過失を犯したるにより、1934年7月12日付政令第24,693号公布の際行っていた公私の職務を、中止するまで、本節に保証されている保証を取消すことが出来るものとする。

第349条 個人、企業、又は会社に勤務する外国人化学者の数は、当該従業員表に含まれているブラジル人化学者の3分の1を超えてはならない。

第350条 あらゆる製造工場、工場、又は工業、又は分析研究所の技術指導、又は化学者の任務の担当を開始する化学者は、24時間以内に文書で、この事実を監督機関に届出ねばならず、その日付よりその職業に関する

技術部門の責任、並びに製品についての技術的責任を負うものとする。

第1項 化学者と、製造工場、工場、又は研究所の所有者との間に契約が調印されたときは、この書類は、30日の期限内に登録のため監督官庁に提出されるものとする。

第2項 その責任から解除されるため、その行ってきた技術指導、又は化学者の任務を止めるとき、及び契約の取消しを行うときは、化学者は本条前段の規定と全様の通知を行うものとする。工場破産の場合には、通知は、工場主より行われる。

第XIV節 罰 則

第351条 本章の規定に違反する者は、違反の性質、その範囲、違反を行った者の意志に従って地方最低賃金の10分の1、乃至10倍の罰金を課せられ、再犯の場合、官庁の監督を拒否し、又は服しないときは、倍額を課せられる。

第II章 労働の国民化

第I節 ブラジル人労働者の比率

第352条 認可された公共事業を行い、又は商工活動を行う個人、又は団体企業は、3人以上の労働者を雇用するときは、その職員表中に、本章に規定された比率を下らないブラジル人の比率を維持しなければならない。

第1項 商工活動という一般的名称の中には、労働・社会保障省々令によって規定せられるに至る他の活動の外に、次に行われる活動を含むものとする。

- a) 一般工業会社
- b) 通信事業及び陸上、海上、河川、湖沼、及び航空の運輸事業。
- c) 自動車のガラージ、修理工場、補給スタンド、及び馬車々庫。

- d) 漁業。
- e) 一般商業会社。
- f) 一般商業事務所。
- g) 銀行業、団体貯蓄業、保険会社、及び銀行業取扱店。
- h) 新聞雑誌、出版、ラジオ放送業。
- i) 有料教育事業、ただし宗教関係のものを除く。
- j) 薬品店、及び薬局。
- k) 理髪店、又は理容、及び美容院。
- l) 劇場の団員を除く公共娯楽場、及びスポーツ・クラブ。
- m) ホテル、レストラン、バー、及び全種の事業。
- n) 宗教関係のものを除く有料の病院及び物理療法医院。

第2項 農業地帯において、地方物産の加工、又は製造、及び鉱業を除く抽出的性格の工業活動に従事する農村企業には、義務的な比率は適用されない。

第353条 本章の適用上、国内に10年以上在留し、ブラジル人配偶者、又は子女を有する外国人は、生来の、又は一般ブラジル人に保留されている職業を除き、ブラジル人に準ぜられる。

第354条 比率は、ブラジル人労働者については、3分の2とするも、この比率は、内国労働局、及び労働・保障統計局により特定活動に従事するブラジル人の不足が正当に確認された後に、政令により、各活動の特殊事情に応じて、上記比率より以下の比率と定めることが出来るものとする。

単項 比率は、本法の例外を除き、単に従業員表の総数に対してのみならず、当該給与額表に関しても義務的とする。

第355条 遵守されるべき比率の適用上、3人以上の労働者を有する支店、代理店、及び出張所は、独立した企業とみなされる。

第356条 個人、又は企業が夫々異なる比率に従う活動を行う時は、夫々に該当する比率を遵守するものとする。

第357条 労働・社会保障省の判断により、内国人労働者が不足しているときは、専門の技術的職能を行う従業員は、比率には包含されないものとする。

第358条 比率適用外のものであっても、いかなる企業も、労働・社会保障省の判断により外国人によって行われていると全種の職務を行っているブラジル人に、外国人以下の給料を支払うことは許されない、ただし次の場合を除く。

- a) 経歴によって組織された従業員表を有していない企業において、ブラジル人が勤続2年以下であり、外国人が勤続2年以上であるとき。
- b) 労働・社会保障省の承認を得て、経歴による従業員表が組織されて居り、それによって年功による昇給が保証されて居るとき。
- c) ブラジル人が見習い、助手、又は用務員であって、外国人がそうでないとき。
- d) 手数料、又は出来高で働く者に対して、その報酬が生産数から結果するとき。

単項 役務の不足、又は停止の場合には、外国人労働者の解職は、全種の職務を行うブラジル人より先に行われねばならない。

第II節 労働者の年次報告書

第359条 いかなる会社も、合法的に記入された外国人身分証明書を提示しない外国人労働者を雇入れることが出来ないものとする。

単項 企業は、労働者の登録簿に、すべての外国人労働者の国籍に関する詳細、及び当該身分証明書の番号を記入する義務を有する。

第360条 本章第352条第1項に列挙された企業中に含まれているあらゆる企業は、その労働者数の如何に不拘、毎年、5月2日から6月30日迄、労働・社会保障省の担当事務局に、発給される様式に従い、全従業員の報告書3通を提示せねばならない。

第1項 報告には、教育基金印紙を貼布する外、第1通の最初の夏には3クルセイロ、これ以降の分には2クルセイロの印紙を貼布し、これに、前年提出の報告に関して生じた変動を赤インクで記載する。新規企業の場合には、その報告には、「第1回報告」と記載し、内国商工局、又は所管官庁に登録した日から30日以内に行なわねばならない。

第2項 報告の提出は、直接労働・社会保障省の担当局に、又は、これが存在しないときは、連邦徴税所に行なわれ、全徴税所は、直ちに上記公署に送付する。提出は、特別領収書と引換えに行われ、これを提出することは、検査の場合に、認証済の申告書1通が使用者に返還される迄、義務的とする。

第3項 労働者を有しないときは、否定の申告をせねばならない。

第361条 提出された報告につき、何らかの違反が立証されたときは、その弁護のため10日の期間が与えられ、続いて所管官庁の裁定が下される。

第362条 本章規定の監督官庁は、企業に関する特別カードを備え、その中に、当該履行に関する註記を行い、必要の場合、申請の日付より算えて30日の期間内に、義務免除証明書に関係者に交付するものとする。

第1項 免除証明書には、地方最低賃金の10分の1に相当する料金を課し、及び支払いの義務を有する者に翌年の9月30日迄の証拠書類となる。この証明書の提示なくしては、連邦政府、州政府、自治体、又は、これらの下部機関とは、いかなる納入も、又は契約をも行うことが出来ないものとし、又、外国会社に対しては、国内で営業する許可の更新を行わないものとする。

第2項 監督官庁の審査をうけた報告の第1通は、毎年、一般的には、労働市場の条件、特別には、有資格労力に関する調査資料として内国労力局に送付される。

第3項 報告の第2通は、労働・保障事務局の担当課に送付せられ、第3通は、正式に認証の上、企業に返還される。

第Ⅲ節 罰 則

第363条 本章の違反についての訴訟は、行政罰金訴訟法の規定によるものとし、公布される判決例を遵守して適用される。

第364条 本章の違反は、地方最低賃金の5分の1、乃至20倍迄の罰金をもって処罰される。

単項 公益事業の認可企業、又は、国内において経営を許可された外国会社については、違反団体が、罰金を課せられたのち、違反条項を究極的に履行したいときは、認可、又は許可を取消すことが出来るものとする。

第Ⅳ節 総 則

第365条 本章は、当該法律に従って、特定職業の実行に対するブラジル国籍の要求、及び国境地帯に対して行われている現行の制限を廃止するものでない。

第366条 本章第359条に規定する手帖が発給されない間は、外国人労働者が国内居住を要求したことを証明する、外国人登録に関する担当機関の作成した証明書が、有効書類として暫定的に効力を有する。

第367条 労働・保障統計事務局が各事業に対して適当な比率の決定に必要な統計上の詳細を有しない間は、第354条規定の低減は、労働組合の根拠のある提案により、労働・社会保障大臣の行為により行うことが出来る。

第Ⅴ節 商船隊の国民化に関する特別規定

第368条 伯国商船の船長職は、生来のブラジル人によってのみ行うことが出来る。

第369条 伯国船の乗組員は、全部ブラジル人によって組織されるものとし、各職種、階級、又は専門において、最低3分の2は、生来のブラジル

人とし、他の3分の1は、帰化ブラジル人によってみたすことが出来るものとする。

第370条 海運会社は、各船舶の乗員名簿を作成し、本章第II節に規定する期間内に、会社の本店所在地の海運労働代表部に、これを送付する。

単項 本条に謂う名簿は、乗組員の階級、及び職務について分類し、港務部の規則によって承認された定員表に従って作成される。

第371条 本節の規定は、河川、及び湖沼の航行業務、及び港口、港湾、河川、湖、及び運河の水先案内業にも適用される。

第III章 婦人労働の保護

第I節 労働の時間、及び条件

第372条 男子の労働を規制する規定は、本章において特に設けられた保護と抵触しない部分において、女子の労働に対しても適用される。

単項 婦人の家族のメンバーのみが就働して居り、かつ婦人が夫、父、母、後見人又は子の監督の下にある事務所において行なう労働は、本条の規定する規則によって規制されない。

第373条 婦人の通常な労働時間は、それ以下の労働時間が定められている場合を除き毎日8時間とする。

第374条 婦人の1日の通常労働時間は、本統合法第VI章に従って、契約、又は団体契約による給料増額とは別に、最高2時間迄延長することが出来る、ただし、1日の超勤時間が、1週48時間の制限が遵守され様、又は法定以下となる様、他の日における短縮によって補償されねばならない。

第375条 いかなる婦人も、公認の医師の証明書による承認なしに、その労働時間を延長することが出来ない、この承認は労働・社会保障手帳に明記する。

単項 公認医師の役務の存在しない地方では、法律上の効力のため、別の

書類に署名した民間医師の証明書を有効とする。

第376条 不可抗力による特別な場合においてのみ、昼間労働時間を、法定限度、又は協定限度を超えて最高12時間迄延長することが出来る、かつ時間当り給料は、少くとも通常時間の給料の20%以上とするものとする。

単項 本条に謂う超過勤務は、48時間の期限内に、文書で監督官庁に通知されねばならない。

第377条 婦人の労働を保護する手段の採用は、公の命令とみなされ、いかなる場合でも給料の減額を認めない。

第378条 婦人の労働・社会保障手帖には、公布される様式に従い、本章の規定する医師の証明書、及び注記が特別の頁に記入される。

第Ⅱ節 夜間労働

第379条 下記の活動に雇用された18才以上の成年の婦人労働者を除き、婦人には、夜間労働が禁止される。

- I 電話、無線電話、又は無線電信会社。
- II 看護婦の役務。
- III 娯楽場、ホテル、レストラン、バー、及び全種の店舗。
- IV 教育機関。
- V 継続した労働に従事しないで、監督の地位を占める者。
- VI 収穫期に短期間内に腐敗する産物の製品化のため、その役務の緊急な必要が生じたとき、又は、その労働が、急速処理を要する工程の原料、又は資材をもって行われ、不可避の損害を救うため夜間労働を必要とするその他の場合において。
- VII 不可抗力の場合。
- VIII 銀行業務において、1969年4月18日付法令第1条、及びその各項の場合、及び条件において。

単項 第Ⅶ号、及び第Ⅷ号の定める場合においては、夜間労働は、次の条件にかかるものとする。

- a) 婦人労働者の事前の全意、その拒否は、解雇の正当な理由とはならない。
- b) 第375条による婦人労働者の医師の診断。
- c) 夜間労働開始後48時間以内に地方労働官憲への通知。

第380条 前条c号に規定する労働に対しては、使用者による給料の決定の外、所管官庁に、次の書類を提出する義務がある。

- a) 有権官庁の発給した善行証明書。
- b) 公認医師の作成した身体上、及び精神上的の能力証明書。

第381条 婦人の夜間労働は、昼間労働より高額の給料をうけるものとする。

第1項 本条の適用上、給料は、最低20%の割増し賃金とする。

第2項 婦人の夜間労働時間の各時間は、52分30秒とする。

第Ⅷ節 休息時間

第382条 2労働日程の間には、休息に当てられる最低、連続11時間の中断期間をおく。

第383条 1日の労働時間中に、婦人労働者には、第71条第3項に規定された場合を除き、1時間以上、2時以内の食事、及び休息のための時間が与えられる。

第384条 通常時間が延長される場合には、超過労働時間の開始前に最低15分の休息は義務的とする。

第385条 週休は、一般規定に従い、所管官庁の判断により、公共の便益のため、又は役務の止むを得ない必要による場合を除き、連続24時間とし、かつ、全部又は一部日曜日と一致すべきものとする。例外の場合には他の日に与えられる。

単項 同様に、民間、及び宗教祭日における労働の禁止に関する一般法の規定は、遵守されるものとする。

第386条 日曜日に労働が行われる場合には、日曜休暇を与える15日毎の交替制が組織される。

第IV節 労働の方法、及び場所

第387条 婦人の労働は、次の場合に禁止される。

- a) 地下壕、地下の鉱床、石切場、及び公共、又は個人の建設工事。
- b) この目的のために認可された表に明細を記載された危険な、又は非衛生的な活動。

第388条 所管官庁の検査、及び意見により労働・社会保障大臣は、危険、又は非衛生的とみなされる役務において、新しい労働手段の適用により、又は予防措置の使用により、危険な、又は有害な性質が、消滅したときは、前条の禁止の全部、又は1部の廃止を決定することが出来るものとする。

第389条 すべての企業は、次の義務を有する。

- I 所管官庁の判断により、婦人の安全と、快適のため必要とされる通風、及び照明、並びにその他の手段の如き、労働の手段と、場所の衛生化に関する方法を工場に供給すること。
- II 水呑所、洗面所、衛生器具を設備し、婦人をして大きな肉体的疲労を感ずることなしに働かしめに足る十分の数の椅子、又は、ベンチを設備すること。
- III 婦人の個人別ロッカーを備えた更衣室を設けること、ただし、労働の安全と、衛生を担当する所管官庁の判断により、婦人労働者がその所有物を保管出来る引出し、又は仕切りをもって十分と認めて、衣服、又はその他の取替を必要としない商社、事務所、銀行、及び全種の事業所は除外する。
- IV 所管官庁の判断により、労働の性質に従い、眼、呼吸器、及び皮膚を

保護するため、眼鏡、マスク、手袋、及び特殊の衣服の如き個人保護の用具を無料で供給すること。

第1項 16才以上の婦人が、少くも30人労働している工場は、監視、及び授乳の下に授乳期のその子女を預けることを婦人労働者に許される適当な場所を備えるものとする。

第2項 第1項の要求する規定は、共営で又はSESI、SESC、LBA、又は労働組合に委託して、直接、又は協定により、公私の他の団体と共に、当該企業によって経営せられる地方託児所をもって代用し得るものとする。

第390条 使用者は、継続労働に対して20kg以上の、又は1時的労働に対して25kg以上の筋肉労働の使用を要する役務に婦人を雇用することを禁ぜられる。

単項 この規定の内には、軌道上の貨車、手押車、又はすべての機械的器具の推進又は牽引によって行われる資材の移動は含まれていない。

第V節 産婦の保護

第391条 婚姻を結んだこと、又は妊娠状態にあるとの事実は、婦人労働契約の解除の正当な理由とはならない。

単項 あらゆる種類の規則、労働の集団的、又は個人契約においては、婚姻、又は妊娠の理由によるその役務に対する婦人の権利の制限は禁止される。

第392条 妊娠中の婦人の労働は、出産前4週間、出産後8週間の期間は禁止される。

第1項 本条の適用上、婦人労働者がその役務から離れる時期は、第375条に従い医師の証明書により決定せられ、企業は、これを認証せねばならない。

第2項 特別の場合に、出産前後の休息は、第1項の形式により医者の証

明により、夫々2週間以上延長することが出来る。

第3項 早産の場合には、婦人は、常に本条に規定する12週間の権利を有する。

第4項 特別の場合には、医師の証明書により、第1項に従い、妊娠中の婦人を職務から離することを認められる。

第393条 第392条の規定する期間中、婦人は、給料全額を、また給料に変動があるときは、最終6ヶ月間の労働の平均を基準として計算した給料全額、並びに既得の権利、及び利益をうける権利を有し、更に従前の職務に復帰する権能が与えられる。

第394条 医師の証明書により、妊婦は、その契約が懐胎に有害であるときは、あらゆる労働契約から結果する約束を破棄する権能が与えられる。

第395条 公認医師の証明書により証明された犯罪によらない流産の場合には、2週間の有給休息が与えられ、その離職以前に持っていた職務に復帰する権利が保証される。

第396条 婦人労働者は、その子女が6ヶ月に達する迄、授乳のため作業時間中に毎回30分づつ2回の特別休息時間をとる権利を有する。

単項 その子女の健康上の必要により、6ヶ月の期間は、所管官庁の判断により延長することが出来るものとする。

第397条 SESI、SESC、LBA、及び幼児の保育を目的とするその他の公共団体は、その財政上の可能性に従い、労働者の密度の高い地方に分散して、特に婦人労働者の子女を対象とした育児教室、及び幼稚園を営し、又は補助金を支出するものとする。

第398条 廃止

第399条 労働・社会保障大臣は、就学以前の未成年者の託児所、又は保護施設の経営、及び維持につき、その役務が、その寛大さと、及び当該施設の有効性により、特に顕著な功績を挙げた使用者に有効感謝状を授けるものとする。

第400条 授乳期間中、婦人労働者の子女の保育に当てられる場所は、少くとも、子供用寝台、授乳室、料理台、及び便所を有しなければならない。

第VI節 罰 則

第401条 本章の規定のいづれかに違反するときは、地方労働代表部、又は、その代表事務を行う者によって、使用者に対して、地方最低賃金の5分の1、乃至2ヶ月の罰金が課せられる。

第1項 次の場合には最高の罰則が課せられる。

- a) 本章の規定を欺瞞するため、作為、又は、見せかけが実証されたとき。
- b) 再犯の場合。

第2項 違反検査、及び罰金の適用及び徴収における訴訟手続は、「行政罰金の訴訟」の章において、本条の規定に従って、規定されている。

第IV章 未成年者労働の保護

第I節 総 則

第402条 本総合法の適用上、12才から18才迄の労働者を未成年者とみなされる。

単項 未成年者の労働は、第II節、及び第404条、第405条の規定を遵守して未成年者の家族の者のみが働いている、及び未成年者が父、母、又は保護者の監督の下にある事務所で服務している場合を除いて、本章の規則によって規制される。

第403条 12才以下の未成年者には、労働は禁止される。

単項 12才から14才迄の未成年者の労働は、本章に定めるところの外、下記の条件に従う。

- a) 少くとも初等教育水準におけるその形成を確保する様、通学の保証。
- b) その健康、及びその通常な発育に有害でない軽微な性質の役務。

第404条 18才以下の未成年者には、夜間労働は禁止される。夜間労働とは、22時と5時の間に包含された期間に行われるものと考えられる。

第405条 未成年者には、次の労働は禁止される。

I 労働安全・衛生局長によって特に認可された表に明示された危険な、かつ非衛生的な場所、及び役務。

II その徳育上、有害な場所、又は役務。

第1項 労働の場所が予め、内閣労働安全・衛生局の全意を得て労働の安全、及び衛生担当の所管官庁によって検査を受け、承認を得る限り、法律に従い、見習課程の受講生たる16才以上の見習中の未成年者は、I項の禁止から除外される。これらの未成年者は、6ヶ月毎に医師の診断を受けねばならない。

第2項 道路、広場、及びその他の公道において行われる労働は、未成年者担当の裁判官の事前の許可を要し、全裁判官は、その職業が本人の生活、又はその両親、祖父母、又は兄弟姉妹の生活に必要なかどうか、及びその職業からは、徳義形成上有害な点が発見されないかどうかを検証する任務を有する。

第3項 次の労働は、未成年者の徳育上有害とみなされる。

a) レビュー劇場、映画館、酒場、賭博場、キャバレ、ダンス場、及び全種の施設において、何らかの仕事を行うこと。

b) サーカス興業においてアクロバット、道化師、軽業、及びその他全種の仕事を行うこと。

c) 所管官庁の判断により、その徳義形成上有害となる虞のある文書、印刷物、ポスター、図画、彫刻、絵画、紋章、像及びその他の物品の製作、編集、配布、及び販売。

第4項 日雇い未成年者の保護に当たる公認団体の存在する地方においては、その団体の保護の下にある者のみに、第II項に掲げる労働の許可が与えられる。

第5項 未成年者には、第390条、及びその単項の規定が適用される。

第406条 未成年者担当の裁判官は、第405条第3項、a、及びb号の

規定する労働を未成年者に許可することが出来るものとする。

I 上演が教育的目的を有しているとき、又は、その参加する番組が、その徳育形成上、有害とみなされないとき。

II 未成年者の職業が、本人自身の生活、又は、その父母、祖父母、又は兄弟姉妹の生活のため不可欠のものであり、かつその徳育形成上、何らの害が認められないことが証明されたとき。

第407条 未成年者によって行われた労働がその健康、その身体の發育、又はその徳義にとって有害であることが所管官庁によって証明されたときは、全官庁は、その役務の放棄を強制することが出来るものとし、当該企業は、場合に応じ、未成年者に対して、退職の便宜を与えねばならない。単項 企業が、未成年者の退職を所管官庁によって勧告せられ、出来得る限りの措置を採らないときは、第483条に従い、労働契約の解除が実現される。

第408条 未成年者の法定責任者は、役務が身体上、及び徳育上の害を本人にもたらすものである限り、労働契約の廃棄を訴える権限を有する。

第409条 未成年者の労働のより良き安全、及び健康を保証するため、監督官庁は、労働の場所において休息時間をすごすことを禁ずることが出来る。

第410条 労働・社会保障大臣は、禁止の原因となった危険な、又は非衛生的な性質が一部、又は全部消滅したことが証明されたときは、第405条a号に関する表に由来する一切の禁止を解除することが出来るものとする。

第II節 労働時間

第411条 未成年者の労働時間は、本章に規定する制限付きで一般労働時間に関する法律上の規定によって規制せられる。

第412条 継続たると、2交替制たるとを問わず各有効労働時間後には、

1 1時間を下らない休息の間隔をおくものとする。

第413条 次の場合を除き、未成年者の通常昼間労働時間を延長することは禁止される。

I 給料の増額とは別に、本総合法第Ⅷ章に従い、協定、又は団体契約により2時間延長、ただし、1日の超過時間が、週48時間の最高限度、又は、法定のそれ以下の限度が遵守せられる様、他の日の短縮によって補償せられる場合に限る。

II 不可抗力の理由による特例として、少くとも通常時間に対して25%の給料増額を附して、かつ、未成年者の労働が工場の運転のため不可欠の場合に限って、最高12時間迄。

単項 本総合法の第375条、第376条単項、第378条及び第384条の規定は、未成年者の労働延長に適用される。

第414条 18才以下の未成年者が1企業以上で雇用されるときは、各企業における労働時間は合計される。

第Ⅱ節 未成年者の採用、及び労働・社会保証手帖

第415条 経済的目的を有する企業、又は工場、及び類似の事業に雇用されているすべての18才以下の未成年者に対しては、性別を問わず未成年者労働・社会保証手帖を交付する。

単項 手帖は、労働・社会保証省が採用する様式に従い、連邦区においては、内国労働局、及び各州においては、同省の地方代表部によって発行される。

第416条 18才以下の未成年者のみが、第422条の場合を除き、前条に規定する手帖の所有者であるとき、従業員として、経済的目的を有する企業、又は工場、及び類似の事業において採用を認められる。

第417条 手帖の発行は、次の書類の提示により、未成年者の申請によって行われる。

I 年齢証明書、又は、これに代るもの。

Ⅱ 父、母、又は法定責任者の許可状。

Ⅲ 第405条第2項、及び第406条の場合には、未成年者担当裁判官の許可書。

Ⅳ 肉体的、及び精神的能力に関する医師の証明書。

V 種痘証明書。

Ⅵ 読み、書き、及び計算能力の証明書。

Ⅶ 大きさ0.04×0.03mの正面写真2葉。

単項 本条の要求する書類は、無料で発給される。

第418条 第417条記載の肉体的、及び精神的能力の証明書は、連邦、州、自治体の所管官庁、又は労働の安全、及び衛生に関する所管官庁により正式に認可された企業、又は労働組合の医療機関により毎年交付され、及び認証される、これらの機関を欠くときは労働検査官庁の指定した医師によって行われる。

単項 第417条V項に規定する種痘証明書は、州所管官庁、又は自治体によって交付されねばならない。

第419条 第417条第Ⅵ項の規定する読み、書き、及び計算能力の証明は、初等教育修了の証明書により作成される。これを有したいときは、書類の審査に当る官憲は、未成年者を、意味の説明を伴った15行の読み方、10行を超えない書取り、及び基礎的な4則の算術計算から成る初等試験を課し、又は有資格者をして試験を行わしめるものとする。未成年者の文盲でないことが確認されたときは、手帖が発給される。

第1項 未成年者が文盲であるか、又は十分に読み書き出来ないときは、1年を限って、初等学校に在学中の、又は通学中の証明の提示によって、手帖が発給される。

第2項 前項の場合において、監督官庁は、手帖に定められた期間を更新出来るものとし、その期間を更新しないときは、発行した手帖を取消すことが出来るものとする。

第3項 未成年者が就働している工場本部の2軒の範囲内に初等学校が存在せず、及び第427条単項に規定された前提が発生しないときは、読み書き計算の証明は免除される。学校が開設されたときは、前数項の如く手続きされる。

第420条 正規に注記せられた手帖は、未成年者がこれを所持し、従業員名簿にその詳細が明記される。

単項 企業家側による注記の拒否が発生したときは、第29条第2項に規定する公の手続とは別に、第Ⅱ編第Ⅰ章第Ⅴ節の規定に従って請求の訴訟を開始することは、未成年者の法定代理人、労働検査官、労働省の機関、及び労働組合の権限とする。

第421条 手帖は、無料で発給され、第21条及びその各項、及び第22条の規定が、新規手帖の発行に適用される。

第422条 手帖発行機関の存在しない地方においては、使用者は手帖の提示とは別に、第417条第Ⅰ、Ⅳ、及びⅥ項記載の書類を提示する限り、従業員として採用することを認められる。これらの書類は、使用者によって保管せられ、手帖発行機関が設立されたとき本条第2項の適用上、発行公署に引渡される。

第423条 使用者は、未成年者の労働手帖に給料、採用年月日、休日、退職に関するもの以外は、他の注記を行ってはならない。

第Ⅳ節 未成年者の法定代理人及び 使用者の責任、見習い

第424条 その勉強時間を著しく減少し、その健康、及び身体の発育に必要な休息時間を低減し、又は、その徳義的教育を阻害する労働から未成年者を退かせることは、未成年者の法定責任者たる父、母、又は後見人の義務とする。

第425条 18才未満の未成年者の使用者は、その工場、又は企業におい

て、善良な習慣、公德心、並びに衛生規則、及び労働の安全が遵守される様監視せねばならない。

第426条 第407条の場合において、未成年者に役務の変更のため、すべての便宜を与えることは使用者の義務とする。

第427条 その企業、又は工場において、未成年者を雇用する使用者は、通学のため必要な時間を与える義務を有する。

単項 学校が2キロメートル以上の距離内に所在して、常時、14才、乃至18才迄の文盲未成年者を雇用する工場は、初等教育を与える適当な建物を維持しなければならない。

第428条 社会保障院は、直接、又は使用者の協力を得て、地方的な条件、及び手段を考慮して、海浜、及び山地に保養所の設置を奨励し、休暇の期間中、及び必要となつたとき、各人の年齢、及び条件に従い、団体毎に未成年労働者の滞在を援助して、その健康の保全のため、あらゆる保障を提供する。全様にして、未成年者が、余暇の場合に、その身神に対して健康的な環境において集団生活の慣習を身につけることの出来る運動場、全種の建物、及び適当な社会施設に定期的に通うことを奨励する。

第429条 運送、通信、及び漁撈を含む、あらゆる種類の産業工場は、国立工業訓練所によって維持されている講習会に、次の人数を入学させ、雇用せねばならない。

a) その職務につき職業訓練を要する各工場における労働者の最低5%に相当する見習工の数。

b) さらにS E N A Iの内閣審議会によって決定せられ、且各工場に服務中の各職種労働者の総数の3%を超過しない未成年労働者の数。

単項 本条第1項の規定する比率の計算における単位の端数は、見習工1名として取扱う。

第430条 工場附属の見習訓練所への採用に当り、同一条件では、第1に、その工場の労働者の子供、孤児、及び第2には兄弟を優先させる。

第431条 見習としての採用予定者は、最低14才である外、次の条件をみたさねばならない。

- a) 初等教育を終了したこと、又は職業訓練に対して最低限の基本的知識を有すること。
- b) 職業選考手続によって証明せられたその就かんとする活動に対し、肉体的、及び精神的適性を有すること。
- c) 伝染性病気にかかっていないこと、及び種痘を行っていること。

単項 職業選考により拒否せられた志願者には、出来得る限り、本人の示す性質、又は性向に最も適当した活動に入るための職業補導を与えねばならない。

第432条 見習は、その入学した見習講習会に通学せねばならない。

第1項 入学した見習講習会の学業に欠席する見習は、承認し得る正当な理由のない限り、欠席した日の給与を失うものとする。

第2項 本条規定の義務の履行を屢々怠る者、又は妥当な進歩の見られない者は、見習生解除の正当な理由とみなされる。

第433条 使用者は、次の義務を有する。

- a) 毎年11月1日から12月31日迄に、労働・社会保障省によって発行される様式に従い、未成年労働者全部の報告書2通を全省関係部局に提出すること。
- b) 見易き場所に、読み易い文字で、時刻表、及び本章の規定を掲示すること。

単項 a号記載の報告書の1通には、1クルセイロの納入印紙を貼布する。

第V節 罰 則

第434条 本章の規定の違反者は、地方最低賃金1回分に等しい罰金が課せられ、法律に違反する未成年労働者の数に応じて適用されるものとするも、罰金の総額は、最低賃金の5倍を超過することが出来ないものとする、

ただし再犯の場合には、この総額は、2倍に高めることが出来る。

第435条 未成年者の労働・社会保障手帖に法律に規定のない注記を行う企業は、地方最低賃金1回分に等しい金額の罰金、及び再発行手帖の支払を行わねばならない。

第436条 正当な理由なくして、第418条規定の証明書の発行を拒否する医師は、地方最低賃金1回分に相当する金額の罰金を課せられ、再犯の場合には倍額となる。

第437条 本章の規定に違反し、又は課せられた義務を履行しない、又は、第419条第2項の場合に、未成年者が初等教育を完了しないことに全意する未成年労働者の法定責任者は、課せられる罰金の外、親権、又は後見の職権をはく奪される。

単項 未成年者が第405条第1項に規定する活動に働くことに、故意に、又は怠慢により、全意する父、母、又は後見人は、罰金の外、親権を喪失し、又は後見の職権をはく奪される。

第438条 下記の官庁は、本章規定の罰則を適用する権限を有する。

a) 連邦区においては、内国労働局第1審官憲。

b) 各州においては、労働・社会保障省の地方代表部、又は全代表部の任命したこの目的のための官吏。

単項 違反審査における、並びに罰金の適用、及び徴収における手続は、本条の規定を遵守して「行政罰金手続」に関する章に規定されたところによる。

第Ⅵ節 最終規則

第439条 未成年者が、給料支払の受領書に署名することは適法とする。ただし、労働契約廃棄の場合については、その法定責任者の立会なくして、使用者の義務となっている賠償金を受取って、使用者に責任解除を与えることは、未成年者に禁止される。

第440条 18才未満の未成年者に対しては、いかなる時効の期間も適用されない。

第441条 第405条第1項に謂う表は、半年毎に改訂される。

第 IV 編 個人労働契約

第 I 章 総 則

第 4 4 2 条 個人労働契約とは、雇用関係についての暗黙の、又は明示の協約である。

第 4 4 3 条 個人労働契約は、暗黙、又は明示により、口頭、又は文書により、及び特定、又は不特定期間により締結することが出来るものとする。

第 1 項 その効力が予め定められた期間、又は、特定の役務の実施、又は更に、将来予想される特定事項の実現にかかっている労働契約を、特定期間の契約とみなされる。

第 2 項 特定期間による契約は、次の場合にのみ有効とする。

- a) その性質、又は暫定性上、期間を予定することを正当とする役務。
- b) 暫定的性格の企業活動。
- c) 実験契約。

第 4 4 4 条 労働の契約関係は、労働保護の規定、適用可能の団体契約、及び所管官庁の決定に違反しない限り、当事者の自由意志による協定の対象とすることが出来る。

第 4 4 5 条 特定期間による労働契約は、第 4 5 1 条の規定を遵守して 2 年以上に亘り協定することが出来ないものとする。

単項 実験契約は、90 日以上とすることが出来ないものとする。

第 4 4 6 条 既婚の婦人、21 才以下、18 才以上の者の労働は、承認されたものと推定される。配偶者、又は親権者の反対の場合には、婦人、又は未成年者は、所管司法当局の援助を申請することが出来る。

単項 その労働の継続が家族の連帯関係を脅かし、婦人としての特殊条件に明白な危険、又は未成年者に対して肉體上、又は精神上の害を來たす

真があるときは、労働契約の廃棄を提訴することは、夫、又は父親の権限とする。

第447条 口頭契約に対する本質的な条件について協定、又は証拠がない場合には、当時者が、その合法性に適合した法律条項に従って協定したものととして、存在することが推定される。

第448条 企業の所有権の移転、又は法的機構の変更は、その労働者の労働契約に影響を与えない。

第449条 労働契約の存在から由来する権利は、企業の破産、和議、又は解散の場合でも存続する。

第1項 破産、及び和議においては、労働者の受取るべき給料の全額、及び権利を有する賠償金の3分の1は、優先債権を、残りの3分の2は、普通債権を構成するものとする。

第2項 破産中に和議が成立したときは、使用者が中絶期間中に労働者に支払うべき給料の少くとも半額を支払う限り、労働契約の廃棄、及びこれに伴う賠償を無効にする権限を契約当事者に与えるものとする。

第450条 企業内で行っている任務と異なる職務を臨時に委託されて引うける様、又は臨時代理として引うける様要請された労働者は、前職における期間の通算と、前職への復帰が保証される。

第451条 黙示、又は明示により1回以上延長された特定期間による労働契約は、不特定契約として発効する。

第452条 6ヶ月以内に、他の特定期間附契約を引き継ぐすべての契約は、その契約の満了が特定役務の実施、又は特定事項の実現にかかっている場合を除き、不特定期間契約とみなされる。

第453条 労働者が再雇用された場合、継続的でなくとも、以前に企業で労働していた期間は、労働者の役務時間中に計算される。ただし重大な過失により解雇された場合、又は法定の賠償金を受取った場合を除くものとする。

第454条 労働契約の有効期間中、労働者の発明が使用者の供給した個人的貢献、設備、又は器具から生じたものであるときは、労働契約が、黙示又は明示により科学的研究を目的とした場合を除き、全一の割合で共同の所有となる。

単項 発明の利用開発は、使用者の義務とし、使用者は特許権取得の日付より1年の期間内に之を開始しなければならない、これに反する場合には、その発明の全所有権は、労働者に返還される。

第455条 下請契約においては、下請契約人は、その結ぶ労働契約から発生する義務につき責任を負うものとするも、労働者は、下請人の義務不履行につき主たる請負人に対して請求権を有する。

単項 民法の規定に従い、主たる請負人には、下請人に対する遡及訴訟権、及び本条規定の義務の担保として、下請人に支払うべき金額の保有が留保される。

第456条 個人労働契約の証明は、労働・社会保障手帖に明記された注記、又は文書により行われ、かつ法の認めるすべての方法によって補足される。

単項 これを欠くとき、又は明白な約定が存在しないときは、労働者は、その個人的条件と両立し得るあらゆる役務に従事する義務あるものと推定される。

第Ⅱ章 給 料

第457条 すべての法律上の効力のため、労働者の給料の中には、役務の反対給付として、使用者が支払いの義務を負い、直接に支払われる給料の外、その受ける謝礼も含められる。

第1項 給料は、約定された金額のみならず、使用者によって支払われた手数料、歩合、約定された賞与、旅費日当、及び手当から成る。

第2項 給料には生計援助費、並びに労働者の受取る給料の50%を超過

しない旅費日当は包含されない。

第3項 顧客から労働者に自発的に与えられる金額のみならず、名目の如何に不拘、勘定の追加として、企業が顧客から徴収して、労働者の分配に当てられる金額も亦、謝礼とみなされる。

第458条 現金による支払の外、給料の中には、あらゆる法律上の効力のため、企業が、契約又は、慣行により労働者に支給する食料、住居、衣服、又はその他の現物供与が含まれる。いかなる場合でも、酒精性飲料、又は有害な薬品による支払いは許可されない。

第1項 現物支給品に与えられる価格は、公正で、合理的ものでなければならぬ。いかなる場合でも、最低賃金を構成する部分の2%を超過してはならない。(第81条、及び第82条。)

第2項 本条の規定する効力上、その役務供与のため、労働の場所で労働者に支給され、利用される衣服、装具、及びその他の備品は、給料とみなすことは出来ないものとする。

第459条 労働の様式のいづれにも不拘、給料の支払は、手数料、歩合、及び例金に関する場合を除き1ヶ月以上の期間で約定してはならない。

単項 支払が月極めで約定されたときは、おそくとも翌月の10日迄に行われねばならない。15日払で、又は週払で約定されたときは、有効第5日迄に行われねばならない。

第460条 給料につき約定がないか、又は約束された金額について証明がないときは、労働者は、同一企業において、全じ役務を行う者に等しい給料、又は、通常全種の役務に対して支払われる給料を受ける権利を有する。

第461条 職務が全一であるとき、全一場所で、同じ使用者に対して供与された全一価値のすべての労働には、性、国籍、又は年齢の区別なく全額の給料が支給される。

第1項 本章の目的上、全一価値の労働とは、勤務期間の相違が2年を超過しない労働者間において全一生産性と、同一の技術水準をもって行われたものと解する。

第2項 本条の規定は、使用者が経歴によって組織した職員表を持っているとき、その場合の昇進は、勤続年数、及び功績を勘考して行われねばならない。

第3項 前項の場合において、昇進は、各職種において、功績、及び勤続年数とにより交互に行われねばならない。

第462条 使用者は、前払い、法律の規定、又は団体契約による場合を除き、労働者の給料からいかなる控除をも行うことを禁止される。

第1項 労働者によって起された損害の場合には、この可能性が協定されて居り、又は労働者の悪意により生じたものであるときは、控除は合法的とする。

第2項 使用者は、労働者に商品販売のため日用品雑貨店を経営し、又は現物支給に当てる役務を維持して、労働者が、雑貨店、又は役務を利用する様強制し、勧誘することは禁止される。

第3項 企業の経営に属しない雑貨店、又は役務に赴くことが、労働者に不可能のときに限り、商品が利益を目的としないで常に労働者のためになる妥当な値段で販売せられ、又、役務が提供される様配慮して、適当な手段の採用を決定することは、所管官庁にとって合法的とする。

第4項 本章の規定を遵守して、何らかの形式で、労働者が、その給料を自由に使用することを制限することは企業に禁止される。

第463条 給料の現金による提供は、ブラジル通貨で支払われる。

単項 本条の規定によらないで行われた給料の支払は、行われなかったものとみなされる。

第464条 給料の支払は、労働者の署名した受取りと引替えに行われねばならない、文盲の場合には、その押印により、又は、このことも不可能のときは、その願出により行われる。

第465条 給料の支払いは、平日、職場において、勤務時間中に、又は勤務終了直後に行われるものとする。

第466条 手数料、又は歩合の支払は、これに関連する取引終了後においてのみ要求することが出来る。

第1項 継続的な分割払で行われる取引においては、その支払いに比例した手数料又は歩合の支払を要求することが出来る。

第2項 労働関係の停止は、本条の規定する形式で支払われる手数料、及び歩合の受取りを妨げない。

第467条 使用者、又は労働者の理由による労働契約破棄の場合には、給料の金額についての紛議があるときは、使用者は、労働者に、労働裁判所に出頭した当日、給料につき紛議のない部分を支払う義務を有し、これに反するときは、この部分について2倍の支払をもって罰せられる。

第Ⅲ章 契約の変更

第468条 個人労働契約においては、双方の全意によってのみ条件の変更が正当とせられ、この場合でも直接にも、又間接にも労働者の利益を害さないものであることを要し、この保証に違反する条項は、無効となる。

単項 労働者を信任役職から解任して、以前に就いていた職務に復すとの使用者の決定は、一方的な変更とはみなされない。

第469条 使用者は、その全意なしに、労働者を契約と異なる場所に転任させることは禁止される、ただし、住所の移転を必ずしも必要としない移動は転任とはみなされない。

第1項 次の者は、本条の禁止中に含まれない。信任役職を行う労働者、及びその契約が、黙示、又は明示により、転任を条件としている者。

第2項 労働者の就働している工場廃止の場合の転任は適法とする。

第470条 前条の禁止的制限に不拘、役務の必要上、使用者は、労働者を契約と異なる場所に転任せしめることが出来るものとする、ただし、この

場合、労働者が、以前の場所で受取っていた給料の25%を下らない割増金額を、その状態の続く間、支払わねばならない。

単項 転任に伴う経費は、使用者の負担とする。

第IV章 停止、及び中断

第471条 役務から離れていた労働者には、その復職に当り、その不在中、その企業内で所属していた階級に与えられたすべての恩恵が保証せられる。

第472条 兵役、又はその他の公務の要求による労働者の離職は、使用者側による労働契約の変更、又は廃棄の理由とはならない。

第1項 労働者が、兵役、又は公務の要求により離れた職務を再び行う権利を保持するためには、その義務の免除、又は終了の日から算えて最長30日以内に、電報、又は書留郵便をもって、その意志を使用者に通知することが必要である。

第2項 期限付契約の場合には、当事者双方が全意するときは、離職中の期間は、その終了のための期限の計算には算入されないものとする。

第3項 国の安全のため重大理由が発生したときは、所管官庁は、労働契約の停止の形をとることなく、労働者に、役務、又は職場から離れることを要求することが出来るものとする。

第4項 前条規定の離職は、地方労働監督局の意見を徴して、根拠ある理由を附して、所管官庁より直接に使用者に要求せられるものとする。この場合、地方労働監督局は、直ちに、行政審査会の設置を手続きする。

第5項 その離職後最初の90日間は、労働者は、引続きその給料をうけるものとする。

第473条 次の場合には、労働者は、その給料を失うことなく役務に出頭するのを停止することが出来るものとする。

- I 配偶者、尊属、子孫、兄弟、又は、その労働・社会保障手帖に記載せられて、その扶養の下にある人の死亡の場合に連続2日迄。
- II 婚姻のため連続3日迄。
- III 子女出生の場合に、第1週の期間内に1日迄。
- IV 正当に証明せられた自由意志による血液寄贈の場合に、労働12ヶ月毎に1日だけ。
- V 関係法に従い、選挙人となるため、連続、又は不連続の2日迄。
- VI 1964年8月17日付法律(兵役法)第4,375号第65条C号規定の兵役義務に服すべき期間。

第474条 30日以上にわたる労働者の勤務停止は労働契約の不法な解約となる。

第475条 疾病により年金をうける労働者は、その恩典に浴するため社会保障法によって定められた期間中、その労働契約を停止される。

第1項 労働者が、労働能力を回復し、年金が取消されたときは、年金受領以前の職務に就く権利が保証される、ただし使用者には、賠償が第497条に基づき支払われねばならない時は、使用者が安定性を有する場合を除き、第477条、及び第478条に従い、賠償を行って、労働契約を廃棄する権利が与えられる。

第2項 使用者が、年金受領者の代りの者を採用しているときは、使用者は、契約当時に、その臨時的なことが明白に知られているときは、賠償なしで、その労働契約を廃棄することが出来る。

第476条 疾病保険、又は疾病手当をうけている場合には、その恩典適用中は、労働者は無給休暇にあるものとみなされる。

第V章 契約廃棄

第477条 当該契約の終了期間が規定されて居らず、及び労働者が労働関係の停止を来たす理由を与えて居らないときは、すべての労働者には、全一企業において受取っていた最高給料を基準にして支払われる賠償金を使用者より受取る権利が保証せられる。

第478条 不定期間による契約の解消により支払われる賠償は、有効役務1年につき給料1ヶ月分とし、及び6ヶ月に等しいか、又はそれ以上の端数については1年として計算する。

第1項 不定期間による契約期間の第1年は、試採用期間とみなされ、その満了以前には、なんらの賠償も支払われないものとする。

第2項 給料が、日給で支払われるときは賠償の計算は、25日を基準とする。

第3項 時間で支払われるときは、月200時間の基準で計算される。

第4項 手数料で働く者、又は歩合の権利を有する者に対する賠償は、最近12ヶ月の役務期間に受取った手数料、又は歩合の平均により計算される。

第5項 仕事、又は行われた役務により労働する労働者に対しては、賠償は、その役務の実行のため関係者によって通常費された時間の平均により計算せられ、30日間に行わべき価格を算出する。

第479条 約定された期間を有する契約において、正当な理由なくして、労働者を解雇する使用者は、賠償の名目で、契約期間迄に権利を有すべき給料の半額を支払わねばならない。

単項 本条の規定を実施するため、給料の変り易い、又は不定の部分の計算は、不定期間契約の廃棄に関する賠償の計算のため定められたところに従い行われる。

第480条 約定期間がある場合、労働者は、正当な理由なくして、契約が

ら解除されないものとし、解除より結果する損害については使用者をして賠償せしめるの処罰を課する。

第1項 ただし、賠償は、全一条件において、労働者が権利を有すべき賠償金を超過することが出来ないものとする。

第2項 劇場の俳優、又は全種の者の契約については、正当な理由なくして、これを破棄する従業員は、解除証明書を受ける場合を除き1年間、他の劇場、又は全種興業において労働することが出来ないものとし、その違反の場合には、新興業主は、前興業主に対して廃棄された契約に約定された給料2ケ年分に当る賠償金を支払わねばならない。

第481条 約定期間終了前に相互に破棄権を保証する条項を有する期限付契約には、当事者がいづれかにより、かかる権利が行使されたときは、不定期契約の廃棄を規制する原則が適用される。

第482条 次の事項は、使用者による労働契約破棄の正当な理由となる。

- a) 不誠実な行為。
- b) 不節制、又は業行不良。
- c) 使用者の許可なく自己の勘定による、又は第三者の勘定による常習的な取引、及び就働している企業と競合する行為を行うとき、又は役務に支障を来たすとき。
- d) 労働者が刑事犯の判決をうけ、執行猶予とならなかったとき。
- e) その職務の執行における怠慢。
- f) 常習的な、又は勤務中の酩酊。
- g) 企業の秘密の侵害。
- h) 規則違反、又は不服従の行為。
- i) 職務の放棄。
- j) 自己、又は他の者のためにする正当防衛の場合を除き、勤務中に他人に加えた名誉、又は評判に対する毀損行為、又は勤務中に行った身体上の危害。

k) 自己、又は他の者のためにする正当防衛の場合を除き、使用者、及び上司に加えた名誉、及び許判に対する毀損行為。

l) 賭博の常習。

単項 行政審査において正当に立証された国家の安全に対する反逆行為の実行は、労働者解雇の正当な理由となる。

第483条 労働者は、次の場合に契約が廃棄されたものとみなし、正当な賠償を請求し得るものとする。

a) その能力以上の、法律によって禁止された、善良な習慣に反する、又は契約に関係のない役務を要求されたとき。

b) 使用者、又は上司より過酷な待遇をうけたとき。

c) 過度の明白な危険にさらされたとき。

d) 使用者が契約上の義務を履行しないとき。

e) 使用者、又は代理人が労働者、又はその家族の者に対して、名誉、又は評判を侵害する行為を行うとき。

f) 使用者、又はその代理人が、自己の、又は他の者の正当防衛の場合を除き、肉体的に危害を加えたとき。

g) 仕事、又は出来高労働の場合、給料の金額に著しく影響を与える程、労働を低減するとき。

第1項 労働者は、その役務と両立しない法律上の義務を遂行せねばならないときは、役務の提供を中止し、又は契約を解除することが出来るものとする。

第2項 個人企業として組織された使用者の死亡の場合、労働契約を破棄することは、労働者の自由とする。

第3項 d、及びg号の場合に、労働者は訴訟の最終判決迄、勤務する与否とに不拘、労働契約の廃棄、及び当該賠償の支払の訴訟を提起することが出来るものとする。

第484条 労働契約の廃棄を来たした行為において双方に過失があった場

合に、労働裁判所は、使用者のみの過失の場合に支払われる賠償を半額に低減するものとする。

第485条 企業の活動が、使用者の死亡によって停止されるときは、労働者は、その場合に応じ、第477条、及び第497条に規定された賠償を受ける権利を有する。

第486条 自治体、州、又は連邦、官庁の行為、又は事業の継続を不可能ならしめる法律、又は決議によって生じた労働の1時的、又は決定的な中止の場合には、賠償の支払が行われ、責任官庁が之を負担する。

第1項 使用者が、その弁護のため本条の規定を援用するときは、担当労働裁判所は、労働停止の責任者と目される官庁の責任者に通告して、30日以内に、請求に召喚されたものとして、訴訟に出頭してその主張を陳述せしめる。

第2項 有効書類は署名した関係者が、本条の規定に基き弁護を行い、担当裁判官を指定するときは、30日以内に、その主張につき陳述する様、反対側について聴問が行われる。

第3項 責任官庁が確認されたときは、調停委員会、又は裁判官は、管轄外のものとして、その判決を、財務特別判事に送付し、全判事により普通訴訟手続の規定に従って処理される。

第Ⅵ章 予 告

第487条 約定された期間のないときは、正当な理由なしに、契約を廃棄せんとする一方は、他方にその決定を次の最低予告期間をもって通知せねばならない。

Ⅰ 支払が週極めで、又はそれ以下で行われるときは、8日。

Ⅱ 15日、又は月極めで受取る者、又は企業において12ヶ月以上勤務

しているときは、30日。

第1項 使用者側よりする予告の欠除は、労働者に予告期間に該当する給料を受ける権利を与えるものとし、かつ、この期間をその役務期間中に繰入れることが保証される。

第2項 労働者側による予告の欠除は、使用者に予告期間に該当する給料を控除する権利を与える。

第3項 出来高払の給料の場合には、前数項の効力上、計算は、最近12ヶ月の役務の平均に従って行われる。

第488条 予告期間中の労働者の通常な労働時間は、破棄が使用者によって提案されたものであるときは、給料全額に関係なく、毎日2時間低減される。

第489条 予告が発せられたときは、廃棄は、当該期間の満了後に有効となる、ただし、予告者が、予告期間満了以前に、その行為の再考を行うときは、この再考の諾否は、他方の自由意志による。

単項 再考が受諾され、又は期間満了後も役務の提供が続けられるときは、契約は、予告が行われなかったものとして、引続き有効とする。

第490条 労働者に与えた予告期間中に、契約の即時廃棄を正当とする行為を行う使用者は、支払うべき賠償の外に、全予告期間に該当する報酬を支払わねばならない。

第491条 予告期間中に、法律により廃棄を正当とする何らかの過失を冒す労働者は、その期限の残存期間に対する権利を失うものとする。

第Ⅶ章 雇傭の安定性

第492条 全一企業において、10年以上勤続の労働者は、正当に証明せられた重大な過失、又は不可抗力の事情の理由による以外は、解雇される

ことが出来ないものとする。

単項 労働者が、使用者の命令に待期している時間全部は役務期間とみなされる。

第493条 その再犯、又は性質により、労働者の責任、及び義務の重大な違反を表明しているとき、第482条の規定する事実の何れかを行うことは、重大な過失となる。

第494条 重大な過失で告発された労働者は、その職務の停止をうけることが出来る、ただしその解雇は、その告発の原因を立証する審査終了の後においてのみ有効となる。

単項 前条の場合において、停止は、訴訟の最終判決迄、継続する。

第495条 労働者によって行われた重大な過失の存在しないことが立証されたときは、使用者は、役務に再雇用し、及び、その停止期間中に権利を有する給料を支払わねばならない。

第496条 安定した労働者の再雇用が、特に使用者が個人企業の場合、両立し難い不和の程度に鑑み、望ましくないときは、労働裁判所は、その義務を、次条に従って支払われる賠償に振替えることが出来るものとする。

第497条 不可抗力の理由の発生によらないで、企業が消滅したときは、解雇された安定労働者には、不定期間契約の解除による賠償金の2倍の支払が保証される。

第498条 不可抗力の理由が発生することなく、事業所、支店、又は代理店の閉店、又は事業の必然的な廃止の場合には、全所に勤務していた安定労働者には、前条の形式による賠償をうける権利が保証される。

第499条 取締役、支配人、又は使用者直轄のその他の信認職には安定性はない、ただし、あらゆる法律上の効力のため勤続年限の計算には留保される。

第1項 信認職を行うことを止める安定性によって保証されている労働者には、重大過失の場合を除き、以前に就職していた有効労働への復職が

保証される。

第2項 信認職のみを行ってきて、全一企業において10年以上勤続してきた労働者で、正当な理由なく解雇された者には、第477条、及び第478条に従い、役務年限に比例した賠償が保証される。

第3項 労働者の安定性の取得を妨害する目的で行われる解雇は、第477条、及び第478条に規定された賠償の2倍の支払を使用者に課する。

第500条 廃止

第Ⅷ章 不可抗力

第501条 使用者の意志に関連し、及び使用者が直接にも、間接にも、その実現に参加しなかった、すべてのさけることの出来なかった出来事を不可抗力と解する。

第1項 使用者の不注意は、不可抗力の理由から除外される。

第2項 その条件において、企業の経済的、及び財政的状态に実質的に影響を与えない、又は影響を与える虞のない不可抗力の事由の出来事には、本章の規定に関する法律の制限は、適用されない。

第502条 労働者の就業している企業、又は事業所の1つの消滅を来たす不可抗力の事由が発生して、労働者が解雇されるときは、次の形式による賠償が保証される。

- I 安定労働者の場合には、第477条、及び第478条の規定による。
- II 安定性を有しない場合には、正当な理由なくして解約の場合に支払れるものの半額。
- III 期限付契約のあるときは、本法第479条の規定するものを、全額に半額に低減する。

第503条 不可抗力、又は正当に証明された損害の場合には、各人の給料

に比例して行われる企業の労働者の一般的減額は、合法とする、但し、25%以上であってはならず、いかなる場合でも、地方の最低賃金を尊重せねばならない。

単項 不可抗力の事由から発生した効果が消滅したときは、減額された給料の回復が保証される。

第504条 不可抗力の事由の虚偽な申立が立証されたときは、安定労働者には復職を、安定外労働者には、己に支払れた賠償金の補足の支払が、保証せられ、両者に対しては遅滞給料の支払が保証される。

第Ⅸ章 特別規則

第505条 本編第Ⅰ、Ⅱ、及びⅥ章の規定は、農業労働者に適用される。

第506条 農業契約においては、その経営の活動により得られた生産物であり、及び労働者の給料の3分の1を越えないときに限り、現物支給を約定する協定は合法的とする。

第507条 本編第Ⅶ章の規定は、診療所、又は自由職業家の事務所における従業員に適用される。

単項 劇場の俳優、及び全種の者の労働契約の延長、又は更新に関する第451条、及び第452条の規定は、芸能家の労働には適用されない。

第508条 正当に要求し得る給料支払の執拗な不履行は、銀行従業員の労働契約破棄の効力上、正当な理由とみなされる。

第509条 会社、又は興業会社の労働者の旅行及び運輸の経費は、使用者の勘定により、適当な待遇をもって負担される。

単項 海上旅行においては、本条に関する企業は、その労働者に対して、最小限、通常給料の20%を支払うものとし、陸上旅行において、給料は全額支払われる。

第510条 本編の禁止条項の違反には、地方最低賃金1回分に等しい罰金が企業に課せられ、再犯の場合には、その他の法的制裁の外に、2倍の罰金が課せられる。

第 V 編 組合組織

第 I 章 組合制度

第 I 節 組合の結成

第511条 使用者、労働者、代理人、又は独立労働者、又は自由職業者として、夫々、同じ活動、又は職業、又は全種の、又は関連する活動、又は職業を行なうすべての者が、その経済的、又は職業上の利害の研究、擁護及び調整のため組合を結成することは、合法とする。

第1項 同一の、類似の、又は関連する活動を行う者の経済的利益の連帯関係は、経済的カテゴリーと称せられる基本的な社会的紐帯を構成する。

第2項 全一の経済活動、又は類似の、又は関連する経済活動における職務において、共通の職業、又は労働から生ずる生活条件の類似性は、職業的カテゴリーとして呼ばれる基本的な社会的表現を構成する。

第3項 区分された職業的カテゴリーとは、特殊の職業規則、又は、特殊な生活条件の結果において区別された職業、又は職務を行う労働者によって構成されるものである。

第4項 同一性、類似性、又は関連性の限界は、経済的、又は職業的カテゴリーが同類であり、組合結成が当然であるとされる範囲を決定する。

第512条 前条の目的、及び形式で組織せられ、第558条に従って登録された職業団体のみが、本法の規定する特権を有する組合として認可される。

第513条 職業組合の特権は、次の通りとする。

- a) 行政及び司法官庁に対して、各職種の、又は自由職業の一般利益、又はその行う事業、又は職業に関し組合員の個人的利益を代表すること。
- b) 団体労働契約を締結すること。

- c) 各職種、又は自由職業の代表者を選挙し、又は任命すること。
- d) 各職種、又は自由職業と関連する問題の研究、及び解決において技術、及び諮問機関として、國家に協力すること。
- e) その代表する経済的、又は職業的カテゴリー、又は自由職業に加入している者すべてに組合費を課すること。

単項 労働者組合は、この外に、職業紹介所を設立し、之を運営することが出来る。

第514条 組合の義務は、次の通りとする。

- a) 社会連帯性の発展において公権力に協力すること。
- b) 組合員に対して司法関係の援護業務を維持すること。
- c) 労働争議において和解を計ること。

単項 労働者組合は、さらに次の義務を有する。

- a) 消費、及び信用組合の設立を推進すること。
- b) 初等学校、及び職業準備学校を設立し、之を維持すること。

第II節 組合の認可、及び権限授与

第515条 職業団体が組合として認可されるためには、次の要件を満たさなければならない。

- a) 使用者組合の場合には、個人形式、又は会社形式で正式に構成された企業の少くとも3分の1、又は従業員、又は労働者、又は独立代理人、又は自由職業の代理人の場合には全一カテゴリーを構成し、又は全一自由職業を行う者の3分の2を結合すること。
- b) 執行部の任期を2年とすること。
- c) 組合長の職は、生来のブラジル人により、運営、及び代表の職は、ブラジル人によって行われること。

単項 労働・社会保障大臣は、例外的に、組合員数が上記a号規定の3分の1以下の団体を組合として認可出来るものとする。

第516条 一定の地域においては、同じ経済的、職業的、又は自由職業的
カテゴリーを代表する組合を1つ以上認可しない。

第517条 組合は、地区、自治体、自治体間、州、州間を単位とすることが出来る。例外として、特定のカテゴリー、又は職業の特異性を考慮して、
労働・社会保障大臣は、全国的組合の認可を与えることが出来るものとする。

第1項 労働・社会保障大臣は、組合の地域的範囲を許可し、及び限定する。

第2項 指定された地域の範囲内において組合に、組合員の、及びその代表する経済、又は職業、又は自由職業をより良く保護するため代表部、
又は支部を設ける権限が与えられる。

第518条 認可申請は、組合定款の見本、又は認証された写を添付して、
労働・社会保障大臣に提出されるものとする。

第1項 定款には、次の事項を記載する。

- a) 組合の名称、及び本部。
- b) その代表する経済、職業、又は自由職業のカテゴリー。
- c) 組合は、社会連帯、及び国家的利益に、経済的、又は職業的利益を従属せしめるとの意味において、公権力、及びその他の団体との協力機関として行動する旨の確約。
- d) 権限、選挙、及び投票手続、委任の喪失、及び支配人の更替の場合。
- e) 組合財産の構成、及び管理の様式、及び解散の場合に与えられる使途。
- f) 組合解散の条件。

第2項 認可手続は、労働・社会保障大臣発する指令によって規制される。

第519条 組合としての資格は、その判定のため、次の要素を勘考して、
労働・社会保障大臣の判断により、常に最も代表的な組合に附与される。

- a) 組合員数。
- b) 設立され、かつ維持される組合の事業。

c) 財産の価格。

第520条 組合として認可された職業組合には、労働・社会保障大臣の署名した認可状が発給され、その中において、認可された経済的、又は職業の代表権が明示され、及び承認された地域を記載する。

単項 認可は、組合に第513条の特典を附与し、及び第514条の義務を課し、その不履行は、本法の制裁をうける。

第521条 次の事項は、組合運営の条件とする。

a) 国家の利益、及び制度と両立しない主義のあらゆる宣伝、並びに組合に関係のない選出職に立候補することの禁止。

b) 組合、又は上級組合より報酬をうける職務と兼任して、選出職務を行うことの禁止。

c) 選出職務の無給就任。

d) 政治・政党的性格の活動を含む、第511条に記載された目的の中に包含されていないあらゆる活動の禁止。

e) 政治・政党的性格の団体に、その本部を無償、又は有償で提供することの禁止。

単項 委任された職務を行うため、従業員、独立労働者、又は自由職業者の組合の組合員が、その職務から離れる必要のあるときは、総会の裁定により、当該職業におけるその報酬の金額を超えない謝金を支給することが出来るものとする。

第Ⅱ節 組合の運営

第522条 組合の運営は、最高7名、最低3名をもって構成される理事会、及び3名をもって構成される監事会によって運営せられ、これらの機関は、総会によって選任される。

第1項 理事会は、その理事の中から組合理事長を選出する。

第2項 監事会の権限は、組合の財務運営の監督に限定せられる。

第3項 公権力、又は会社に対して、組合の利益を代表し、及び擁護することは、組合理事会、及び第523条記載の組合代表者の特別権限とする。ただし、理事会の委任により与えられた権限を有する代理人、又は法律の定める代表権を有する組合員は例外とする。

第523条 第517条第2項の規定に従って設置された代表部、又は支部の監督に当る組合代表者は、当該代表部の地区に居住する組合員中より理事会によって指名される。

第524条 次の事項に関する総会の議決は、定款に従い、常に秘密投票により採られる。

- a) 法律の規定する当該カテゴリーを代表する組合員の選出。
- b) 理事会の会計報告を承認すること。
- c) 財産の運用。
- d) 組合に課せられた処罰に関する理事会の行為の判定。
- e) 労働関係、又は紛争に関する意志表示。この場合において、総会の議決は、総会が組合定款の規定に基づき、特にその目的のために召集せられるときにおいてのみ有効とみなされる。総会成立のための定足数は、役付きでない組合員の過半数とする。第1回の召集に、この定足数が得られなかったときは、第2回の総会は、出席者のみで成立し、3分の2の投票を得た議決は、可決されたものとみなされる。

第1項 理事会、及び監事会職の選挙は、連邦区においては、内国労働局長によって、州、及び連邦直轄区においては、地方労働代表部によって指定された投票管理委員会の置かれる地方の組合本部、その代表部、及び支部の事務所、及び主たる労働の場所において、少なくとも連続6時間中、秘密投票により行われる。

第2項 投票のため規定された期限の終了と全時に、組合本部に、公開、及び常設、公開の選挙会議に審査委員会が設置され、投票管理委員長より直ちに投票箱、及び当該記録が送付せられるものとする。選挙の特

殊性、又は都合により必要ある時は常に、補足審査委員会の指命が認められる。

第3項 審査委員会は、労働裁判所弁護士、又は労働検事総長、又は地方検事によって任命された有資格者によって統轄される。

第4項 選挙は、投票権を有する組合員3分の2以上が投票に参加する場合においてのみ有効とする。この比率が得られないときは、15日以内に再び選挙が行われ、この場合に前記組合員の50%以上が参加したときは有効と認められる。第2回の投票においても要求される比率が得られなかった場合には、第3回の、且最後の選挙が行われ、その有効性は、前記組合員の40%以上を条件とし、審査委員長は以上の何れの場合においても当選者を発表し、当選者は、前任者の任期終了と共に自動的に就任し、法律の規定する異議、又は上告は、停止の効力を有しない。

第5項 選挙のための法定比率が得られなかったときは、労働・社会保障省は、現任者の任期終了と共に運営部の不在を宣告し、監事を管理人に指命し、6ヶ月以内に改めて選挙を実施する。

第525条 組合に関係のない個人、又は法人は、その運営、又はその事業に干渉することを禁止される。

単項 次の者は、この禁止から除外される。

a) 労働・社会保障大臣により、又は、これを代表する者によって特に任命された全省の代理人。

b) 従業員として、総会の承認を得て、組合において職務を行っている者。

第526条 組合の従業員は、総会の承認を条件として理事会により任命せられる。第530条Ⅱ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、及びⅧ号に規定された条件に該当する者、任命された者が、組合役員であった場合、及び全条Ⅰ号の該当者には、かかる任命を行うことが出来ないものとする。

単項 労働組合の従業員には、労働保護、及び社会保障に関する法律の条文が適用される、但し組合を結成する権利を除く。

第527条 各組合の本部には、労働・社会保障省の所管官吏によって認証せられた登録簿を備え、下記事項を明記する。

a) 使用者組合の場合には、個人、又は集団の商号、又は企業の名称、その本部、氏名、年齢、婚姻関係、国籍、及び当該出資者の住所、また、株式会社による団体の場合には取締役の住所、並びに出資者、又は組合において企業を代表する取締役についてのこれらの詳細を記載する。

b) 従業員、又は代理人、又は独立労働者、又は自由職業者の組合の場合には、各組合員の氏名、年齢、婚姻関係、国籍、職業、職務、又は住所の外、その職業、又は職務を行う事業所、又は場所、その職業手帖の番号、及び組番、及びその所属する社会保障局への登録番号。

第528条 組合の運営を妨げる紛争、又は事態、又は国家の安全に関する明白な事由が発生したときは、労働・社会保障大臣は、組合を運営し、実施し、又は、その運営を正常化するため必要な手段を提案する十分な権限を有する代表者、又は干渉委員会を通じて、組合に干渉することが出来るものとする。

第Ⅳ節 組合の選挙

第529条 運営、又は経済的、又は職業的代表的職に就くための、および投票権を行使するための条件は、次の通りとする。

a) 組合員が組合員名簿に登録してから6ヶ月以上を有し、その事業、又は職業を2年以上行っていること。

b) 18才以上であること。

c) 組合員としての権利を有すること。

単項 組合員に組合選挙において1票を与えることは義務的とする。

第530条 次の者は、運営職、又は経済的、又は職業的代表的職に選出されることが出来ない、又その職務の実施に留まって居ることも出来ない。

1 運営職に在任中のその会計年度の報告が決定的に承認されなかった者。

- II いずれかの組合資産を損傷した者。
- III 少なくとも2年以前から組合地区内において、事業、又は職業に実際に従事せず、又は経済的、又は職業的の代表を執行して居ない者。
- IV 詐偽罰について宣告をうけ、刑期の残っている者。
- V その政治的権利を享受していない者。
- VI 公然、かつ明かに、その登録を取消した政党、又はその活動が国家の利益に反するとみなされて居り、かつその登録が取消され、又はその運営が所管官庁によって停止されたあらゆる種類の結社、又は団体の思想的主義を行為、又は言論によって弁護する者。
- VII 正当に立証された不良な素行。
- VIII 運営職、又は組合代表職から解職された者。

第531条 理事会、及び監事会の役職に対する選挙において組合選挙人総数に対して絶対多数の投票を得た候補者は、選挙されたものとみなされる。

第1項 第1回召集において選挙人の絶対多数が参集せず、又は候補者の何れの者もその多数を得なかったときは、後日さらに召集が行われ、その場合には出席選挙人の多数票を得た候補者が選挙されたものとみなされる。

第2項 選挙のため、唯一の登録候補者名簿のみがあるときは、当該告示にその注意がある限り、第1回召集2時間後に最終召集による総会が行われるものとする。

第3項 単一候補者名簿以上が参加する場合、労働・社会保障大臣は、夫々の候補者名簿に記載された組合員が要求するときは、選挙委員長を任命することが出来る。

第4項 労働・社会保障大臣は、選挙手続きを規制する指令を公布する。

第532条 理事会、及び監事会更新のための選挙は、現職役員の任期終了前最長60日、最短30日以内に行われねばならない。

第1項 選挙日より起算して15日以内に候補者の何人かより、選挙総会

の議事録に抗議、又は上告が提出されないときは、選出された理事会は、労働・社会保障大臣の承認にかかわりなく就任する。

第2項 選挙施行後30日以内に、かつ上告のない場合に、現在の理事会は、選挙の結果を公表し、労働・社会保障省の地方機関に、各理事の個人的経歴、及びその行わんとする職務の任命書を附した当選者の報告を通知する権限を有する。

第3項 選挙施行後15日以内に、選挙総会の議事録に抗議が行われ、又は上告が提訴されたときは、正当に調書を作成して、労働・社会保障省の地方機関に選挙訴訟を送付することは、現在の理事会の権限とする。地方機関は、これを同大臣に送付して、その裁決に委ねる。この場合に、現職の理事会、又は監事会は、訴訟の最終決定迄、組合の運営に当る。

第4項 前項に規定された想定が存在しないときは、新理事会の就任は、前理事会の任期終了に次ぐ30日以内に行われねばならない。

第5項 就任に当り、当選者は、文書により、厳粛に、任務執行中、憲法、現行法及び組合定款を尊重する旨の誓約を為さねばならない。

第V節 上級組合組織

第533条 本法に従って組織される連合会、及び同盟は、上級労働組合を構成する。

第534条 同一の、全種の、又は関連する活動、又は職業を行う1団の者の絶対多数を代表する限り、5単位を下らない数の労働組合は、連合会を組織する権限を与えられる。

第1項 活動、又は職業のグループ内に、己に連合会が存在して居り、さらにその中に新団体を結成せんとするときは、この創設により、加入組合の数を5単位以下に引下げることが出来なく、これら組合は、引続き連合会の加入団体として、存続せねばならない。

第2項 連合会は、州単位で組織され、労働・社会保障大臣は、州間の、

又は全国的連合会の結成を許可することが出来るものとする。

第3項 その利益を調整する目的をもって特定自治体、又は地方の連合会に所属する組合を結集することは、いかなる連合会にも許可される、ただし、この集合体は、結集した事業、又は職業の代表権を有しないものとする。

第535条 全盟は、最低3連合会をもって組織され、その本部を共和国の首都におく。

第1項 使用者の組合連合会により構成される全盟は、次の名称を有する。
全国工業全盟、全国商業全盟、全国海上、河川・航空運輸全盟、全国陸上運輸全盟、全国通信・宣伝全盟、全国信用業全盟、及び全国教育・文化全盟。

第2項 労働者組合の連合会によって組織される全盟は、次の名称を有する。

全国工業労働者全盟、全国商業労働者全盟、全国海上・河川・航空運輸労働者全盟、全国陸上運輸労働者全盟、全国通信・宣伝労働者全盟、全国信用業労働者全盟、全国教育・文化機関労働者全盟。

第3項 当該連合会の集合体は、全国自由職業全盟と呼ばれる。

第4項 農業、及び牧畜業の上級組合団体は、その事業、又は職業の組合組織を規制する法律の定めるところに従って組織される。

第536条 廃止

第537条 連合会の認可申請は、各定款の見本1部、その加入を認めた各組合、又は連合会の総会議事録の認証された写を添付して、労働・社会保障大臣に提出する。

第1項 連合会、及び全盟の組織は、第515条b号、及びc号に規定された要件に従うものとする。

第2項 連合会の認可状は、労働・社会保障大臣によって発給せられ、その中において、認可地区を限定して与えられた経済的、又は職業的調整

事項を明示する。

第3項 全盟の認可は、共和国大統領の公布する政令によって行われる。

第538条 連合会、及び全盟の運営は、次の機関によって行われる。

a) 理事会。

b) 代表委員会。

c) 監事会。

第1項 理事会は、最低3名をもって構成せられ、及び監事会は3名をもって構成される、これらの者は、代表委員会によって3年の任期をもって選出される。

第2項 連合会、又は全盟の団体所屬員のみが夫々選出されることが出来る。

第3項 連合会、又は全盟の会長は、その組合員の中から、理事会によって選任される。

第4項 代表委員会は、加盟組合、又は連合会の代表部によって構成され、各代表部は、3年の任期を有する代表2名をもって構成され、各代表部は1票の投票権を有する。

第5項 監事会の権限は、財政業務の監督に限定される。

第539条 連合会の組織、及び運営には、その適用し得る範囲内で、本章第II節、及び第III節の規定が適用される。

第VI節 事業、又は職業の就業者、 及び組合員の権利

第540条 夫々、事業、又は職業を行うあらゆる企業、又は個人は、本法の要件を満す限り当該カテゴリーの組合に加入する権利を認められる、但し、資格を欠くことが正当に証明せられ、労働・社会保障省に訴願のあった場合を除き

第1項 何らかの理由により事業、又は職業を行うことを止めたときは、

組合員の権利を喪失する。

第2項 年金受領者たる従業員、代理人、又は独立労働者、又は自由職業者の組合の組合員が、失業状態、又は労働不足の状態にあり、又は兵役に服するため召集されたときは、組合員の権利を失うことなく、また、あらゆる負担金を免ぜられる、担し、組合運営、又は経済的、又は職業的代表の職に就くことは出来ないものとする。

第541条 当該カテゴリー、又は活動、又は類似の、又は関連職業の組合が存在しない地方において特定の活動、又は職業を行う者は、最寄りの地方に存在する全種の、類似の、又は関連職業の組合に加入し得るものとする。

単項 本条の規定は、第577条の規定する事業、及び職業表に従って当該連合会との関係において、組合にも適用される。

第542条 いかなる活動、又は職業に従事する者も、理事会、委員会、組合總會によって行われた権利侵害の、又は法律に反するすべての行為につき、30日以内に、労働・社会保障省の所管官庁に訴えることが出来るものとする。

第543条 組合運営、又は職業代表の職に選任された者は、団体審議機関の職をも含めて、その職務の執行を妨げられることがなく、又は、その組合の権限の履行を困難にし、又は不可能ならしめる場所に、又は職務に転勤せしめられることがない。

第1項 転勤が本人により希望されたものであり、又は自発的に受諾されたものであるときは、従業員は、その委任を解除される。

第2項 従業員が、本条規定の職務を履行するため欠勤する期間は、企業の本意、又は契約上の条項がある場合を除き、無給休暇とみなされる。

第3項 運営、又は組合代表の職にその立候補を登録した時より、その任期の終了後90日迄、補欠として選出された場合であっても、本総合法の規定に従い正当に証明された重大過失を犯した場合を除き、組合加入

従業員の解職は、禁止される。

第4項 その執行、又は指示が、法律に規定された選挙から生じたものを組合の運営、又は代表職とみなされ、本総合法第524条第5項、及び第528条の場合における労働・社会保障省の任命から生じた者に準ぜられる。

第5項 本条の効力上、組合は、その従業員の候補者としての登録の日時を24時間以内に、及び全様の期間内に、その選出、及び就任を企業に対して文書で通知し、さらに又、従業員に、全趣旨の証明書を交付する。労働・社会保障省は、全期間内に、第4項後段記載の任命の場合に通知を行う。

第6項 何らかの手段により、従業員が組合に加入し、職業、又は労働団体を結成し、又は組合員たる条件に固有の権利を行使することを阻止することを企てる企業は、従業員が権利を有している賠償とは別に、第553条a号に規定されている罰則を課せられる。

第544条 職業的、又は労働者団体の結社は自由とし、さらに組合加入の従業員に対しては、同条件においては、次の事項につき優先権が保証される。

I 公益事業を行い、又は公権力と接触を維持している企業の労働に採用されるため。

II 事業所閉鎖のため、労働の集団停止の場合に、公共的、又は類似の職務に就職するため。

III 国民住宅計画により、又は、あらゆる公共機関を介しての固有の住宅取得のための申込において。

IV 連邦、直接、又は間接に管理するその機関、また半官半民の経済団体によって促進されている市街地、又は農地の分割において。

V 司法手続により取払われるとき、公法人、又は半官半民の経済団体の所有する不動産の賃貸、又は買収において。

VI 政府の財政機関、又はそれに関連する機関によって与えられる単純な貸付の供与。

VII 職業実行に関係のある自動車、その他の車輛、及び工具の取得において、特に自治体、混合経済団体、または政府の財政機関によって融資を受けるとき。

VIII 特別立法に従い、港湾、又は附属役務において採用されるため。

IX 関係立法に従い、本人のため、又はその子女のため奨学資金の許与において。

第545条 使用者は、組合から通知をうけたとき、組合に支払うべき負担金を、その労働者の給料支払伝票から控除する義務を負うものとする、但し、組合負担金に関する、その控除が、この形式によらなるときは除外する。単項 受益労働団体に対する控除金の支払は、控除の日以降第10日迄に行われねばならない、これに反するときは、保留金額に対して10%の延滞利子の賦課をもって罰せられ、さらに不当利得に関する処罰、及び第553条に規定された罰金の適用を妨げない。

第546条 組合加入の企業は、同条件においては、公益事業の開発に対する入札、並びに、連邦、州、自治体の官公署、及び州立団体への調達入札において優先権が保証せられる。

第547条 集団的審議の公の機関において経済的、又は職業的カテゴリーのすべての代表的職務を行うためには、並びに特典、又は免税を享受するためには、組合加入者たる資格が要求される、非経済的活動の場合は除外される。

単項 前条に言う職務に就き、又は行使する前に、又は特典をうける前に、組合加入を証明し、または、関係者が当該活動、又は職業を行なう地方には組合が存在しない旨の、連邦区においては、内国労働局の、又は各州においては、労働・社会省の地方事務所の否定証明書によって、証拠を提出することが不可欠である。

第Ⅶ節 組合の財政運営とその監督

第548条 組合の資産は、次のものから成る。

- a) 組合費の名目の下に本編第Ⅲ章の形式により支払われ、及び徴集される組合によって代表される経済的、又は職業的カテゴリー、又は自由職業に従事する者により組合に支払われる負担金。
- b) 定款、又は総会により規定された形式における組合員の負担金。
- c) 取得された財産、及び有価証券、及びこれらのものより生ずる収益。
- d) 贈与、及び遺贈。
- e) 罰金、又はその他の臨時収入。

第549条 組合、連合会、及び全盟の資産、及び収入は、法律、及び定款の規定するところによってのみ運用出来る。

単項 組合の収益証券、及び不動産は、労働・社会保障大臣の許可なくして譲渡することが出来ない。

第550条 組合、連合会、及び全盟は、毎年の6月30日迄に、次年度の収入・支出予算を労働・社会保障大臣の発する指令に従って、その承認に附するものとする。

第1項 組合は、労働・社会保障省地方官庁によって正式に印紙の貼付、署名をうけた下記の書類を所有せねばならない。

- a) 財政、及び資産運営に関する行為、及び事実を系統的に、かつ完全な順序で記帳するための日誌。
- b) 組合費の移動のみを記帳するための帳簿。
- c) 自己収入の移動のみを記帳するための帳簿。
- d) 組合の所有するあらゆる種類の資産の義務的登録のための財産目録帳簿。

第2項 組合の会計上の効力のため、会計年度は民間歴年と一致する。

第3項 第1項に規定する帳簿は、理事会の計理評価に際して当該団体

の監事会によって常に検査されるものとする。

第4項 収入の不足は、組合認可状の取消を来たすものとする。

第551条 組合、連合会、及び全盟は、毎年の6月30日迄に労働・社会保障省に、前年度の主たる活動の報告書を、次の書類をもって解明し、送付するものとする。

I 収入予算と実徴収額との比較表。

II 支出予算と実際支出との比較表。

III 貸借対照表。

IV 資産明細書。

V 資産移動に関する説明書。

VI 手持有価証券の評価報告。

VII 組合が当座勘定を有する銀行の発行した貸借対照表の日付における預金残額の確認書、又は当座勘定の抜粋。

VIII 徴収された組合費の使途明細表。

第1項 組合の会計士の検印をうけた第II号記載の書類の正確性は、組合長、出納、係、及び監事によって認証される。

第2項 手持有価証券の評価報告は、監事会が希望するときは、外部の会計検査官の証明書をもって代えることが出来る。

第3項 計理残額が、銀行の発行したものと一致しないときは、組合は、この事態を明確にしなければならない。

第4項 理事会の会計報告の検査、及び承認のため召集された同じ総会においては、召集告示の議事日程中に含まれている限り、次年度予算の討議、及び承認をも行うことが出来るものとする。

第5項 予め労働・社会保障省の承認を得て、上級団体において、理事会々計報告の検査、及び承認、並びに予算審議は、選挙施行のため召集された総会の議事日程の特別議題となすことが出来る。

第6項 第5項に規定する認可が行われたとき、第550条、及び第551

条の期間はこれらが6月30日以後に生ずるときは、上記選挙施行に引続く有効第10日迄延長される。

第552条 組合資産の横領、又は乱用は、公金横領の罪に準ぜられ、刑法に従って裁判をうけ処罰される。

第Ⅷ節 罰 則

第553条 本章の規定に対する違反は、その性質、及びその程度に応じて、次の罰則をもって罰せられる。

- a) 地方最低賃金の5分の1、乃至10倍迄の罰金、再犯の場合には倍額。
- b) 30日を越えない期間、理事の停職。
- c) 理事、及び監事の解任。
- d) 6ヶ月を越えない期間の組合、連合会、又は全盟の閉鎖。
- e) 認可状の取消し。
- f) 正当な理由なくして、第529条単項の規定を履行しない組合員に適用される地方最低賃金の30分の1分の罰金。

第1項 理事に対する罰則の適用は、本条が団体に対して規定している罰則の適用を除外するものでない。

第2項 労働・社会保障大臣は、告発された事実、又は工作の十分な証拠の著しい兆候、又は開始を構成するそのなされた告発の明白な情況に基づき、その責任者を組合の職務、又は代表から予防的に離職せしめること決定することが出来るものとする。

第554条 前条c号の場合に、理事会が解任されたときは、労働・社会保障大臣は、組合を監督するため代理人を任命し、及び90日の期間内に、代理人によって召集され、司会される総会において、新理事、及び監事の選挙を行わしめるものとする。

第555条 認可状の取消しの罰は、次の組合に課せられる。

- a) 本法に規定された組織、及び運営の条件をみたさないとき。

b) 第536条により附与された権限の行使における共和国大統領の命令の履行を拒否するとき。

c) 政府の採用した経済政策の実施を妨害するとき。

第556条 組合認可状の取消しは、その登録の取消しも、又、従ってその解散を来たさない、解散は、民間団体の解散を規制する法律の規定に基づいて行われる。

単項 国際的人物、国家の機構、及び安全及び政治的、及び社会的秩序に反する犯罪と規定された法律を犯した団体の解散の場合には、その資産、その責任から生じた負債に対する支払は、連邦の資産に編入され、社会厚生事業に使用される。

第557条 第553条に謂う処罰は、次の者によって課せられる。

a) a号、及びb号の罰は、内国労働局長によって課せられ、國務大臣への上告が許される。

b) その他の罰は、國務大臣による。

第1項 上級団体の場合には、処罰は國務大臣によって課せられる。ただし全盟の認可状取消しの罰を除き、この場合にはその処罰は、共和国大統領によって課せられる。

第2項 いかなる刑罰も、被告に弁護の保証なしに課せられることがない。

第Ⅱ節 総 則

第558条 第511条に従って、及び本編第Ⅱ章に謂う活動、及び職業表に基づいて、全一の、類似の、又は関連する活動、又は職業により組織されたすべての職業団体は、登録の義務を有する。本条の規定により登録される職業団体は、行政、及び司法当局に対して、その活動、又は職業に関して組合員の個人的利益を代表することが出来るものとし、さらに第513条b号、及び単項に記載された特典が与えられるものとする。

第1項 本条に関する登録は、労働・社会保障省地方代表部、及び法律に

よって認められた官公署の権限とする。

第2項 組合の登録は、定款の認証した写、組合数、資産、及び組織された組合事業の報告書を添付した申請により行われる。

第3項 職業団体の定款の変更は、当該登録を与えた官庁の承認なくしては発効しない。

第559条 共和国大統領は、公共の利益に基づき、労働・社会保障大臣の提案により、例外的に、経済的、及び職業的利益の擁護、及び調整のため組織された、かつ前条規定の登録の義務を有しない民間団体に、政令により、本章第513条d号の特典を与えることが出来るものとする。

第560条 税制上、職業団体の資産の組合への繰入れ、及び組合相互間の繰入れは、資産の移転とみなされない。

第561条 「組合」なる名称は、本法に従って認められた第1級の職業団体のみの名称とする。

第562条 経済、又は職業活動の名称を冠した「連合会」、及び「全盟」なる名称は、上級労働組合の独占的名称とする。

第563条 廃止

第564条 組合団体は、当該カテゴリー、又は職業の代表的、及び調整的権能を独特、かつ本質的なものとし、直接、又は間接に経済活動を行うことを禁止される。

第565条 本法に従って認可された組合は、予め共和国大統領の政令による許可なくして、国際団体に加入し、又は関係を維持することは禁止される。

第566条 国家公務員、及び州機関の職員は、組合を結成することが出来ないものとする。

第567条 廃止

第568条 廃止

第569条 廃止

第Ⅱ章 組合の分類

第570条 組合は、第577条の規定する活動又は職業表の分類に従って、又は第576条の規定する組合分類委員会の提案により、労働・社会保障大臣によって設定された再区分に従い、通常、特定の経済的、又は職業的カテゴリーに従って組織される。

単項 何かの活動、又は職業を行う者が組合を結成せんとするとき、員数の不足、その活動、又は職業の性質上、又は相互間に存在する類似性により、これらの条件のため、そのカテゴリーの特殊性に応じて、有効的に組合を結成することが出来ないときは、類似、又は関連カテゴリーの基準により組合結成を認められる、かかるカテゴリーとは、活動、及び職業表に明示された各グループの範囲内に包含されているものと了解される。

第571条 前条単項の形式で集中せられたあらゆる活動、又は職業は、主たる組合から分離して特定の組合を形成することが出来るものとする、ただし、新組合は、組合分類委員会の判断により、通常な組合運営、及び有効な組合活動を行う可能性を提供する場合に限るものとする。

第572条 第570条単項の規定によって、類似、又は関連カテゴリー別に組織される組合は、出来得る限り、活動、及び職業表に従って、又は、再区分の場合には、組合分類委員会の定めるところに従い、集中せられた活動、及び職業が明確に表示される名称を採用するものとする。

単項 前条の場合が発生したとき、主たる組合は、脱退した活動、又は職業に関する名称を除去して、その名称を変更するものとする。

第573条 組合を連合会に結集することは、活動、又は職業を組合に結集するため本章に規定されたところと同じ規定に従うものとする。

単項 自由職業者の組合の連合会は、当該職業が、法律の規定により、単一の規則に従うものである限り、全盟の基本集団とは別に、組織するこ

とが出来るとする。

第574条 全一地域内において、工芸的性格の工業会社は、異なる型の類似企業の団体とは異なる第1級、及び第2級の組合を組織することが出来る。

単項 労働・社会保障大臣の承認を得て、工芸的性格の工業会社の範囲、及びその他の特質を一般的に定義づけることは、組合分類委員会の権限とする。

第575条 活動、及び職業表は、国の経済的職業的機構の条件に合致せしめるために、組合分類委員会の提案により2年毎に訂正されるものとする。

第1項 表の改訂を行う前に、委員会は、組合、又は職業団体に意見を求めねばならない。

第2項 改訂の提案は、労働・社会保障大臣の承認に付せられる。

第576条 組合分類委員会は、同委員会を司会する内閣労働局長、及び次の委員によって構成される。

- I 内閣労働局長代表者1名
- II 内閣労働力局長代表者1名
- III 商工省内閣工芸院代表者1名
- IV 農務省内閣農地開発院代表者1名
- V 経済カテゴリーの代表者2名
- VI 職業カテゴリーの代表者2名

第1項 組合分類委員会の委員は、次の方法により労働・社会保障大臣により任命せられる。

- a) 他の省の代表者については、大臣の指名。
- b) 内閣労働力局長については、当該局長の指名。
- c) 経済、及び職業カテゴリーの代表者に関しては、労働・社会保障大臣より与えられる指令に従って一括して、当該全盟による選挙。

第2項 各委員は、本任委員と共に任命される補欠を有する。

第3項 経済的、及び職業的カテゴリーの代表者の任期は、3年とする。

第4項 委員会の構成員は、行政部の政令により規定される出席手当をうけるものとする。

第5項 その欠席、又は支障ある場合には内閣労働局長は、全局の代理局長により、又は委員会におけるその代表者により、この順序により代理せられる。

第6項 本章に定められた権限の外に、組合、個人、又は集団的分類に関し、活動、及び職業の分類は、又組合分類委員会の権限とし、組合の組織に関するあらゆる疑義、及び紛議を労働・社会保障大臣に上告する権利を有する。

第577条 現行の活動、及び職業表は、組合分類の基本的表を定める。

第Ⅲ章 組合負担金

第1節 組合負担金の決定と承認

第578条 組合によって代表される経済的、又は職業的カテゴリー、又は自由職業に属する者から組合に支払われる負担金は、「組合費」の名目の下に、本章の規定に従って、支払われ、徴収され、及び使用される。

第579条 組合費は、全カテゴリー、又は職業、又は、これを有しないときは、第591条の規定に従って、これらを代表する組合のため、特定の経済的、又は職業的カテゴリー、又は自由職業に従事するすべてのそれらの者より支払われる。

第580条 組合費は、毎年1回のみ支払われ、次のものより成る。

a) その報酬支払いの形式の如何を問わず、従業員の労働1日分の報酬に相当する金額。

b) 代理人、独立労働者、及び自由職業者に対しては、国内の現行の最高

の最低賃金の10%に相当する金額。

c) 使用者に対しては、次の累進計算表に従い、当該商社、又は企業の資本に比例した金額。

区 別	比 率
法定最低賃金の50倍の資本、	資本の0.5%
法定最低賃金の50倍を超え	
1,000倍迄の資本に対して、	資本の0.1%
法定最低賃金の1,000倍を超	
え、50,000倍迄の資本に対して、	資本の0.05%
法定最低賃金の50,000倍を	
超え、負担金計算のための	
最高限度たる500,000倍	
の資本に対して、	資本の0.01%

第1項 使用者によって支払われる最低組合費は、企業の資本に係わりなく、法定最低賃金の25分の1と定められる。

第2項 c号に掲げられた計算表に規定された負担金の計算上、国内に現行の最高の最低賃金月額を法定最低賃金とみなされ、その端数は1新クルゼイロに切上げられる。

第3項 代理人、又は登記資本を有する企業体に組織された独立労働者は、c号に示された計算表に従って当該組合への負担金を徴収する。

第581条 前条c号の目的のため、企業は、当該経済取引の割合に応じて、その支店、子会社、又は代理店に、その資本の一部を割当て、これについて、企業の本部の所在地に従って、労働・社会保障省の地方代表部、又は各州における法律に従って認可された官公署に通知するものとする。

第1項 同じ活動に従事している限り、主たる事務所の組合地区に存在する支店、又は代理店に関しては上記割当は負担金支払いの対象とならな

い。

第2項 企業が各種の経済活動を行い、その何れもが、優位でないときは、これらの活動の夫々は、当該経済活動に編入され、組合費は、同種カテゴリーを代表する組合に支払われ、及び本条に従い当該支店、代理店、又は子会社の関係が処理される。

第3項 生産物、取引、又は最終目的の単位をもって特徴づけるものを優位活動と解し、これを達成するために、すべての他の活動が運営上附属的となるものを指す。

第582条 使用者は、毎年3月、その労働者の給料から、労働者が、当該組合に支払うべき組合費を差引く義務を有する。

第1項 第580条a号の言う金額の決定上、次のものを労働1日分とみなされる。

I 月給制のときは、使用者と労働者との間に約定された給料の30分の1に等しい金額。

II 支払が夫々労働者に日給により、又は時間給により行われるときは、1日分、又は8時間の労働に等しい金額。

III 報酬が、行われた仕事、又は手数料で支払われるときは、前月に受取った金額の30分の1に等しい金額。

第2項 給料が利潤により支払われるとき、又は従業員が、常習的に第三者から、心付け、又は謝金をうける場合には、組合費は、1月に、従業員が内国社会保障院に対する分担金の基準として使用された金額の30分の1に当るものとする。

第583条 廃止

第584条 代理人、独立労働者、及び自由職業者による組合費の支払のため、当該組合により、及びこれを欠くときは、カテゴリー調整の連合会、又は全盟によって作製された納付者リストが基準として使用される。

第585条 自由職業者は、当該職業の組合にのみ組合費の支払を行うよう

選択することが出来る。

事項 この場合において、納付者の申告、及び自由職業者の組合の発行した組合費支払済の証明書の提示により、使用者は納付者の給料から第582条に規定する控除を行わないものとする。

第586条 使用者、労働者、及び代理人、又は独立労働者、及び自由職業者によって支払われる組合費は、本章指定の月に、ブラジル銀行、又は全銀行の支店、又は代理店の存在しない地方においては、労働・社会保障省の地方代表部の指定する国立銀行に納付され、これら銀行は、その徴収金額を、その指令に従い、伝票をもってブラジル銀行に預入れるものとする。

第1項 使用者、代理人、独立労働者、又は自由職業者の場合には、納入は、直接納付者によって行われる。

第2項 労働者の支払うべき組合費については、第582条により行われるその徴収は、夫々の使用者によって直接行われる。

第3項 使用者がその労働者から控除した組合費の納入は、毎年の4月に行われる。

第4項 代理人、又は独立労働者、及び自由職業者による組合費の納入は、本章の規定に従い毎年の2月に行われるものとする。

第5項 納入は、労働・社会保障大臣の指令に基づき、伝票制度による。

第6項 本章に従って行われる組合費の預入れ証明書は、労働・社会保障大臣の指令に従って、当該組合、又は該当機関に送付される。

第587条 使用者の組合費納入は、毎年の1月に行われ、又は、全月以降に設立される者に対しては、当局に対して、その運営のため登録、又は免許を請求する際に、前条に従って直接行われる。

第588条 ブラジル銀行は、労働・社会保障省によって認められた組合費を受取るべき夫々の組合の名義で、利子付の組合費の特別当座預金口座を開設し、全省は、その目的のため次の事実を通告する。認知、閉鎖、理事

の選出、停職、及び解任。

第1項 組合費の特別当座預金口座からの引出しは、組合の会計係が署名し、その組合長によって認証された小切手によってのみ許される。

第2項 ブラジル銀行は、請求されたときは、組合の当座勘定の写しを内国労働局に送付する。

第589条 毎年徴収される組合費の金額から上級組合のため20%が控除され、その内の15%が組合の属するカテゴリーの調整連合会に、残りの5%が当該全盟に割当てられる。

第1項 上記割合は、当該連合会に、組合から直接に、又連合会から正規に認められた全盟に直接支払われ、支払は組合費徴収の日から30日迄に行われるものとする。

第2項 正規に認められた連合会の存在しないときは、20%の割合は、全額、同じ経済、又は職業部門に属する全盟に支払われる。

第3項 上級組合を欠くときは、組合は、上級組合に支払うべき割合を第590条の規定する特別口座に預入れるものとする。

第4項 本条第1項の規定を履行しない組合は、その銀行口座の移動を禁ぜられる外、第598条規定の処罰をうける。

第590条 第586条に従って納入された金額からブラジル銀行は、「雇用、及び給料」と呼ばれる特別口座に、組合費の20%を繰入れる。

第591条 組合を結成していない経済的、又職業的カテゴリーに属する企業、又は個人は、第Ⅱ章に規定する組合分類表に従い、当該カテゴリーの含まれている団体を代表する連合会のため組合費に相当する金額をもって協力せねばならない。この場合に、徴収された金額から20%が、当該全盟に、20%が「雇用、及び給料」勘定のため差引かれる。

第1項 連合会が存在しないときも、全額の方法で処理せられ、組合費は、当該団体を代表する全盟に振向けられ、その内から20%が「雇用、及び給料」勘定のため差引かれる。

第2項 組合も、上級組合も存在しない場合には、当該団体の組合費は、
全額、「雇用、及び給料」勘定に納入される。

第Ⅱ節 組合費の使途

第592条 組合費は、第589条、及び第590条の規定する控除が行われ
たのち、組合により次の目的に使用される。

- I 使用者、及び独立代理人について。
 - a) 技術、及び司法援護の事業に。
 - b) 経済的、及び財政的調査の実施に。
 - c) 図書館に。
 - d) 国の内外における商工業宣伝の手段、並びに国内産を奨励し、及び完成することを目的とする手段に。
 - e) 本章により規定された義務の経費に。
- II 労働者について。
 - a) 労働・社会保障大臣の発する指令に基づく職業紹介所に。
 - b) 出産補助費に。
 - c) 医療、歯科、及び入院補助費に。
 - d) 訴訟援助費に。
 - e) 職業訓練、及び労働能力資格附与を含む教育機関の維持に。
 - f) 信用、及び消費組合に。
 - g) 保養センターに。
 - h) 図書館に。
 - i) スポーツ、及び社交の目的に。
 - j) 葬儀補助に。
 - k) 本章により規定される義務の費用に。
- III 自由職業者について。
 - a) 専門図書館に。

- b) 会議、及び講演に。
- c) 科学的調査に。
- d) 裁判上の援助に。
- e) 医療、歯科、及び入院補助に。
- f) 旅費補助に。
- g) 消費組合に。
- h) 奨学資金に。
- i) 職業教育、及び労働能力資格附与を含む教育機関の維持に。
- j) 毎年の科学賞金に。
- k) スポーツ、及び社交の目的に。
- l) 出産補助に。
- m) 葬儀補助に。
- n) 本章の規定による義務の費用に。

Ⅳ 独立労働者について

- a) 出産補助に。
- b) 医療、歯科、及び入院補助に。
- c) 裁判上の援助に。
- d) 職業訓練、及び労働能力資格附与を含む教育機関の維持に。
- e) 信用、及び消費組合に。
- f) 保護センターに。
- g) 図書館に。
- h) スポーツ、及び社交の目的に。
- i) 葬儀補助に。
- j) 本章の規定による義務の費用に。

第1項 本条に規定された予定表は、各組合の判断に委せられ、その目的のため各カテゴリーの特殊性に従って行われ、組合の基本的援護事務が保証されている限り、新規計画の挿入を許可することは労働・社会保障

省の権限とする。

第2項 各年度に生じた残額は、本条に定められた使途に従い、次年度の予算に見積れた経費に使用するための資金として繰入れることが出来る。

第3項 前項に従って繰入れられない残額は、組合の事業に当てられる組合資産、及び国庫の再調整債券に義務的に使用される。

第593条 上級組合に割当てられた割合は、夫々の代表者会議の定めるところに従って使用される。

第594条 廃止

第Ⅲ節 組合費委員会

(第595条~第597条) 廃止

第Ⅳ節 罰 則

第598条 刑事訴訟、及び第553条に規定する罰則の適用を妨げることなく、本章の違反に対しては、地方最低賃金の50分の1、から20倍迄の罰金が適用され、地方労働代表部によって課せられる。

単項 罰金の程度は、違反の性質、及び違反者の社会的、及び経済的条件に応じて課せられる。

第599条 自由職業者に対しては、処罰は、必要な責任解除迄職業行使の停止から成り、監督官庁の通知により当該職業の公共機関、又は懲戒自主機関により適用される。

第600条 本章に記載された納付期間外に行われた組合費の支払いは、自発的に行われたものであるときは、10%の延滞罰金が加算せられ、この金額は、当該組合に振替えられ、この場合、違反者は、他の処罰を免がれる。

第1項 組合が存在しないときは、本条に規定されたものは、当該連合会に、又、その不存在の場合には、当該全盟に納付される。

第V節 総 則

第601条 労働者採用に当り、使用者は、組合費支払済の証明の提示を求めるものとする。

第602条 組合費の控除の行われる月に就働していなかった労働者は、再就職後の最初の月に控除される。

単項 納付日以後に採用された、及び以前に就職したことなく、又、当該支払済証を提示しなかった労働者についても全様の手続がとられる。

第603条 使用者は、監督官に、その職務の執行に必要な説明を行い、要求を受けたときは、労働者の支払に関する報告、その帳簿、給料支払名簿、及びその他の支払証明書類を提示する義務を有し、その違反は、それに該当する処罰をうける。

第604条 代理人、又は自治労働者、又は自由職業者は、監督官に対して、組合費支払済書の提示を含む説明を行う義務を有する。

第605条 組合は、組合費の納付に関する告示の広告を、地方の最大発行部数の新聞紙上に、3日間、銀行納入期日の10日前迄に行う義務を有する。

第606条 組合費不払の場合に強制執行により、その裁判取立を行うことは組合の権限とし、労働・社会保障省の地方代表部の発行した証明書は、債権として有効とする。

第1項 労働・社会保障大臣は、本条記載の証明書の発行を規制する指令を公布し、この証明書には、納付者の身元、負債の区分、及び当該組合分類表に従って組合費の金額の納付をうける団体の名称を明示する。

第2項 組合費の裁判取立の目的のため、特別管轄区を除き、債権取立のための国庫の特権は、組合に及ぶものとする。

第607条 組合費支払済証明書、及び、その労働者から控除した組合費納付証明書は、公開、又は官庁入札、及び州、又は自治体官公署への調達参

加に対する必要書類とみなされる。

第608条 連邦、州、又は自治体の官公署は、前条に従って組合費支払済証の提示なくして、使用者の事業所に、及び代理人、独立労働者、及び自由職業者の事務所、又は同類に、運営のため、又は、その活動の更新のために登録、又は免許を与えないものとし、又は、許可、または地域設定の承認状を発行しないものとする。

第609条 組合費の納付、及び当該勘定の記帳、及び移動には、連邦、州、又は自治体の印紙税、及び手数料が免除される。

第610条 本章の実施に関する疑義は、内国労働局長によって解決せられ、その実施について必要とされる指令を発する。

第 VI 編 団体労働契約

第 611 条 団体労働契約とは、2 組、又はそれ以上の経済的、及び職業的性格を代表する組合が、その代表たる範囲内において、個人労働の関係に対して適用される労働条件を規定する規制的性格の協定である。

第 1 項 当該経済カテゴリーの 1 つ、又は 2 つ以上の企業と団体契約を締結して、契約当事者たる 1 企業、又は企業群の範囲内において、当該労働契約に適用し得る労働条件を規定することは、職業カテゴリーを代表する組合の権限とする。

第 2 項 連合会、及び、これを欠くときは、経済的、又は職業的カテゴリーを代表する全盟は、その代表の範囲内で、組合に組織されていないカテゴリーに関連するカテゴリーの関係を規制するため団体労働契約を締結することが出来る。

第 612 条 組合は、夫々の定款の規定に従って、特にその目的のために召集された総会の審議によってのみ団体労働協約、又は協定を締結することが出来るものとし、その有効性は、第 1 回の召集において、協約の場合には、組合員の、及び協定の場合には関係者の 3 分の 2 の出席、及び投票により、第 2 回の召集においては、組合員の 3 分の 1 の出席、及び投票による。

単項 出席、及び投票のための定足数は、5,000 名以上の組合員を有する組合においては、第 2 回召集において組合員の 8 分の 1 とする。

第 613 条 協約、及び協定は、必ず次の事項を内容とせねばならない。

- I 協約を結ぶ組合、又は協定を結ぶ組合及び企業の名称。
- II 有効期間。
- III 当該規約に包含される労働者のカテゴリー、又は等級。
- IV その有効期間中個人的労働関係を規制するため定められた条件。

- V その規約の適用により協約者間に発生する紛議の和解基準。
- VI その規約の延長、及び全面的、又は部分的改訂手続に関する規定。
- VII 労働者、及び企業の権利、義務。
- VIII その約定違反の場合における協約当事者たる組合、労働者、及び企業に対する罰則。

単項 協約、又は協定は、文書により、修正、又は削除なしに、登録用に当てられる1通の外、契約組合、又は契約企業の数に応じた枚数に作成される。

第614条 協約締結組合、又は協定契約企業は、協約、又は協定調印の8日以内に、登録、及び保管のため、全国的、又は州間的性格の文書の場合には、内国労働局に、その他の場合に、労働・社会保障省の地方事務所に、その1通の寄託を、共同して、又は別箇に行うものとする。

第1項 協約、又は協定は、本条記載の機関に提出した日後3日目に発効する。

第2項 協約、又は協定の認証した写しは本条に規定された寄託の日付から5日以内に、契約当事者たる組合によって、その本部、及びその適用をうける範囲に包含される企業の事業所内に、見易い様に掲示されねばならない。

第3項 2年を越える協約、又は協定を締結することは許可されない。

第615条 協約、又は協定の延長、改訂、廃棄、又は全部、又は1部の廃止の手続は、いづれの場合においても、第612条の規定を遵守して、協約組合、又は協定当事者の総会の承認によるものとする。

第1項 協約、又は協定の延長、改訂、廃棄、又は廃止の書類は、第614条の規定に従って、登録、及び保管のため、同協約、又は協定がさきに寄託された官公署に寄託される。

第2項 その条項の改訂、又は1部廃止により、協約、又は協定に挿入された修正は、第1項に規定する寄託の行われた3日後に効力を発生する。

第616条 経済的、又は職業的カテゴリー、及び企業を代表する組合は、組合代表を有しないものを含めて、要求をうけたときは、団体交渉を拒否することが出来ないものとする。

第1項 団体交渉の拒否が確認されたとき場合に応じ、これを拒否する組合、又は企業を強制的に召喚するため内国労働局、又は労働・社会保障省の地方事務所に事実の報告を行うことは関係組合、又は企業の義務とする。

第2項 内国労働局、又は労働・社会保障省の地方事務所により行われた召喚に応じないことにより、団体交渉への拒否が依然存続するとき、又は行われた交渉が失敗したときは、関係組合、又は企業に団体争議の和議を行う権能が与えられる。

第3項 現行の協約、協定、又は規制的中合せがあるときは、集団争議は、新規の契約が、その争議終了後直ちに発効し得る様、その終了前60日以内に回復されねばならない。

第4項 経済的性質の団体争議のいかなる訴訟行為も、当該協約、又は協定の正常化に関する手段が尽された後でなければ許可されないものとする。

第617条 その企業と団体労働契約を締結することを決定した1つ、又はそれ以上の企業の労働者は、その職業カテゴリーを代表する組合に、書面で、その決定の詳細を通知し、組合は、関係者間の了解を指導するため8日の期間を有するものとし、当該経済カテゴリーの組合に関して、全様の手続が関係企業によって採られねばならない。

第1項 組合が、その受けた任務を果さないで8日の期間が経過したとき、関係者は、この事実を組合の属している連合会に、又、これを欠くときは、当該全盟にこの事実を通知して、全一期間内に和解の指導を採らしめる。この期間経過後は、関係者は、最後迄団体交渉を続行することが

出来るものとする。

第2項 協定について審議するため、組合は、第612条に従って、組合組織の如何を問わず、直接関係者の総会を召集する。

第618条 本総合法第577条の規定する組合分類表に包含されていない企業、又は施設は、本編に従って、その労働者を代表する組合と団体労働契約を締結することが出来るものとする。

第619条 団体労働協約、又は契約の準則に反する個人労働契約は、いかなるものでもその契約は効力を有しないものとして、無効とみなされる。

第620条 協約に規定された条件が、さらに有利なときは、契約に規定されたものより有効とする。

第621条 協約、又は契約は、その条項中に企業の計画の中に、かつ利潤参加に関して諮問、及び混合委員会の設置、運営に関する規定を挿入することが出来るものとする。

第622条 適用さるべきものとして、協約、又は協定に規定されたところに反する条件を定めて個人労働契約を締結する労働者、及び企業は、これに定められた罰金を課せられる。

単項 労働者に課せられる罰金は、全条件において企業に対して規定された罰金の半額を越えてはならない。

第623条 直接にも、間接にも政府の経済・財政政策の、又は現行給料政策に関する禁止、又は規律に反する協約、又は協定の規定は無効とし、商品、及び役務の代価、及び手数料の目的のための場合を含み、官公署に対して何らの効力を生じないものとする。

単項 本条の場合に、無効性は、公文書により、又は代表して、労働・社会保障省又は、その判決に付せられた訴訟において労働裁判所により宣言される。

第624条 官公庁の決定に付せられている価格、又は手数料の騰貴を意味する給料の増額、又は調整に関する条項の有効性は、それら官公庁の事前

の判定、及び手数料、又は価格騰貴の可能性に関する、及びその騰貴の価値に関するその明白な声明によるものとする。

第625条 本編に従って締結された協約、又は協定の適用から生ずる紛争は、労働裁判所によって解決される。

第Ⅷ編 行政罰金の訴訟手続

第Ⅰ章 罰金の監督、訴訟手続、及び賦課

第626条 労働保護規定の忠実な履行は、労働・社会保障省の関係部局、又は代理任務を行う者の権限とする。

単項 内国社会保障院、及び労働・社会保障附属の一般州機関の監督官は、労働・社会保障大臣より発せられる指令に従って、本条に規定する監督を行う権限を有する。

第627条 労働保護に関する法律の履行における責任者の訓練を促進するため、監督は次の場合に重複訪問の基準を順守しなければならない。

- a) 新しい法律、規則、又は省令が公布されたときは、これらの行為の関係において特に、責任者の訓練が行われるとき。
- b) 最近に開設、又は再開された事業所、又は労働の場所の第1回の検査が行われるとき。

第628条 第627条に規定する場合を除き、検査官が法律の違反が存在すると判定したすべての立証は、違反調書の作成を必要とし、之に反するときは、行政責任の処罰をうける。

第1項 すべての企業は、「労働検査」と題した帳簿を備える義務を有し、その様式は、省令によって定められる。

第2項 この帳簿に、検査官は、その事業所訪問を記録し、検査開始、及び終了の日時、並びに検査の結果を記入し、その中に、場合に応じ、確認されたすべての違反行為、及びその実行につき期限付きで行われた要求を、さらに又、読み易い様、その職分を明かにする事項を書き入れるものとする。

第3項 帳簿に記入を怠り、又はその他の事項の記入に関して、検査官の

悪意が証明されたときは、検査官は、義務の不履行における重大な過失に対して責任を負い、30日迄の停職の処罰を課せられ、再犯の場合には、強制的に行政審査に附せられる。

第4項 虚偽の企業の、又は存在しない住所、に対する調書の作成、並びに虚構の報告の提示は、第3項による処罰をうける重大過失を構成する。

第629条 違反調書は、様式、及び指令に従い2通作成され、その1通は、受取を徴して違反者に交付されるか、又は調書作成後10日以内に、同人に対して、書留郵便で、郵税込、折返し受領証付きで送付され、その違反は責任罪に問われる。

第1項 調書は、違反者、又は立会人の署名なくしては、証明書の価値を有しない、又、調書に記載される正当な理由がない場合を除き検査の場所において作成せられ、その時は、その責任の下に、24時間の期間内に作成されねばならない。

第2項 調書作成後は、これを無効にすることも、又、当該訴訟手続を停止せしめること出来ないものとし、検査官は、過誤をおかした場合でも、之を担当官憲に提出せねばならない。

第3項 違反者は、その弁明を提出するため調書受領から算えて10日の期間を与えられる。

第4項 違反調書は、各監督機関においてその処理を確保するため備えねばならない特別帳簿に、その特殊事情の概略を示して、記録される。

第630条 検査官は何人も、正当に認証された、関係官憲によって発給された検査官身分証明書を提示せずに、その権限を行うことが出来ないものとする。

第1項 検査官の身分を与えることは、その任務、又は職務の理由により、労働立法の範圍内において、監督行為を行うことを認められていない者に禁止される。

第2項 本条に規定する信託状は、他の公職への任命、解任、又は辞任、

並びに60日以上の期間の休暇、その職務の停止の場合に、取消しのため返還されねばならない、その違反は処罰される。

第3項 検査官は、労働法の適用をうける事務所のあらゆる施設に自由に出入出来るものとし、企業は、その支配人、又は代表者をして、その法律上の権限の行使に必要な説明を行い、及び要求あるときは労働保護の基準の忠実な履行の順守にかかわる一切の書類を提示する義務を有する。

第4項 検査をうける書類は、労働の場所におかれねばならない、その違反は法律上の処罰をうけ、許可されたときのみ、例外として、担当官憲の権限により、これら書類は、予め検査官の指定した日時に提出することが出来る。

第5項 その職務執行の区域内において、検査官は、その検査官身分証明書の呈示により、公私の運輸会社において自由通行を享受する。

第6項 第3、4、及び5項の規定の違反は、監督に対する抵抗、又は妨害行為として、当該違反調書作成の正当な理由となり、情況酌量の外、違反者の経済・財政状態、及び法律履行について有するその手段等を考慮して、地方最低賃金の2分の1から5倍に等しい金額の罰金が課せられる。

第7項 第5項の規定の効力上、担当官憲は、毎年1月、及び6月に検査官身分証明書所有者たる本任検査官のリストを公表する。

第8項 警察官憲は、請求をうけたときは、その法律上の権限の忠実な履行のため、その必要とする援助を検査官に与えねばならない。

第631条 連邦、州、又は自治体の官公吏、又は組合の法定代理人は、何人も労働・社会保障省の担当官憲に確認された違反を通知せねばならない。
単項 その通知に接した担当官憲は、直ちに所要の手続を行い、必要な調書を作成する。

第632条 摘発を受けた者は、証人の喚問、及び説明のため必要と思われる審査を要求することが出来る、但し、かかる立証の必要性について判定

することは当局の権限とする。

第633条 弁護、又は訴願のための期限は、担当官憲の明示の通知に従い被摘発者が、全官憲の所在地と異なる地方に居住しているときは、延期することが出来るものとする。

第634条 特別規定を欠くときは、罰金の賦課は、本編に定むるところに従い、地方労働問題担当官憲の権限とする。

単項 罰金の賦課は、刑法の違反により生じた責任から違反者を解除するものでない。

第Ⅱ章 訴 願

第635条 労働法、及び施行細則の違反による罰金賦課の決定について、訴願は、本件を担当する労働・社会保障省の労働局長、又は事務局の権限とする。

単項 決定は、常に正当な理由に基づくものとする。

第636条 訴願は、通告を受けた日より数えて、10日の期間内に、罰金を課する官憲に対して提起され、全官憲は、その報告をうけたのち、上級機関に、これを移牒せねばならない。

第1項 訴願は、関係者が罰金寄託証と共に願い出た時においてのみ、採用される。

第2項 通告は、違反者が不定の場所にあつて居所が知られないとき、官報に公表した布告を通じて行われる。

第3項 本条に言う通告は、全據に、違反者が罰金納入のため10日の期限を定め、之に違反するときは強制取立の罰をうける。

第4項 寄託、又は納入案内書は、3通発行され、罰金の納入は、5日以内に当該連邦官庁に送付されねばならない、全官庁は、この受取金を勞

働・社会保障省の資産勘定に振込むものとする。

第5項 納付案内書の第2通は、違反者から、これを発行した当局に、発行後6日迄に、訴訟手続における記録のため返還される。

第6項 罰金は、通告、又は通達の公示受取りの日から数えて10日の期間内に国庫に対する納付金訴願を取下げるときは50%減額される。

第7項 第6項の場合における案内書発行のためには、違反者は、その受取った日付の証明、又は公示を公告した官報の頁と共に、通達を添付せねばならない。

第637条 労働保護法の違反訴訟において宣告され、及び第635条単項の規定に従って保管を含むすべての決定については、宣告官憲は、公文で上級官庁に通知せねばならない。

第638条 労働・社会保障大臣は、事件の最終処理の90日以内に、又は訴願手続中に、本総合法において規定せられた条項の監督に関する問題の審理、及び裁定を行う権限を有する。

第Ⅲ章 供託、登録、及び徴収

第639条 訴願が成立しないときは、供託金は支払金となる。

第640条 強制取立の手続開始前に罰金を友好的に取立てることは、國務大臣の指令に従い地方労働代表部の権限とする。

第641条 違反者が出頭せず、又は罰金、又は料料の金額を供託しないときは、罰金、又は料料の発生した、又は、罰金を決定した請求権の発生した官公署に存在する特別帳簿に当該記録が行われ、その記録の謄本が作成され、当該司法取立のため担当官憲に送付される、この場合、この謄本は、確定純債権の証書として効力を有する。

第642条 労働担当々局によって課せられた罰金の司法取立は、連邦債権

債権取立に適用される立法の規定に従って行われ、地方労働裁判所の存在する各州の首都、及び連邦区においては、労働裁判検事局により、及びその他の地方においては、1938年12月17日付法令第960条に従って州検事局によって処理される。

単項 サン・パウロ州においては、取立は現行協約に従い州労働局代表部の任務として引続き行われる。

第Ⅷ編 労働裁判所

第Ⅰ章 序 則

第643条 社会立法において規制される使用者、及び労働者間の関係より発生する争議は、本編に従って、及び労働裁判手続によって定められたところに従い解決される。

第1項 社会保障に関する問題は、本編第Ⅴ章、及び社会保険法に規定された機関、及び官庁によって決定される。

第2項 労働災害に関する問題は、1934年7月10日附政令第24,637号に従って、引続き普通裁判に附せられる。

第644条 労働裁判所は、次の機関から成る。

- a) 労働最高裁判所
- b) 地方労働裁判所
- c) 調停・裁定委員会、又は司法判事

第645条 労働裁判事務は、重要にして、かつ義務的とし、正当な事由のある場合を除き、何人も、これから免除され得ないものとする。

第646条 労働裁判の検閲は、労働最高裁判所々長の指揮の下に、相互協力制において完全に調整して運営される。

第Ⅱ章 調停・裁定委員会

第Ⅰ節 構成、及び運営

第647条 各調停・裁定委員会は、次の者により構成される。

- a) その裁判長となる労働判事1名。
- b) 委員2名、その1名は、使用者を代表し、他の1名は労働者を代表す

る。

単項 各委員には夫々補欠1名をおく。

第648条 全一委員会の任務に対しては、第3等親迄の血族関係の親戚は相互間に両立することが出来ない。

単項 この両立不可性は、最初に任命された委員のため有利に解決され、任命、又は就任が全日附のときは、抽選による。

第649条 委員会は、出席者の数にかかわらず調停し、審理し、及び裁定することが出来る、但し裁判長の出席は不可欠とし、賛否全数の場合には、その投票により決定される。

第1項 差押裁判においては、委員会の全員が出席せねばならない。

第2項 決議の実行、及び完結は、裁判長のみが担当する。

第II節 委員会の管轄と権限

第650条 調停・裁定委員会の管轄区は、その本部をおく地方の全地区を包含し、連邦の法律によってのみ、之を拡大し、又は制限することが出来る。

単項 司法組織に関する地方の法律は、連邦の法律が、これを規定する迄、既存の調停・裁定委員会の権限に影響を与えないものとする。

第651条 調停・裁定委員会の権限は、請求人、又は被請求人たる労働者が使用者に役務を提供する場所によって定められ、他の地方、又は外国において契約された場合を問わない。

第1項 代理人、又は行商人が争議における当事者であるときは、使用者がその住所を有している場所の委員会の権限に属する、但し労働者が直接に代理店、又は支店に従属している場合を除くものとし、この場合には、その管轄区が、その代理店、又は支店と同じ場所の委員会の権限とする。

第2項 本条に規定された調停・裁定委員会の権限は、外国における代理

店、又は支店において発生した争議にも及ぶものとする、但し、この場合には従業員がブラジル人で、かつ、これに反する国際協約がない場合に限る。

第3項 労働契約の場所以外で、事業を実施する使用者については、契約締結の、又は役務提供の場所の委員会に異議の申立を行なうことは労働者に保証される。

第652条 調停・裁定委員会の権限は次の通りとする。

- a) 調定し、及び裁決すること。
 - I 労働者の安定性の認知を要求する争議。
 - II 個人労働契約の破棄による給料、休暇及び賠償に関する争議。
 - III 請負人が、労働者、又は工芸家である場合に請負契約から発生した争議。
 - IV 個人労働契約に関するその他の争議。
- b) 重大な過失の調査のため審査会を開催し、裁決すること。
- c) その裁決に対する抗告を判定すること。
- d) その権限行為に関連する罰金、又はその他の処罰を課すること。

単項 給料の支払い、及び使用者の破産より生じた争議は、裁定の優先権を有し、委員会々長は、関係者の要求により、請求が他の問題にも関連しているときに限り、個別に裁判手続を行うことが出来るものとする。

第653条 調停・裁定委員会は、さらに、次の権限を有する。

- a) その裁定につき事実の解明に必要な手続を行う様関係官庁に要求し、この要求に応じない官庁に対して抗議すること。
- b) 地方労働裁判所によって命ぜられた訴訟手続を行い、及び訴訟行為を実施すること。
- c) その委員に対して提起された不信認を調査すること。
- d) 委員会を不適格とする異議申立を審査すること。
- e) 裁判委嘱書を発行し、及び委嘱事項を実施すること。

f) 労働裁判所のため、一般にその権限から発生するその他のあらゆる権限を行使すること。

第Ⅱ節 委員会 の 委員長

第654条 労働判事職への任用は、代理労働判事の職から行われる。昇進による以後の任命は、故参、及び功績により交互に行われる。

第1項 労働裁判所第7、第8地区、及び当該裁判所所在地外の地方においては、ブラジル人で、法学士で、人格のすぐれた、労働法専門家の資格を有する者の内から、共和国大統領により任命された、昇進の権利を有しない委員長としての労働判事補をおき、その任期を2年とし、再任することが出来る。

第2項 労働判事補は、職務執行中は、それを代理する判事の給料に等しい給料をうける。

第3項 代理判事は、高等労働裁判所々長の発した指令に従って開催され、2年間有効の地方労働裁判所において行われた公開試験において合格、及び審査の後、任命される。

第4項 登録された志願者は、次の要件について、地方労働裁判所によって予め審査をうけたのちに試験参加を許可される。

a) 25才以上、45才以下の者。

b) 職務執行に対する適格性。

第5項 空席の、又は法律によって創設された委員会々長職への就任は、各地区内で、次の場合に行われる。

a) 他の委員長の移動により。移動が空席発生後60日以内に、地方労働裁判所々長に対して、要求された場合に限り、希望者が1人以上あるときは、故参順により、全裁判長が、これを発令する。

b) 代理判事の昇進により。その受諾は故参、及び功績を交互に勘考して、本人の自由とする。

第6項 委員長たる労働判事、代理判事、及び判事補は、当該地方裁判長の面前で就任する。地方労働裁判所の本部を有しない州においては、就任は、普通裁判所々長の面前で行われ、全裁判長は、就任者の管轄区の地方裁判所々長にその報告を送付する。

第655条 委員長、及び代理委員長は、当該管轄区の地方裁判所々長の面前で就任する。

第1項 地方労働裁判所本部の存在しない州においては、就任は、普通裁判所々長の面前で行われ、全裁判長は、就任者の管轄区の地方裁判所々長に、その報告を送付する。

第2項 直轄州においては、就任は、その首都の司法判事の面前で行われ、全判事は、第1項に従って手続きする。

第656条 委員長たる判事が不在、又は故障あるときは、その補助員として、代理判事が職務を執行する。

単項 代理判事の任命は、地方労働裁判所々長により行われ、職員表構成員の強制的職階制が保証される。

第657条 委員会々長、及び代理委員長は、法律の規定した報酬、又は手当をうける。

第658条 委員会々長の主たる義務は、その職務の行使から発生する義務の外、次の通りとする。

- a) 公私とも完全な素行を維持すること。
- b) その裁決のため附託された、又は付託される訴訟に関連した要求、又は勧告に応じないこと。
- c) その管轄区域内に居住し、地方労働裁判所々長の許可なくして不在することが出来ないこと。
- d) 規定された期間内に、その職務から発生するすべての行為を処理し、及び実行すること。遅延1日につき1日分の手当に該当する控除をうける。

第659条 本編において付与されたもの、及びその職務から生じたものの外に、次の権限は、委員会々長故有の権限に属する。

- I 委員会の会議を司会すること。
- II 自身の決定事項、委員会の決定事項、及びその執行を委嘱された事項を実施すること。
- III 委員会のため任命された委員、書記、及びその他の事務局職員を任命すること。
- IV 委員に支障あるときは、補欠を召集すること。
- V 第727条の効力上、正当な理由なくして、引続き3回の会議に委員が欠席するときは、当該管轄区の地方労働裁判所々長に通知すること。
- VI 当事者より提起された上告を裁決し、裁決の理由を明かにして地方裁判所に送付し、又は、第894条の場合に、委員会の裁決に付する。
- VII 委員会の委員、及び事務員の給料支払簿に署名すること。
- VIII 毎年の2月15日迄に、前年度の作業報告書を提出すること。

第IV節 委員会 の 委員

第660条 委員会委員は、当該管轄区の地方労働裁判所々長によって任命される。

第661条 委員会委員、又はその補欠の職務を執行するためには、次の要件が要求される。

- a) ブラジル人であること。
- b) 善良な素行を有すること。
- c) 25才以上、70才以下であること。
- d) 公民権、及び政治的権利を有していること。
- e) 兵役を終了したこと。
- f) 職業実歴2年以上を有し、組合員であること。

単項 本条f号の規定する職業資格の証明は、その所属する組合の申告書

によって行われる。

第662条 委員会の委員の選任は、第1級の組合から地方労働裁判所々長に、その目的のために提出せられたリストに記載せられた氏名の中から行われる。

第1項 この目的のため、委員会の管轄区に本部を有する使用者、及び労働者の各組合は、地方労働裁判所々長により定められた機会に、候補者名簿を構成する3名の氏名の選考を行う。

第2項 候補者名簿を受取った地方労働裁判所々長は、5日以内に、委員、及び補欠を指名し、資格証明書を発行し、これを提示することによって任に就かしめる。

第3項 その就任の日から算えて15日以内に、何人からも、地方労働裁判所々長宛の、停止効力の伴わない文書による抗議により、委員、又は補欠の就任に異議を申立てることが出来る。

第4項 異議を受理した裁判長は、直ちに報告書作成者を任命し、本人は証人喚問又は、何かの手段を採る必要のあるときは、これらのことが最短期間内に行われる様、処理し、最後に、その異議を労働裁判所の第1審に提出して、その判決に委ねる。

第5項 裁判所が、その異議が理由ありと認めるときは、裁判長は、新しい委員、又は補欠の任命を行う。

第6項 調停・裁定委員会における職業的、経済的カテゴリーの代表者に対する氏名について、組合の意志表示なく、又は、組合の存在しない地方においては、これらの代表者は、その職務の執行に対して要求される要件を遵守して、地方労働裁判長によって自由に任命されるものとする。

第663条 委員会の委員、及び補欠の任期は3年とするも、その任期の半期を中断することなく勤続した者には、本人の願出により離職を認めることが出来るものとする。

第1項 本項に規定する離任の場合、並びに故障、死亡、及び辞任の場合

には、その交替は、委員長の召集による補欠によって行われる。

第2項 故障、死亡、又は辞任による補欠の不在の場合には、新しい委員、及び補欠が、第662条の規定する名簿に記載された氏名の者の中から任命され、被任命者は残存期間、その任に当る。

第664条 委員、及びその補欠は、その所属する委員会の委員長の面前で就任する。

第665条 その在任期間中、委員、及び補欠は、陪審員に保証せられた特権を享受する。

第666条 1月につき最高20日間、審査会に出席する委員会の委員、及び補欠は、法律の定める報酬を受ける。

第667条 第666条に規定されたものの外、委員会の委員の特権は、次の通りとする。

- a) その所属する裁判所の審理に参加すること。
- b) 当事者双方に対して和解を勧告すること。
- c) その審議に附せられた事実の判定、及び内部関係の問題に投票すること。
- d) 24時間の期限で訴訟書類の閲覧を要求すること。
- e) 委員長を経て、事件の解明のため、当事者、証人、及び鑑定人に、その欲する質問を行うこと。

第Ⅲ章 司法判事

第668条 調停・裁定委員会の管轄区に包含されていない地方においては、司法判事は、地方裁判所構成法により定められた管轄権を有する労働裁判所の運営機関とする。

第669条 労働裁判所運営の任務に就いた司法判事の権限は、本章第Ⅱ節

に従い調停・裁定委員会の権限と全じものとする。

第1項 1人以上の司法判事の所在する地方においては、権限は、当該構成法に従い、民事担当判事間に、配分され、又は地方裁判所区分によって決定される。

第2項 裁判所構成法の権限に関する基準が前項の規定と異なるときは、最古参の民事担当判事の権限とする。

第Ⅳ章 地方労働裁判所

第1節 構成、及び運営

第670条 第1区、及び第2区地方裁判所は、11名の終身の職業判事、及び6名の臨時階級判事をもって構成され、第3区、及び第4区の地方裁判所は、8名の終身の職業判事、及び4名の臨時階級判事をもって、第5区、及び第6区の地方裁判所は、7名の終身の職業判事、及び2名の臨時階級判事をもって、第7区、及び第8区の地方裁判所は、6名の終身の職業判事、及び2名の臨時階級判事をもって構成され、何れも、共和国大統領の任命するところによる。

第1項 拒否

第2項 6人以上、11人以下の職業判事をもって構成される地方裁判所においては、その中の1名は、弁護士の中から、内1名は、労働裁判所附の連邦検事局の検事の中から、及び、その他の判事は、前項の規定に従って、当該地方委員会の委員長たる労働判事の中から選出される。

第3項 拒否

第4項 本条規定の階級判事は、公平に、使用者、及び労働者を代表する。

第5項 各階級判事には夫々1名の補欠をおく。

第6項 地方裁判所は、その内規において、自由選出、及び故参を交互に

行うとの基準を遵守して、下級判事を召集することによりその判事の交替につき規定する。

第7項 職業判事の中から、地方裁判所はその裁判長、及び副裁判長、並びに当番裁判長を選任する。

第8項 第1区、及び第2区の地方裁判所は、数組に区分され、各組は、少くとも12名の判事から構成されている者に、権限が与えられる。各組は、職業判事3名、階級判事2名、労働者代表1名、使用者代表1名をもって構成される。

第671条 地方裁判所の職務に対しては、第648条に規定されたと全様の兼職不可能性が存在し、その解決の方法も全様とする。

第672条 地方裁判所は、本会議においては裁判長、及び過半数の判事の出席をもって審議され、それらの者については少くとも労働者の代表1名、及び使用者代表1名の参加を要する。

第1項 各組は、少くとも、階級判事2名を含む判事3名の出席をもってのみ審議することが出来る。この安定数を構成するため組の裁判長は、不在者、又は支障ある者の所属する階級の他の判事を召集することが出来るものとする。

第2項 地方裁判所においては、裁決は、出席判事の過半数によって採られ、全体裁判においては、法律により兼職不能の声明の場合、及び公権による行為の場合は除外される。

第3項 地方裁判所々長は、その法律の兼職不能の場合、又は公権の行為の場合が認められたときは、採決権のみを有する。運営審議会においては、裁判長は、他の判事と共に投票し、さらに、決定票を有する。

第4項 裁判長、副裁判長、又は記録官の決定、又は処理に対する上告の裁判においては、賛否全数の場合には、その行われた決定、又は処理が採用される。

第673条 地方裁判所の開廷日程は、その内部規則において定められる。

第Ⅱ節 管轄区、及び権限

第674条 地方裁判所の管轄権の効力上、国の領域は、次の8地区に区分される。

第1地区 — 連邦区、リオ・デ・ジャネイロ州、及びエスピリト・サント州。

第2地区 — サン・パウロ州、パラナ州、及びマット・グロッソ州。

第3地区 — ミナス・ジェラエス州、及びゴイヤス州。

第4地区 — リオ・グランデ・ド・スール州、及びサンタ・カタリーナ州。

第5地区 — バイア州、及びセルジープ州。

第6地区 — アラゴアス州、メルナンブコ州、パライバ州、及びリオ・グランデ・ド・ノルテ州。

第7地区 — セアラ州、ピアウイ州、及びマラニョン州。

第8地区 — アマゾーナス州、パラ州、及びアクレ州。

単項 裁判所は、その本部を連邦区（第1地区）、及び次の都市に置く。

サン・パウロ市（第2地区）、ペロ・オリゾンテ市（第3地区）、ポルト・アレグレ市（第4地区）、サルバドール市（第5地区）、レシーフェ市（第6地区）、フォルタレーザ市（第7地区）、ベレン・ド・パラ（第8地区）。

第675条 廃止

第676条 地区の数、前条において規定された地方裁判所の管轄、及び等級は、共和国の大統領によってのみ変更することが出来るものとする。

第677条 地方裁判所の権限は、第651条、及びその各項の規定に従って定められ、集団的争議の場合には、発生した場所により定められる。

第678条 当番制に分けられた地方裁判所は、次の権限を有する。

1 特に全体裁判について。

- a) 当初に集団争議を起訴し、調停し、及び判決を下すこと。
- b) 次の事件につき初めから起訴し、及び判決を下すこと。
 - 1) 通常判決の再審。
 - 2) 集団争議において宣告された判決の拡大適用。
 - 3) 安全の保証。
 - 4) 調停・裁定委員会の委員、及び補欠の任命に対する異議の申立。
- c) 最終審において、起訴し、及び判決を下すこと。
 - 1) 当審判事によって課せられた罰金の抗訴。
 - 2) 調停・裁定委員会、労働問題担当の司法判事、当審判事、及びその判決の廃棄訴訟。
 - 3) 当審判事、労働問題担当の司法判事、調停・裁定委員会の内部間、又は以上の者の間の権限に関する紛争。
- d) 唯一、又は最終審において判決を下すこと。
 - 1) その補助的役務、及びその当該役務者に関する運営的性質の訴訟、及び上告。
 - 2) その裁判長、又はその判事の何れかの、並びに第1審判事、及びその書記の運営行為に対する請求権。

II 当審判事は、次の権限を有する。

- a) 第895条a号に規定する普通控訴を裁判すること。
- b) その権限に属する上告の拒否判決に関する訴願、及び証書についての異議申立を裁判すること。
- c) その権限行為に関する罰金、及びその他の処罰を課し、及び課せられた調停・裁定委員会、及び司法判事の裁定に提起された上告を裁判すること。

単項 当審判事の判決については、裁判所全体裁判に上告を許されない、但し、本条第1項c号1)の場合を除くものとする。

第679条 当審制に区分されていない地方裁判所は、前条に規定する案件

の裁判を行う権能を有する、ただし、第1項c号1)の規定、及び当審判事間の管轄争いを除くものとする。

第680条 地方裁判所、又は当審判事団にはさらに、次の権限が与えられる。

- a) 委員会、及び司法判事に訴訟行為の実施、及びその裁定の下にある訴訟の判決を行うこと。
- b) その行った裁決の履行を監督すること。
- c) その判決に違反して行われた行為の無効を宣言すること。
- d) その委員に対して提起された不信認を裁判すること。
- e) 異議の申立をうけた無能力の行為を裁判すること。
- f) 関係官庁に対して、審理中の訴訟の解明のため必要な手続きを要求し、この請求に応じない官庁に抗議すること。
- g) 労働裁判のため、その管轄から発生するその他の権限一般を実施すること。

第Ⅲ節 地方裁判所々長

第681条 地方裁判所々長は、高等労働裁判長の面前で就任する、全裁判長は、そのために、地方裁判所本部の所在する州の司法裁判所長に、その権能を委嘱することが出来るものとする。

単項 地方労働裁判所副裁判長は、当該裁判長の面前で就任する。

第682条 地方裁判所長は、本条、及び本編において付与された、及びその任務から発生する権限の外、特に次の権限が付与される。

Ⅰ 廃止

Ⅱ 委員会の委員、及び補欠を任命すること。

Ⅲ 委員会の委員長、及び委員長代理、その裁判所の判事、及び判事補、及び職員を任命し、及びこれらの者、及び委員会の委員、及び補欠に休日、及び休暇を与える。

- IV 裁判所の会議を司会する。
 - V 集団争議において、調停審理を司会する。
 - VI その判決、及び裁判所の宣告を実行すること。
 - VII 判事に支障あるときは、裁判所の判事補を召集すること。
 - VIII 第727条、及びその単項に規定する場合において、委員長、委員、及び階級代表判事に対する異議を高等労働裁判所長に提出すること。
 - IX 当事者によって行われた上告を処理すること。
 - X 集団争議の場合に、治安攪乱の虞れあるときは何時でも、関係官庁に、必要な兵力を要求すること。
 - XI 少くとも年1回、又は、必要の都度、部分的に委員会についての改正を行い、及び適宜と判断するとき、労働裁判の運営を担当する司法判事に関して、司法裁判所長に、これを要求すること。
 - XII 報告の義務を有する判事を任命して、訴訟書類を配分すること。
 - XIII 全一場所に存在する裁判所、又は委員会の職員の中から配達担当者を任命すること。
 - XIV 判事、及び裁判所職員の給料支払簿に署名すること。
- 第1項 同一地域の委員長、及び代理者の不在、又は支障ある場合には、支障のない代理者の中から古参順により、他の地方の代理者を任命することは、地方裁判所長の権限とする。
- 第2項 委員、又はその補欠の不在、又は支障ある場合は、代表者の職業的、又は経済的カテゴリー、及び支障のない補欠の故参順を尊重して、他の委員会の補欠を任命することは、地方裁判所長の権限とする。
- 第3項 階級代表判事の何人か、又はその補欠の不在、又は支障の場合には、代表者の職業的、又は経済的カテゴリーを尊重して、裁判所の審理に出席せしめるため調停・裁定委員会の委員の内その1名を任命することは、地方裁判所長の権限とする。
- 第683条 地方裁判所長、及びその補佐の不在、又は支障ある場合、必要

あるときは何時でも、その代理者が職務を行う。

第1項 30日間の休日、休暇、死亡、又は辞職の場合には、その代理者の召集は、直接高等労働裁判所長の権限とする。

第2項 その他の場合においては、裁判長自身の召集、又は、その書記の通知により、裁判長代理は、直ちに、その職に就き、高等労働裁判所長に通知する。

第IV節 地方裁判所の階級代表判事

第684条 地方裁判所の階級代表判事は、共和国大統領によって任命される。

単項 地方裁判所における労使の階級代表判事には、第661条の規定が適用される。

第685条 労使を代表する地方裁判所の判事、及び補欠の選出は、夫々の地方に本部をおく上級労働組合から、特にその目的のために高等労働裁判所長に提出された候補者名簿に記載された氏名の中から行われる。

第1項 本条の効力上、高等労働裁判所長により示された機会に、上級労働組合の代表者の選出は、多数決により3名の氏名のリストを作成するものとする。

第2項 高等労働裁判所長は、司法・内務大臣を経て、共和国大統領にリストに記載された氏名を提案する。

第686条 廃止

第687条 地方裁判所の階級代表の判事は、当該裁判長の面前で就任する。

第688条 第663条の規定は、地方裁判所の階級代表判事に適用され、新選任は、第685条に規定するリストに記載された氏名の内から、又は第686条、並びに第665条、及び第667条に示された形式に従って、行われる。

第689条 最高、月に15回迄出席する審議会につき、地方裁判所の階級代表判事、及びその補欠は、法律の定める報酬を受ける。

単項 地方裁判所の内部規則に定められた期間以上に、訴訟を保留する階級代表判事は、自動的に、その権利を有する月額報酬から、延滞訴訟に応じて、30分の1に等しい控除をうける。

第V章 最高労働裁判所

第I節 序 則

第690条 共和国の首府に本部をおき、全国に管轄権を有する最高労働裁判所は、労働裁判の最終審とする。

単項 裁判所は、労働者、及び使用者代表の平等性を遵守して、その構成員の全部、又は当番制に分れて運営される。

第691条 廃止

第692条 廃止

第II節 最高労働裁判所の構成、及び機能

第693条 最高労働裁判所は、次の判事17名をもって構成される。

a) 35才以上で、優秀な法律的智識と人格高潔の名声ある生来のブラジル人の中から連邦上院によりその選任が承認されたのち、共和国大統領により任命された11人の終身職業判事。

b) 本条第2項、及び第3項の規定に従い共和国大統領によって任命された使用者と労働者を全数代表する任期3年の階級判事6名。

第1項 最高労働裁判所の職業判事で、職業的利益に関係のない者の内から、その内部規則の定めるところに従って、当番裁判長の外、裁判長、副裁判長、及び司法判事を選出する。

第2項 任期3年の階級判事の任命のため、最高労働裁判所長は、少くと

も15日前に公告して、上級組合を召集して、代表理事の多数決により3名の名簿を作成せしめ、公告に定められた期間内に、高等裁判所を経由して、司法・内務省に送付される。

第3項 前項に規定する名簿には、兵役を終了した25才以上の有資格者たる生来のブラジル人で、市民権、及び政治権を有し、2年以上、実際に職業に就き、又は、法律の規定する職業代表を行っている者のみが記載される。

第694条 職業判事は、次の通り選出される。労働裁判々事中より7名、実際に職業に従事する弁護士の中から2名、及び労働裁判附属連邦検事局検事の中から2名。

第695条 廃止

第696条 正当な理由なくして、引続き3回以上通常の法廷に出席しない裁判所の判事は、免職される。

第1項 前条の場合が発生したとき、裁判所は、規定の処罰の外に、辞任判事の交替者が任命される様、司法・内務大臣に直ちに、この事実を通知する。

第2項 前項の効力上、代位者の任命は、第693条第2項に規定する名簿に記載された氏名の中からは行われる。

第697条 30日以上の期限を越える休暇の場合に、職業、又は階級判事を交替させるためには、最高労働裁判所本部に最寄りの地方労働裁判所の判事を召集することが出来る、階級判事は、全代表によって召集することが出来るものとする。

第698条 廃止

第699条 高等労働裁判所は、裁判長の外、少くとも、その判事6名の出席なくしては全体会議において審議することが出来ない。

単項 裁判所の当番法廷は、判事5名をもって構成され、裁判長の外、少くとも3名の判事の出席をもってのみ審議することが出来る。裁判長は、

内部規則の定めるところにより分担された事件の記録官、又は審査官としての職務を担当する。

第700条 裁判所は、裁判長によって予め決定された日に開廷し、裁判長が必要と認めるときは何時でも、臨時開廷を召集することが出来る。

第701条 裁判所の法廷は公開され、14時に開廷され、17時に閉廷される、ただし、明かに必要のある場合には、裁判長が、之を延長することが出来る。

第1項 裁判所の臨時法廷は、少くとも24時間の予告をもってその判事に通知されたときにおいてのみ開廷することが出来る。

第2項 裁判所の判定においては、審議は公共の利益のため、その判事が多数票により、これを決定するときは、秘密会とすることが出来る。

第Ⅱ節 大法廷の権限

第702条 大法廷は、次の権限を有する。

I 単一審として

- a) 法律、又は公権の行為の無効を主張する憲法上の問題を解決すること。
- b) 地方労働裁判所の管轄権の及ばない集団争議を調定し、及び裁定し、並びに法律の規定する場合に、自身の基準的決定を延長し、又は再検討すること。
- c) 前号に規定する争議において締結された協定を承認すること。
- d) 法律の規定する場合に、裁判長の裁決についての抗告を審判すること。
- e) その裁定が懸案となって事件において、裁判長、又は裁判所のその他の判事に対して行われた忌避を審判すること。
- f) 内部規則に従い、仮判決を下すこと。
- g) 法律に従い、費用、及び手数料表を承認すること。

h) 裁判所の内部規則を作成し、及び法律に規定された、又は連邦憲法から生ずる管理権限を行うこと。

II 最終審において

a) その固有の権限を有する訴訟において、地方裁判所によって下された判決についての普通控訴を審判すること。

b) 本条第 I 項 b 号、c 号の規定する判決に対する抗告を審判すること。

c) 判決が当審判事間において意見が相異し、又は大法廷自身によって宣告された判決より生じたときは、当審判事の判決に対する抗告を審判すること。

d) 内部規則の定めるところにより抗告に関し、判事班長の拒否裁決についての抗告を審判すること。

e) その裁決に対する抗告の申立を審判すること。

第 1 項 大法廷の 3 分の 2 の多数により採決されたときは、本条第 II 項 c 号の規定する抗告に対する裁決は、第 902 条第 2 項、及び第 3 項に従って仮判決の効力を有する。

第 2 項 次の事項は、裁判所の当審判事班の権限とする。

a) 単一審において、地方労働裁判所相互間、及び異なる地域の司法判事、及び調停・裁定委員会間に発生する管轄に関する紛争を審判すること。

b) 最終審において、法律の定める場合に、地方裁判所、調停・裁定委員会、及び司法判事の判決に対して行われた再審の上訴を審判すること。

c) 通常抗告、又は再審の請求を拒否する判決に対する異議申立を審判すること。

d) それ自身の裁決に対する抗告の申立を審判すること。

e) その裁決の未定の場合に、法定資格、詐偽の論証、容疑、及びその他を審判すること。

第Ⅳ節 労働裁判会議所の権限

第703条 廃止

第704条 廃止

第705条 廃止

第Ⅴ節 社会保障会議所の権限

第706条 廃止

第Ⅵ節 最高労働裁判所長の権限

第707条 裁判所長は、次の権限を有する。

- a) 通常法廷開廷のための期日を定め、及び臨時法廷を召集して裁判所の審理を司会すること。
- b) 裁判所のすべての業務を監督すること。
- c) 裁判所、及びその他の労働裁判機関の良好な運営のため指令を発し、及び必要な手続を採ること。
- d) 裁判所自身の判決を履行せしめ、地方裁判所、及びその他の労働裁判機関をして、訴訟行為、及び必要な手続の実施を命ずること。
- e) 裁判所に対して、内部規則に従って審議事項を提出し、及び当該記録官を指命すること。
- f) 当事者より提出された上訴、及びその他の審議すべき文書を決裁すること。
- g) 地方裁判所、調停・裁定委員会、及び他の機関間に、職員の職権による移動を行い、労働裁判所の職員の予算において必要となった変更を行うこと、並びに各機関の予算に応じ、職務に好都合と判断する要求された移動を許可すること。
- h) 裁判所職員に休日、及び休暇を許可し、並びに他の官憲の権限外の懲

罰を課すること。

- i) 裁判所の職員を就任せしめ、休暇を許可し、並びに地方裁判長に休暇、及び休日を許与すること。
- j) 毎年の3月31日迄に、労働・社会保障大臣に、裁判所、及び労働裁判のその他の機関の活動についての報告書を提出すること。

単項 裁判長は、裁判所配属の職員の中から、本人の指令する秘書1名を有し、さらに、同条件で任命された補助員を有する。

第Ⅶ節 副裁判長の権限

第708条 裁判所の副裁判長は、次の権限を有する。

- a) その不在、又は支障ある場合に、裁判長、及び代理裁判長を代行する。
- b) 廃止

単項 裁判長、及び副裁判長の不在の場合には、裁判所は、最故参判事により、又は、同等の故参者のときは、年長者により司会される。

第Ⅷ節 代理裁判長の権限

第709条 最高裁判所の職参判事の中から選出された代理裁判長の権限は、次の通りとする。

- I 地方裁判所、及びその裁判長に関して恒久的に検査、及び監査の職務を行うこと。
- II 特別上告がない場合、地方裁判所、及びその裁判長によって行われた不当な訴訟行為に対する抗議について裁決する。
- III 廃止

第1項 本条の場合に、代理裁判長によって行われた判決については、法規上の上訴は、大法廷において受理される。

第2項 代理裁判長は、最高労働裁判所の通常の役務を免ぜられる、ただし、全裁判所の運営行為、及びその就任前の手続中の訴訟に関連するも

のを除く。

第Ⅵ章 労働裁判所の補助役務

第Ⅰ節 調停・裁定委員会事務局

第710条 各委員会は、事務局の職務を行うため委員長の任命する職員の監督の下に、事務局を有し、全職員は、その階級に応じた給料の外、法律の規定する職務手当を受ける。

第711条 委員会の事務局の権限は、次の通りとする。

- a) 送達された訴訟書類、及びその他の文書の受理、訴訟手続、送付、保管、及び整理。
- b) 訴訟書類、及びその他の書類の受付、及び受理の記帳の維持。
- c) 判決の記録。
- d) 当事者、及びその代理人に、その訴訟の追行状況につき、質問をうけたときは、報告の便宜を与えること。
- e) 事務局において、当事者に、訴訟書類の閲覧を許可すること。
- f) 訴訟につき、当事者の支払うべき費用の計算。
- g) 事務局の帳簿、及び保管書類に記載されている事項についての証明書
の発行。
- h) 差押え、及びその他の訴訟手続の実行。
- i) 委託任務の最良の実施のため、委員長より委任されたその他の職務の
執行。

第712条 次の事項は、特に調停・裁定委員会事務局の権限とする。

- a) 業務の正当な遂行に留意して、事務局の職務を監督すること。
- b) 委員長、又は上級官庁より発せられた命令を履行し、又は履行せしめること。

- c) 委員長が裁決し、及び署名すべき書類を委員長の決裁、及び署名のため提出すること。
 - d) 委員会、及び委員長に宛てられた公信を開封し、審議に付すること。
 - e) 個人間の紛争の場合に、口頭の請求を調書にとること。
 - f) 訴訟の迅速な処理、特に執行段階で推進を計り、及び上級官庁によって命令された処理、及び手続の迅速な実現を計ること。
 - g) 委員会の会議で書記の役目を務め、当該議事録を作成すること。
 - h) 証明書、及び訴訟書類に署名すること。
 - i) 紛争当事者に、当該通知書に署名して、その了知すべき請求事項、及びその他の訴訟行為を通知すること。
 - j) 委員長長により権限を与えられた、その他の業務を遂行すること。
- 事項 正当な理由なくして、規定の期間内に、業務を行わない職員は、延滞した日数に応じて、その給料から控除をうける。

第 11 節 送 達 人

第 713 条 1 組以上の調停・裁定委員会の存在する地方においては、送達人 1 名をおく。

第 714 条 送達人の権限は、次の通りとする。

- a) 関係者から、その目的のために提出される訴訟書類の正確な受付順により引続き各委員会に配分すること。
- b) 関係者に、配分された各訴訟書類の当該受領証を交付すること。
- c) 配分された訴訟書類の整理カード 2 枚を整備し、その 1 枚は原告名義で、他の 1 通は被告の名義で、夫々アルファベット順に作製される。
- d) 委員長から命ぜられた訴訟手続の配分の取消し、当該カードをもって、別のカードを作成し、その内容は、関係者によって利用されることが出来るも、証明書には記載出来ないものとする。

第 715 条 送達人は、全一地方に存在する委員会、及び地方裁判所の職員、

及び直接全裁判長に所属する職員の中から地方裁判所長によって任命される。

第Ⅲ節 司法裁判所登記所

第716条 労働裁判の運営を担当する司法裁判所の登記所は、その目的のため、調停・裁定委員会事務に対し、第I節においては付与されたと全様の権限、及び義務を有する。

単項 1箇所以上の登記所の存在する裁判所においては、各登記所間、異議申立に関し、交互に引続き配分される。

第717条 労働裁判の運営を担当する司法裁判所の司法書士には、特に、委員会の書記の権限、及び義務が与えられる、登記所の他の書記には、第711条に列挙された委員会の事務局の権限に属する事項の内から、各職務において該当する権限が与えられる。

第Ⅳ節 地方裁判所の事務局

第718条 各地方裁判所は、法定の職務給与を有する書記局の事務を行うため任命された職員の下に事務局を有する。

第719条 委員会の事務局に対して、第711条に定められた権限の外、裁判所事務局は、さらに次の権限を有する。

a) 当該報告を作成したのち、裁判長に訴訟の終結を報告し、調書を送付すること。

b) 当事者の閲覧に供するため裁判所の管轄事項の記録を作成し、及び管理すること。

単項 地方裁判所の内部規則において、その事務局のその他の権限、運営、及び事務の処理方法が規定される。

第720条 地方裁判所事務局には、裁判所の内部規則によって定められたものの外、第712条において委員会事務局に付与されたと全様の権限が

付与される。

第V節 執達吏員

第721条 裁判所の吏員、及び労働裁判所の評定官たる裁判所の吏員は、当該裁判長より委嘱された調停・裁定委員、及び地方労働裁判所の判決の執行から生ずる行為の実施を担当する。

第1項 これら行為の配分のため、各裁判所吏員、及び評定裁判所吏員は、地方労働裁判所内に、裁判所命令の配分を担当する特定機関の存在する場合を除き、調停・裁定委員会のため職務を行う。

第2項 1組以上の委員会の存在する地方においては、前項の規定に従い、裁判所吏員、又は評定裁判所吏員に委嘱された行為を履行するための配分は、9日経過後、正当な理由なくして、行為を履行しなかったときは何時でも他の吏員に委託せられ、当吏員は法律の定める処罰をうける。

第3項 評価に当り、評価裁判所の吏員はその任務履行のため、第888条に定める期限を有する。

第4項 裁判所の判決執行行為の実施を、裁判所の吏員の何人か、又は評価裁判所の吏員に委嘱することは、地方労働裁判所々長の権限とする。

第5項 裁判所吏員、又は評価裁判所吏員の不在、又は支障ある場合には、法律行為の実施を吏員の何人にも委嘱することが出来るものとする。

第VIII章 罰 則

第I節 ロック・アウト、及びストライキ

第722条 個別に、又は集団的に、予め関係裁判所の承認なくして、又は団体争議において下された判決に違反し、又はその履行を拒否する使用者は、次の処罰をうける。

- a) 地方最低賃金の10倍、乃至100倍の罰金。
- b) 職業的代表者であった場合には、その任務の喪失。
- c) 2年、乃至5年の期間、職業代表の職に選挙される権利の停止。

第1項 使用者が法人であるときは、b号、及びc号に定められた罰則は、責任者たる支配人に課せられる。

第2項 使用者が公益事業の免許人であるときは、処罰は倍加される。この場合、免許人が法人であるときは、判決を下した裁判長は、その判決の履行、及び当該罰則の適用の命ずる外、責任支配人の解職を命ずることが出来るものとし、その違反は、免許の取消処分をうける。

第3項 本条により課せられる処罰の外、使用者は、労働停止期間中、その使用者に支払うべき給料を支払う義務を有する。

第723条 集团的に、予め労働裁判所の許可を得ないで労務を放棄し、又は争議において下された判決に従わない労働者は、次の処罰をうける。

- a) 6ヶ月迄の雇用停止、又は解職。
- b) 職業的代表の役に就いているときは、その任務の喪失。
- c) 2年、乃至5年の期間、職業的代表の職に選挙される権利の停止。

第724条 労働裁判所の決定に対して、組合、又は非組合の別なく、使用者、又は労働者の職業組合より役務の停止、又は不服従が命ぜられたとき、次の処罰が課せられる。

- a) 命令が総会の行為によるときは、地方最低賃金10倍の罰金の外、組合登録の取消し、公益事業の場合は倍額が課せられる。
- b) 煽動、又は命令が、団体運営者のみの行為によるときは、次条において課せられる処罰の外、職務の喪失。

第725条 労働者、又は使用者、又は争議中の職業に関係のない第3者が本章の規定する違反行為を煽動し、又は、使用者、又は労働者の徒党の首謀者となった者は、別に課せられる処罰の外に、刑法に規定する禁錮をうける。

第1項 公共事業に関する場合、又は人身、又は物件に対する暴力が加えられた場合、本条規定の刑罰は倍加される。

第2項 本条の処罰をうける外国人は、当該刑罰を終了したのち、一般法規の規定に従い、国外に追放される。

第Ⅱ節 労働裁判所判事に対する処罰

第726条 正当な理由なくして、調停・裁定委員会の委員、又は地方階級代表判の職務の執行を拒否する者は、次の処罰をうける。

a) 使用者を代表するときは、地方最低賃金の5分の1、乃至2倍の罰金、及び2年乃至5年の職業代表権の停止。

b) 労働者を代表するときは、地方最低賃金の5分の1、及び2年乃至5年の職業代表権の停止。

第727条 正当な理由なくして、引続き3回の会議、又は法廷に欠席する調停・裁定委員会の委員、又は地方裁判所の階級代表判事は、前条の処罰をうける外、その任務を喪失する。

単項 委員長、又は裁判長の欠席の場合には、連続して欠席した法廷、又は開廷に欠席した日数に相当する報酬を失う外、任務喪失の罰をうける。

第728条 労働裁判の裁判長、委員長、職員、判事、委員、及び補助員には、刑法第Ⅺ編の規定が適用される。

第Ⅲ節 その他の罰則

第729条 労働者の再採用、又は復職に関する判決の履行を怠った使用者は、本人の給料の支払の外、判決が履行せられる迄、毎日地方最低賃金の50分の1、乃至10分の1の罰金を課せられる。

第1項 その労働者が、労働裁判所において委員として、又は全裁判所に対して供述を行うことを阻止し、又は阻止せんと企てる使用者は、地方最低賃金の1倍、乃至10倍の罰金を課せられる。

第2項 委員として任務を遂行し、又は証人として供述を行った事実によりその労働者を解雇する使用者は、法律の規定する賠償を妨げることなく、前項と全様の処罰をうける。

第730条 正当な理由なくして、証人として供述することを拒否する者は、地方最低賃金の10分の1、乃至1倍の罰金を課せられる。

第731条 送達人に、口頭による異議の申立を行い、第786条単項に規定する期間内に、文書に記録せしめるために、委員会、又は裁判所に出席しない者は、6ヶ月の期間に亘り、労働裁判所に対して異議申立の権利を喪失する。

第732条 引続き2回に亘り、第844条に規定する保管の理由を与えた異議申立人は、前条と全様の処罰をうける。

第733条 処罰の規定のない本編の規定に対する違反は、地方最低賃金の10分の1、乃至10倍の罰金をもって罰せられ、再犯の場合は倍加される。

第Ⅷ章 総 則

第734条 労働・社会保障省は、官報に公表の日より算えて30日の期間内に、又は全期間内に提示された陳述により、職権により、次の事項を再検討することが出来るものとする。

a) 社会保障審査委員会の決定、その決定が決戦投票によらじて宣告されたとき、又は法律の明確な規定を侵害したとき、又は、その時迄遵守されてきた管轄権を変更するとき。

b) 社会保障に関する最高労働裁判所々長の判決。

単項 労働・社会保障大臣は、公共の利益に関するときは、内国社会保障院に関する運営事項についてその情報を求めることができる。

第735条 官公署、及び労働組合は、その裁定に付せられた事実の審査、及び裁定に必要な情報、及び資料を労働裁判所、及び判事、及び労働裁判検察庁に提供する義務を有する。

単項 本条の規定する情報、又は資料の提出する公務員は、不服従により公務員規律により規定された処罰を課せられる。

第Ⅸ編 労働検察庁

第Ⅰ章 総 則

第736条 労働検察庁は、行政部直属の公務員により構成され、その権限内において、連邦憲法、法律、及び公権より発生するその他の行為の厳密な履行を監視することを任務とする。

単項 その任務執行のため、労働検察庁は、本総合法の定めるところにより、明確な規程を欠くときは、連邦検察庁を規制する準則によって規制する。

第737条 労働検察庁は、労働裁判検察局、及び社会保障検察局をもって構成され、労働裁判所、及び労働・社会保障省間の調整機関としての任務を行い、両局とも國務大臣に直属する。

第738条 検察官は、1940年12月16日付法令第2,874号による給料表に記載された給料をうける外、連邦債権の取立、又は労働、及び社会保障の行政、及び司法当局によって課せられた罰金の取立により、その8割を引続き受けるものとする。

単項 この比率は、当該検察局長より発せられた指令に基き実際に徴収されてから比例配分された金額について計上される。

第739条 検察局長、及び検察官は、出勤時間の拘束をうけない。

第Ⅱ章 労働裁判検察局

第Ⅰ節 組 織

第740条 労働裁判検察局は、次のものを含む。

a) 最高労働裁判所附属の検察総局1局。

b) 地方労働裁判所附属の地方検察局8局。

第741条 地方検察局は、検察総長に直属する。

第742条 検察総局は、検察総長1名、及び検察官をもって構成される。

単項 地方検察局は、地方検察官1名をもって構成され、必要あるときは、補助検察官数名によって補佐される。

第743条 地方検察局には、補助検察官代理をおき、この職をおかないときは、国庫に負担を来たさない、共和国大統領令によって予め任命された地方検察官代理をおく。

第1項 代理は、召集の権限を有する地方検察官の面前で就任する。

第2項 地方検察官は、その不在、又は支障あるとき、補助検察官が存在するとき全人により、又、2人以上存在するときは本人の指命した者により代理される。

第3項 補助検察官は、その不在、又は支障ある場合に、当該検察官代理によって代行される。

第4項 召集に応じない代理者は、正当に証明された病気の理由を除き、自動的に罷免される。

第5項 代理者は、正式の不在期間中に限り被代理者の職務手当をうける外、何らの権利、又は特権を有しないものとする。

第744条 検察総長の任命は、5年以上、判事、検事、又は弁護士の職を行ってきた法学、及び社会学の学士に下されねばならない。

第745条 その他の検察官の任命には、前条に定められたと全様の要件に従い、任期は最低2年に短縮される。

第II節 検察総長の権限

第746条 労働裁判検察総局の権限は、次の通りとする。

a) 最高労働裁判所の権限に属するあらゆる労働に関する訴訟、及び問題を文書をもって公式に通知すること。

- b) 全裁判所の法廷に出席して、審議事項につき口頭で意見を述べ、及び適当と判断する要件、及び手続を要求すること、この場合既述の意見において検討されなかった新規の問題が発生したときは常に、裁決において訴訟書類を閲覧する権利が保証せられる。
- c) 最終判決を下すため、その手続が必要とされるときは、裁判所の審議の延長を要求すること。
- d) 裁判所の判決に、検察総長を経由して、その承認の証を記載すること。
- e) 裁判所より要求された訴訟手続、及び審査を行うこと。
- f) 法律の規定する場合において、裁判所の判決を上訴すること。
- g) 労働司法、及び行政官憲によって課せられた罰金の強制取立を担当判事を通じて行うこと。
- h) 裁判所の判決を履行しない者に対して、関係当局に抗告すること。
- i) 裁判所の判決に付せられた争議につき、求められた情報を労働・社会保障省の当局に提供し、及びその処理、及び履行を担当する機関に判決の認証した写を移牒すること。
- j) その権限の履行に当り必要となった審査、専門的鑑定、手続、証明、及び解明をいかなる官憲に対しても要求すること。
- l) 労働裁判機関の管轄権を擁護すること。
- m) 管轄権の争いを明確にすること。

第Ⅲ節 地方検察局の権限

第747条 各地方裁判所の管轄内で、前節に示された権限を行使することは、地方検察局の権限に属する。

第Ⅳ節 検察総長の権限

第748条 検察総長は、労働裁判所検察総局長として、次の権限を有する、

- a) 検察総局の事務を総括し、必要な指令を発して、地方検察局の監督を

指導すること。

- b) 自身で、又はその任命する検察官を通じて最高労働裁判所の法廷に参加すること。
- c) 裁判所の判決に、その承認を記載すること。
- d) 不在、又は支障の場合に、本人を代理する検察官、及び検察局事務所の長を指命すること。
- e) 3月31日迄に、適宜と判断する意見、及び示唆を添付して、前年度における検察総局の活動報告を、労働・社会保障大臣に提出すること。
- f) 検察局に勤務している検察官、及びその他の吏員に休暇を許可し、及び検察官については、連邦検察庁に対して現行の立法に従い、規則に関する処罰を課すること。
- g) 第1審において、法廷に参加し、又は、その任務を行うべき検察官を任命すること。
- h) 事務局の定員外職員を採用し、及び解職し、及び職員、及び定員外職員の有給勤務時間を延長すること。

第V節 検察官の職能

第749条 検察総局に勤務する検察官の職能は、次の通りとする。

- a) 検察総長の指命により最高労働裁判所の審議に参加すること。
- b) 検察総長によって与えられたその他の任務を執行すること。

単項 検察官は、その行う訴訟手続において検察総長に対して、必要な手続、及び調査を要求する権限を与えられる。

第VI節 地方検察官の職能

第750条 地方検察官は、次の職能を有する。

- a) 当該検察局の任務を監督すること。
- b) 自身で、又、その指命する検察官補を通じて地方労働裁判所の法廷に

参加すること。

- c) 6ヶ月毎に、検察総長に対して、当該検察局の活動報告書、並びに当該地方における労働裁判所の運営につき資料、及び情報を提出すること。
- d) 検察総長によって命ぜられた手段、及び処置の実施に必要な手続を行政、又は司法当局に対して要求し、及び移牒すること。
- e) 検察総長に対し、進行中の訴訟手続について必要な情報を提供し、及び疑義ある場合に意見を求めること。
- f) 当該地方裁判所において、裁判に参加すること。
- g) 裁判所の判決に対して、承認の証を記載すること。
- h) 不在、及び支障ある場合に、本人を代理する検察官、及び検察局の書記を任命すること。

第751条 地方検察局の検察官補は、次の任務を有する。

- a) 地方検察官の指令により、地方裁判所の判決に参加すること。
- b) 地方検察官により委嘱されたその他の任務を行うこと。

第Ⅶ節 事 務 局

第752条 検察総局の事務局は、検察総長により任命された長の指揮の下に運営され、労働・社会保障大臣により任命された職員を有する。

第753条 事務局は、次の任務を有する。

- a) 訴訟書類、又は提出書類を受理し、記録し、及び処理すること。
- b) 意見書、及びその他の書類を分類し、及び保管すること。
- c) 検察局の判定に付せられた訴訟、及び書類に関し情報を提供すること。
- d) 検察局の事務を執行すること。
- e) 必要資料の供与につき処置すること。
- f) その任務とする職務の最良の実施のため検察総長により委嘱されたその他の業務を執行すること。

第754条 地方検察局においては、前条に規定する業務は、そのために任

命された公務員によって実施される。

第Ⅲ章 社会保障検察庁

第Ⅰ節 組 織

第755条 社会保障検察庁は、検察総長1名、及び検察官数名をもって構成せられる。

第756条 検察総長、及びその他の検察官の任命には、第744条、及び第745条の規定が適用される。

第Ⅱ節 検 察 庁 の 権 限

第757条 社会保障検察庁は、次の権限を有する。

- a) 社会保障訴願審議会の裁判に付せらるべき訴訟においては、書面をもって公式に通告する。
- b) 全審議会の裁決の再審請求においては、書面をもって正式に通告すること。
- c) 全審議会に出席し、審議事項につき口頭で意見を述べ、及び適当と判断される要求、及び手続を要求し、意見書において検討されなかった新たな問題の生じたときは何時でも、判決における訴訟書類を閲覧する権利が保証せられる。
- d) 検討すべき法律問題がある場合に、國務大臣、内閣社会保障局技術審議会、又は同局長の審議に附せられる訴訟において請求されたときは、その意見を述べること。
- e) 連邦区において、社会保障問題について、社会保障訴願審議会、又は内閣社会保障局、並びに國務大臣の行為、及び決定の無効を求めるため、連邦政府に対して提起された訴訟の第1審に参加すること。

- f) 前号に規定する機関、又は官庁の行為、及び決定の実行、又は取消のため、各州、及び直轄地方において提起された訴訟の結果、検事局によって請求された情報を全局に提供すること。
- g) 連邦区において社会保障問題に関し、社会保障訴願審議会、及び内閣社会保障局、並びに労働・社会保障大臣の決定の遂行に必要なあらゆる手続を裁判にかけること。
- h) 法律に違反すると見られる社会保障の問題における関係機関、及び官庁の決定につき上告し、及び社会保障訴願審議会の決定につき再審を要求すること。

第Ⅲ節 検察総長の権能

第758条 検察総長は、社会保障検察局の長として、次の権能を有する。

- a) 必要な指令を発して検察局の業務を指揮すること。
- b) 自身で、又はその任命する検察官を経由して、社会保障訴願審議会の審議に参加すること。
- c) 不在、及び支障ある場合に、本人を代理する検察官、及び検察局事務所長を任命すること。
- d) 検察局における定員検察官、及びその他の公務員に休暇を許可し、及び検察官については、連邦検事局に対して適用される法律に従い、規律上の罰則を課すること。
- e) 第1審裁判に出廷し、又は、この任務を行うべき検察官を任命すること。
- f) 事務局の定員外職員を採用し、及び解職し、及び職員、及び定員外職員の有給勤務時間を延長すること。
- g) 毎年3月31日迄、労働・社会保障大臣に、適宜と判断する意見、及び示唆を付して前年度における検察局の業務報告書を提出すること。

第Ⅳ節 検察庁の権能

第759条 検察官、及びその他の公務員は、検察総長により委嘱された任務を履行する義務を有する。

単項 検察官は、その参加する訴訟において、検察総長に対して、必要な手続、及び調査を要求する権能を有する。

第Ⅴ節 事務局

第760条 社会保障検察庁は、検察総長によって任命される長によって指揮される事務局を有する。

第761条 事務局は、労働・社会保障大臣によって任命される職員を有する。

第762条 社会保障検察庁事務局は、第753条に規定されたと全様の役務を遂行する義務を有する。

第 X 編 労働裁判手続

第 I 章 序 則

第 7 6 3 条 個人的、及び集团的争議、及び罰則の適用に関する労働裁判手続は、全国にわたり、本編に規定する基準により規制される。

第 7 6 4 条 労働裁判の裁定に付せられた個人的、又は集团的争議は、常に、調停の対象となる。

第 1 項 本条の効力上、労働裁判所、及び判事は、争議の和解を計る様、常にあつせん、及び説得に訴えるものとする。

第 2 項 和議が成立しない場合、調停裁判は、義務的に仲裁裁判に移行し、本編の規定に従って判決が下される。

第 3 項 調停裁判終了後であっても、当事者が訴訟を終結させる和議を結ぶことは合法的とする。

第 7 6 5 条 労働裁判所、及び判事は、訴訟の指揮において広汎な自由裁量権を有し、審理の迅速な処理に留意し、審理の解明に必要なあらゆる処置を決定出来るものとする。

第 7 6 6 条 給料約定に関する争議においては労働者に公正な給料が確保せられ、同時に関係企業に公正な収益をもたらすが如き条件が設定せられるものとする。

第 7 6 7 条 補償、又は支給停止は、防禦の手段としてのみ行うことが出来る。

第 7 6 8 条 あらゆる訴訟手続の段階においてその判決が破産裁判において宣告されるべき性格の争議は、優先的に取扱われる。

第 7 6 9 条 本編に規定のない場合には、普通訴訟法が、労働訴訟法の補足的典拠となる、ただし本編の基準と両立しないものを除く。

第Ⅱ章 一般訴訟手続

第Ⅰ節 訴訟行為、調書、及び期限

第770条 訴訟手続は、公益に反する場合を除き公開とし、有効日の6時から20時迄の間に行われる。

単項 差押えは、裁判長、又は判事の許可を得て、日曜、又は休日に行うことが出来るものとする。

第771条 訴訟手続、及び調書は、インク、タイプで記載することが出来、押印される。

第772条 当事者の署名を要する訴訟手続、及び調書が、当事者の正当な理由により、これを行うことが出来ないときは、合法的に認められた検察官の存在するときに限り、証人2名の面前で、依頼により署名される。

第773条 訴訟の推移に関する調書は、書記又は、公正人により日付を記載され、及び署名された簡単な文面から成る。

第774条 反対の規定なき限り、本編の期限は、場合に応じ、官報に告示が公布され、又は労働裁判所の時日指定が公告され、又は、さらに、委員会本部において労働裁判所の告示が掲示され、自身で、通知を受取った日より起算される。

単項 郵便通知に際し、名宛人が発見されず、又はその受領を拒否する場合には、郵便局は、送達人としての責任の下に、原裁判所に48時間以内に、これを返送する義務を有する。

第775条 本章に定める期限は、最初の日を除外し、満了の日を含めて計算し、中断なく継続するものとする、但し、判事、又は裁判所によって、又は正当に証明せられた不可抗力により厳密に必要な期間だけ延長し得るものとする。

単項 土曜日、日曜日、又は休日に満了する期限は、次の有効第1日に終了する。

第776条 期間の満了は、公証人、又は書記により、訴訟書類において証明される。

第777条 提出された申請、及び書類、訴訟行為、及び調書、上訴の請願、又は理由書、及びその他訴訟に関するあらゆる書類は、訴訟書類を構成し、これらは、公証人、又は書記の責任の下に保管される。

第778条 労働裁判訴訟書類は、上訴、又は請求による場合に関係官庁に送付される場合を除き公証役場、又は書記局より持ち出すことが出来ない。

第779条 当事者、又はその代理人は、公証役場、又は書記局において、訴訟書類を自由に閲覧することが出来る。

第780条 訴訟書類附属の書類は、訴訟終了後においてのみ分離して、移転することが出来る。

第781条 当事者は、進行中の、又は保管されている訴訟書類の証明書を要求することが出来る、これらの書類は、公証人、又は書記によって作成される。

単項 裁判の秘密に属する訴訟の証明書の発行は、判事、又は裁判長の裁量による。

第782条 労働裁判に関する苦情、抗議、請求、訴訟行為、及び手続は、印税を免除される。

第Ⅱ節 送 達

第783条 異議申立の配分は、第669条第1項に規定する場合に、送達人が存在するときは、全人に提出された正確な順序により調停・裁定委員会、又は司法判事間に行われる。

第784条 異議の申立は、特定の帳簿に記載せられ、送達人の所属官憲により各頁に押印される。

第785条 送達人は、関係者に受領書を交付し、その中に特に、苦情申立人、及び被告の姓名、苦情申立の日付、申立の目的、担当委員会、又は裁判所を記載する。

第786条 口頭の苦情申立は、その調書作成以前に配分される。

単項 口頭による苦情申立の配分後、申立人は、不可抗力による場合を除き、調書に作成するため5日の期間内に、公証役場、又は書記局に出頭せねばならない、その違反は、第731条に定める罰則をうける。

第787条 文書による苦情申立は、2通に作成され、その根拠を明らかにする書類を添付する。

第788条 配分決定後、苦情は、配分票を付して、送達人より関係委員会、又は裁判所に送付される。

第Ⅱ節 費 用

第789条 個人、又は集団労働争議においては、裁決迄の費用は、次表に従い、累進的に計算される。

I 地方最低賃金の金額まで	10%
II 第I項の限度以上、地方最低賃金の2倍まで	8%
III 2倍以上、地方最低賃金の5倍まで	6%
IV 5倍以上、地方最低賃金の10倍まで	4%
V 地方最低賃金の10倍以上	2%

第1項 委員会、地方裁判所、及び最高労働裁判所における費用の支払は、最高労働裁判所の発する指令に従って行われる。司法裁判所における費用の金額は、判事及び裁判を担当した職員の間で比例分配される、ただし送達人は除外され、その費用は、地方規則に従って支払われる。

第2項 第1項に定める分割、強制執行費用、及び転写、及び書類の費用は、最高労働裁判所の発行する料金表によって定められる。

第3項 費用は、次の通り計算される。

- a) 和議、又は有罪が決定したとき、その金額について。
- b) 訴訟の取下げ、又は保管が行われたとき、請求金額について。
- c) 金額が未決定のときは、裁判長、又は、判事の決定する金額について。
- d) 審査の場合に、被告の月額給料の6倍について。

第4項 費用は、判決が下されたのち販訴者によって、支払われ、又は上訴の場合には、提訴の日付後5日以内に支払われ、その違反は、放棄の処罰をうけるものとし、ただし審問の場合を除くものとし、この場合には、費用の支払は、企業の負担とし、委員会又は司法判事によるその判決以前に行うものとする。

第5項 転写、又は書類作成の手数料は、作成後48時間内に支払われるものとし請願の際に、担当職員による推定金額を前払いし、当事者の通告により補足支払を行うものとし、その違反は、放棄として取扱われる。

第6項 和議が成立し、特に協定がないときは、費用の支払いは、争議当事者の折半負担とする。

第7項 無料裁判の特典をうけなかった、又は費用の免除をうけなかった組合加入の労働者の場合には、訴訟に介入した組合は、連帯してその支払うべき費用の支払いにつき責任を負う。

第8項 費用を支払わない場合には、本編第V章の規定に従って当該金額の強制取立が行われる。

第9項 労働裁判所々長は、転写、及び証書作成を含め、法定最低賃金の倍額以下の、又はそれと全額の給料をうける者、又は、その貧困状態を証明する者に無料裁判をうける特典を与える権限を有する。

第790条 集団争議の場合には、販訴者側は、裁判長の裁定する額を基準にして計算された費用の支払いにつき連帯して費用を負担する。

第IV節 当事者、及び検察官

第791条 労働者、及び使用者は、労働裁判所に対して、個人的に苦情を

申立て、最終まで、その苦情を追求することが出来る。

第1項 個人的な争議においては、労働者及び使用者は、組合、ブラジル弁護士協会に登録されている弁護士、弁護士事務取扱人、又は代行人をして代表せしめることが出来る。

第2項 集団争議においては、当事者は、弁護士の補佐をうけることを許可される。

第792条 18才以上、21才以下の者、及び既婚の婦人は、その両親、後見人、又は夫の補佐なくして、労働裁判所に対して提訴することが出来る。

第793条 14才以上、18才未満の者については、苦情申立ては、その法定代理人、又は、これを欠くときは、労働裁判所検察庁を通じて行うことが出来る。検察庁の存在しない地方においては、判事、又は裁判長は、争議の補佐人の職を執行するための有資格者を任命するものとする。

第V節 無 効

第794条 労働裁判所の審判に付せられる訴訟において、汚職行為により、争議当事者に明白な損害をもたらすときのみ無効とされる。

第795条 無効は、当事者の主張によらない限り宣告されない、当事者は、法廷、又は調書において始めて供述する際に主張せねばならない。

第1項 ただし、裁判管轄外に基づく無効は、職権により宣告されねばならない。この場合には、判決関係の行為は、無効となる。

第2項 管轄外と判断する判事は、その際、その決定の理由を述べて、担当官庁に、迅速に訴訟書類の送付を行うことを決定する。

第796条 次の場合、無効は宣言されない。

a) 不備の是正、又は訴訟の再開が可能なるとき。

b) 訴訟の原因を生ぜしめた者によって提起されたとき。

第797条 無効を宣言する判事、又は裁判所は、無効の及ぶ法律行為を指

定する。

第798条 法律行為の無効は、それ以降に従属し、又は派生するものの外には影響を及ぼさない。

第Ⅵ節 異議申立て

第799条 労働裁判の管轄についての訴訟においては、不信任、又は管轄外についての異議申立は、訴訟手続の停止を伴って行われる。

第1項 その他の異議申立は、弁護問題として、主張されるものとする。

第2項 手続を終結せしめる判決を除いては、不信任、又は管轄外についての異議の申立についての判決については、上訴は認められない、ただし当事者は、最終判決をうけるべき上訴を新に提起することが出来るものとする。

第800条 管轄外についての異議申立が行われたとき、24時間を限度として、関係書類の検討が行われ、判決は、引続いて行われる第1審法廷、又は審議において宣告されねばならない。

第801条 判事、委員長、又は委員は、訴訟当事者との関係において、次の理由の何れかにより不信任を問われ、忌避されることが出来る。

- a) 個人的な敵意
- b) 親交関係
- c) 血族関係、又は3等親迄の姻戚関係
- d) 訴訟に個人的利害関係

単項 忌避申立人が、判事の人物に全意を表明した何らかの行為を行ったときは、新しい理由の生じない限り、もはや不信認の異議申立を主張することが出来ないものとする。不信認は、訴訟書類について、忌避申立人が、己にその理由を知りながら以前に申立てなかったか、又は周知後に、忌避した判事を受入れたか、又は、最後に忌避の理由を故意に作為したときは、認められないものとする。

第802条 不信認の異議申立があったときは、判事、又は裁判所は、48時間以内に、異議申立の審理、及び裁決のため開廷を決定する。

第1項 不信任の異議申立を正当と判決した調停・裁定委員会、及び地方裁判所においては、直ちに同法廷、又は審議、又は次回のため、不信認をうけた判事の代位者を召集し、同人は、最終判決まで審理に参加する。構成員の何人かが不信認をうけたときは、全様の手続による。

第Ⅶ節 管轄権に関する紛争

第803条 管轄権についての紛争は、次の者の間に、発生することがある。

- a) 労働裁判を担当する調停・裁定委員会と司法判事間。
- b) 地方労働裁判所間。
- c) 労働判事、及び裁判所、と普通裁判所間。
- d) 最高労働裁判所の法廷間。

第804条 管轄権の抵触は、次の場合に発生する。

- a) 夫々の官庁が自己の権限内とみなすとき。
- b) 夫々の官庁が自己の権限外にありとみなすとき。

第805条 管轄権の抵触は、次の者により提起される。

- a) 労働裁判所、及び判事により。
- b) 検察総長、及び地方労働裁判所検察官により。
- c) 当事者、又はその代表者より。

第806条 既に権限外として異議の申立があったときは、関係者より管轄権につき抵触を提起することは禁止される。

第807条 抵触についての申立を行う場合には、関係者は、その存在を立証せねばならない。

第808条 第806条に謂う管轄権の抵触は、つぎにより解決される。

- a) 委員会と司法判事間、又は当該地方の相互間に発生したものは、地方裁判所により。

- b) 地方裁判所間、又は、夫々異なる地方裁判所の管轄権に属する委員会、及び司法判事間に発生したものは、最高労働裁判所により。
- c) 労働裁判会議所、及び社会保障会議所間に発生したものは、大法廷により。
- d) 労働裁判官庁と普通裁判官庁との間に発生したものは、連邦最高裁判所により。

第809条 委員会と、司法判事間の管轄権の抵触については、次による。

I 判事、又は委員長は、調書から抵触の証拠を抜萃するよう命じ、その報告と共に、その作成された書類を可及的速かに担当地方裁判所長に送付する。

II 地方裁判所においては、書類受領後、裁判長は書類の配分を決定し、実際に抵触ある場合には、直ちに、当該訴訟の中止を命令し、同時に、必要と判断する情報を請求する。ついで、検察庁の意見を徴したのち、報告担当者は、第1審において訴訟を裁定に付する。

III 決定が行われたときは、決定は、直ちに、紛争中の官庁に送付され、権限ある裁判所において手続が続行される。

第810条 地方裁判所間の管轄争いには、前条に定められた基準が適用される。

第811条 労働裁判において、その担当局と普通裁判所機関間に発生した紛議においては、第809条第I項に従って作られた抵触に関する訴訟書類は、直接、連邦最高裁判所に送付される。

第812条 最高労働裁判所の法廷内に発生した権限争いの処理方法は、内部規則によって定められる。

第VIII節 審 理

第813条 労働裁判機関の審理は、公開とし、予め定められた有効日の8時、乃至18時迄の間に、裁判所本部において行われ、緊急事項の場合を

除き、引続き5時間を越えることが出来ないものとする。

第1項 特別の場合に、審理は、最低24時間の予告をもって、裁判所に掲示された公示により、審理実行のため他の場所を指定することが出来る。

第2項 必要なときは、何時でも、前項の規定に従い、特別審理を召集することが出来る。

第814条 審理には、必要な予告時間を付して、吏員、又は書記が出廷して行われねばならない。

第815条 指定の時間に、裁判長は、審理の開始が宣言され、吏員、又は書記により出頭すべき当事者、証人、及びその他の者の召喚が行われる。

単項 指定時後15分迄に、判事、又は裁判長が出廷しないときは、出席者は退廷することが出来るものとし、この事実を審理記録簿に記載せねばならない。

第816条 判事、又は裁判長は、審理における秩序を維持し、これを乱す者の退廷を命ずることが出来るものとする。

第817条 審理の記録は、特別帳簿に行われ審理事項、及びその解決、並びに偶発的事項を記録する。

単項 審理の記録については、これを要求する者に証明書を発給することが出来る。

第Ⅷ節 証 拠

第818項 弁論の証拠は、これを行う者の側より提出されねばならない。

第819条 国語を話すことを知らない当事者又は証人の供述は、判事、又は裁判長によって任命された通訳によって行われる。

第1項 書くことの出来ない聾啞者、又は啞者の場合には、本条の定めるところにより処理される。

第2項 本条に定める両者の場合に、費用は、供述を行う者の側の負担と

する。

第820条 当事者、及び証人は、判事、又は裁判長により審問され、さらに、これらの者を通じて、委員、当事者、その代理人、又は弁護士の要求により再審問することが出来る。

第821条 当事者の夫々の一方は、3名以上の証人を指命することが出来ないものとする、但し、審問の場合は別とし、この場合には、その数を6名迄増員することが出来る。

第822条 証人は、正式に登録され、又は召喚されたときは、供述に出頭したために生じた欠勤により一切の控除をうけないものとする。

第823条 証人が公務員、又は軍人であり、その勤務時間中に供述を行わねばならないときは、指定の審理に出頭せしめる様、上長に要求される。

第824条 判事、又は裁判長は、証人の供述が、他の訴訟供述人にきかれない様措置する。

第825条 証人は、通達、又は召喚にかかわらず審理に出頭する。

単項 出頭しない者は、職権により、又は当事者の請求により召喚され、正当な理由なく召喚に応じない場合には、第730条の処罰の外、強制的処分をうける。

第826条 各当事者は、専門家、又は技術員を出頭させる権能を与えられる。

第827条 判事、又は裁判長は、専門家、又は技術員を尋問することが出来るものとし、訴訟書類に添付するため、その提出した鑑定書に署名する。

第828条 すべての証人は、その法的委任を行う前に、姓名、国籍、職策、年齢、住所を、及び労働者の場合には、使用者に服した勤務時間を陳述して、資格審査をうけ、偽証の場合には、刑法の適用をうける。

単項 証人の供述は、審理の行われる機会に、委員会書記、又は、特に任命された公務員によって要約せられ、この要約は裁判所長、及び供述人によって署名される。

第829条 3等親迄の親戚、当事者の何れかの親友、又は敵対者たる証人は、その義務を行わず、又、その供述は単なる情報としての効力を有する。

第830条 証拠として提出された書類が、原本であり、又は真正な証書であるとき、又は、判事、又は裁判所により発給された公証書類、又は写しであるときにおいてのみ受理される。

第X節 決定、及びその効力

第831条 決定は調停案が当事者により拒否されたのち宣告される。

単項 調停の場合に、作成された約定は、最終的決定として効力を発生する。

第832条 決定については、当事者の氏名、請求、及び弁護の要約、証拠の鑑定、決定の根拠、及びその結論を記載せねばならない。

第1項 決定が、請求を理由ありと認めたときは、その履行のための期限、及び条件を定める。

第2項 決定には常に販訴側により支払わるべき費用を記載する。

第833条 決定書に、文面、タイプ、又は計算上の語謬、又は欺瞞があったことが明らかなきときは、これらの誤りは、その執行前に職権により、又は当時者の要求、又は労働裁判検察庁の請求により修正されねばならない。

第834条 本総合法に規定された場合を除き決定の公示、及び関係者、又はその代表者への通告は、その決定の行われた法廷において行われたものと全様とみなされる。

第835条 和議、又は決定の履行は、定められた期間、及び条件において行われる。

第836条 既決の問題を審理することは、労働裁判の機関に禁止される、ただし本編に特に定められた場合、及び取消し訴訟を除くものとし、取消し訴訟は、民事訴訟法第798条、乃至第800条の定めるところに従って2年間認められる。

第Ⅲ章 個人的争議

第Ⅰ節 苦情申立、及び通告の方式

第837条 単に調停・裁定裁判所1ヶ所のみ、又は民事司法書記の存在する地域においては、苦情は、直接、委員会事務局、又は司法登記所に提出される。

第838条 委員会、又は裁判所1ヶ所、又は民事司法書記1名以上の存在する地方においては、苦情は、先づ、本編第Ⅱ章第Ⅱ節の定めるところにより配分される。

第839条 苦情の申立は、次の者により行われる。

- a) 労働者、及び使用者が自身で、又はその代理人により、及びその属する階級の組合により。
- b) 地方労働検察庁を経由して。

第840条 苦情申立は、文書、又は口頭で行うことが出来る。

第1項 文書によるときは、苦情の申立には、書類提出先の委員長、又は司法判事の指定、申立人、及び被告の身分資格、争議の発生した事実の要約、申請、日付、及び申立人の、又はその代理人の署名を記載せねばならない。

第2項 口頭によるときは、苦情の申立は、2通の調書に作成され、これに、公証人又は書記が、前項に定めるところに従って日付、及び署名を記載する。

第841条 苦情申立が受理せられ、記録後、書記、又は公証人は、48時間以内に、申請書、又は調書の第2通を被告に送付し、全時に、5日後の第1の機会に開廷される裁判の審理に出頭するよう通知する。

第1項 通告は、先払書留郵便で行われる。被告がその受理を拒否し、又

は所在不明のときは、通告は、官報に掲示される告示、又は司法事項を
広告する新聞に掲示される告示により行われ、又、これを欠くときは、
委員会、又は裁判所本部に掲示する告示による。

第2項 申立人は、その苦情申立の際、又は前項の形式により通告を受け
る。

第842条 多数の苦情申立があり、その性質が全一のときは、全一企業、
又は工場内の労働者である場合には、単一の訴訟にまとめて取扱うことが
出来るものとする。

第Ⅱ節 裁判の審理

第843条 裁判の審理においては、その代理人の出頭とは別に、苦情申立
人、及び被告が出頭せねばならない。

第1項 使用者は、支配人、又は事情を知るその他の代理者をして代理せ
しめることが出来るものとし、その声明については申立人が責任を負う。

第2項 病気、又は正当に証明せられたその他の有力な理由によって、労
働者が自身で出頭することが出来ないときは、同じ職業に属する他の労
働者、又はその組合をして代理せしめることが出来る。

第844条 申立人の審理への欠席は、苦情申立の中止保管を意味し、被告
の欠席は、事実の審理に関して、これを認めただけ、反抗を意味する。

単項 ただし、十分な理由あるときは、裁判長、又は委員長は、裁判を中
止し、新審理を指定することが出来る。

第845条 苦情申立人、及び被告は、その証人を全伴して審理に出頭し、
その際、他の証拠を提出する。

第846条 苦情内容が読み上げられ、又は当事者双方にその閲覧が許可さ
れたのち、被告は、その弁護を行うため20分の猶予を有する。

第847条 弁論終了後、判事、又は裁判長は調停を提案する。

第1項 意見一致に達したときは、調書が作成せられ、裁判長、及び当事

者双方がこれに署名し、調書においてその履行に対する期間、及びその他の条件が定められる。

第2項 前項に謂う条件の中に、協定を履行しない側が、請求を全部受入れるか、又は約定された賠償を支払うべき義務を定めることが出来るものとし、さらに協定履行の義務を妨げない。

第848条 協定が成立しなかったとき、訴訟手続は続行され、裁判長は、職権で、又は委員の請求により、当事者双方を審問することが出来る。

第1項 審問終了後、いづれの関係者も退廷することが出来るものとし、審理は、その代表者によって続行される。

第2項 ついで、証人、及び存在するときは、専門家、及び技術員が供述する。

第849条 裁判の審理は継続して行れるものとする、ただし不可抗力により、これが不可能のときは、同日中に終了する。判事、又は裁判長は、新規な通告にかかわりなく機会あり次第、その継続日を指定するものとする。

第850条 審理終了後、当事者は、夫々10分以内の最終陳述を行うことが出来る。ついで、判事、又は裁判長は、再び和解を提案し、これが得られないときは、決定が宣告される。

単項 調停・裁定委員会の委員長は、争議の解決案を提案したのち、委員の投票を求め、委員間に意見の相違があるときは、法律の履行、分裂した投票の公平な調整、及び社会の利益に最も良く合致した決定票を投じ、又は決定を宣告することが出来るものとする。

第851条 異議申立の審理、及び判決の手続は、記録として要約され、これに決定の全文を記載する。

第1項 調停委員会の特別権限に属する訴訟においては、委員長の判決には、供述の要約を免除せられ、記録に、事件の審理に関する裁判所の法論を記載せねばならない。

第2項 記録は、訴訟に参加した裁判長、委員長、又は判事によって審理

後48時間の延長を許されない期間内に正式に署名され、又、同審理に出席した委員によって署名される。

第852条 決定については、関係当事者は、審理法廷において直接本人に、又は代理人を通じて通知される。欠席の場合には、通告は、第841条第1項の定めるところにより行われる。

第Ⅲ節 重大過失についての審査

第853条 定職を保障せられた労働者の重大過失に対する審査開始のため、使用者は、労働者の停職の日より算えて30日以内に委員会、又は司法裁判所に書面により異議の申立を行わねばならない。

第854条 委員会、又は裁判所における審査手続は、本節の規定に従い、本章に定められた基準に従うものとする。

第855条 予め労働者の安定性が認められたときは、委員会、又は裁判所による審査の裁判は、審査開始当日迄に労働者に支払うべき給料支払の実行を阻害しないものとする。

第Ⅳ章 集 団 争 議

第Ⅰ節 審 理 の 開 始

第856条 裁判は、裁判長に書面で提出された申請によって開始される。又、裁判長の発議により、更にまた、労働の停止が発生したときは常に、労働裁判検察庁の要求により開始される。

第857条 集団争議において裁判を開始するための請求権は、組合の特権とする、但し労働の停止が発生したときの、第856条に定められた場合を除くものとする。

単項 経済的、又は職業的のカテゴリーを代表する組合が存在しないとき

は、請求は、当該連合会により、又、これを欠くときは当該全盟により、その代表の範囲内において、開始することが出来る。

第858条 請求は、被告の数に応じて数通に作成提出され、次の事項を記載せねばならない。

- a) 異議申立人、及び被告の名称、資格、及び工場、又は役務の性質。
- b) 争議の理由、及び和解の基礎。

第859条 裁判開始に対する組合の請求は、總會の承認を要する。この總會には、集団争議の解決に関心を有する組合員が参加し、第1回召集においては組合員の3分の2の多数の、又、第2回召集においては、出席組合員の3分の2の決議による全意を要する。

第Ⅱ節 和解、及び裁判

第860条 請求が受理せられ、及び記録せられ、正式な形式にあるときは、裁判長は、10日の期間内に和解に関する審問日を指定し、第841条の規定に従って争議当事者への通告を決定する。

単項 審理が職権により開始されたときは、審問は、争議の発生を認めた
のち、出来るだけ最短期間内に開始されねばならない。

第861条 使用者は、聴問会において、その支配人、又は争議を良く了承している他の代理人をして代理せしめる権能を有するものとし、これらの者の声明については、常に責任を負う。

第862条 指定された聴問会に、当事者双方又は、その代理人が出廷したときは、裁判長は、和解の基準につき発言するよう、これらの者を招くものとする。提案された基準が受諾されない場合には、裁判長は、争議解決が可能と思われる解決案を当事者に提案する。

第863条 和議が成立したときは、裁判長は、第1回の会議において、裁判所の認可に付する。

第864条 和議が成立しない場合、又は当事者双方、又はその一方が出頭

しないときは、裁判長は、その訴訟を必要と判断する処置をとり、検察局に諮問したのを審判に付する。

第865条 争議の行われている間に、治安が攪乱される虞のあるときは、裁判長は、必要とされる処置を採る様、関係当局に要請するものとする。

第866条 争議が裁判所々在地において発生したときは、裁判長は、その判断により、第860条、及び第862条に定める権限を地方官憲に委嘱することが出来るものとする。この場合、調停が行われなときは、委嘱された官憲は、訴訟を裁判所に移牒し、事件の状況を説明し、妥当と思われる解決法を具申する。

第867条 裁判所の判決につき、当事者、又はその代理人は、郵税先払いの書留郵便で通知をうけ、又、その他の関係者に衆知せしめるため官報に公告する。

単項 規制的判決は、次の日から効力を発生する。

a) 第616条第3項の期限後に争議が判決されたとき、又は判決当日に有効な協定、協約、又は規制的判決が存在しないときは、その公示の日より。

b) 争議が第616条第3項の期限内に裁決されたとき、協定、協約、又は規制的判決の有効期間の最後の日の直後の日より。

第Ⅱ節 判決の範囲

第868条 新しい労働条件の理由による集団争議において、この争議には企業内の少数の労働者のみが参加している場合に、関係裁判所は、その判決において、正当、かつ妥当と判断するときは、かかる労働条件を、争議者と全種の職業を行う企業の他の労働者にも及ぼすことが出来るものとする。

単項 裁判所は、判決の施行日、並びにその有効期間を定めるものとする、但しこの期間は、4年を超えることが出来ない。

第869条 新労働条件に関する決定は、裁判所の管轄地区内に包含されている全種職業のすべての労働者にも適用することが出来る。

- a) 1人、またはそれ以上の使用者、又は、その何れかの組合の請求により。
- b) 1組、又はそれ以上の労働者組合の請求により。
- c) 判決を宣告した裁判所の職権により。
- d) 労働裁判検察庁の請求により。

第870条 判決が、前条の定めに従って延長適用されるためには、使用者側の4分の3、及び労働者側の4分の3、又は夫々の組合が、判決の拡張適用に全意を与えることを必要とする。

第1項 関係裁判所は、関係者が意志表示をするため30日を下らない、60日を超えない期間を定める。

第2項 関係者、及び労働裁判検察庁に聴問したのち、訴訟は、裁判所の裁定に付せられる。

第871条 裁判所が判決を延期するときは常に、その延期が有効となる日付を指定するものとする。

第IV節 判決の履行

第872条 和議が成立し、又は裁判所において判決が下されたときは、その履行がこれに続いて行われ、その違反は、本編に定める罰則をうける。

単項 使用者が、宣告された判決に従って給料の支払いを行わないときは、労働者又は、その組合は、その組合員の代理権の付与とは関係なく、本編第II章に定める手続に従って、担当委員会、又は裁判所に苦情を申立てることが出来るものとする、但し、已に判決を受けた事件、又は権利の事項について討議することは禁止される。

第V節 改 正

第873条 発効後1年以上を経過したとき、労働条件を定めた情況に変化を來たし、かかる条件が不当、かつ適用不可能となったときは、労働条件を定めた判決を改正する必要がある。

第874条 改正は、宣告裁判所、労働裁判檢察庁、判決の履行に関心ある労働組合、又は、使用者、又は使用者組合の発議により促進することが出来る。

単項 改正が、判決裁判所、檢察庁、使用者、又は関係使用者の発議によって推進されるときは、30日の期間内に聴問される。関係当事者の一方より提案されたときは、他方も亦、同期間内に聴問される。

第875条 改正は、労働裁判檢察庁に諮問したのち、判決を下した裁判所によって裁定される。

第V章 執 行

第I節 序 則

第876条 裁判所の判決、又は、停止効力を伴った上訴がなかつた判決、及び未履行の合意は、本章の定める形式により、執行される。

第877条 争議の和解を行い、当初に裁判を行った判事、又は裁判長は、判決執行の権限を有する。

第878条 執行は、関係者の何かにより、又は、職権により、前条の規定により、判事自身、裁判長、又は担当裁判所により行うことが出来る。

単項 地方裁判所の判決については、執行は、労働裁判檢察庁より行われる。

第879条 実行出来る判決が精算されないときは、予めその精算が命ぜら

れ、精算は、計算、仲裁、又は物品によって行うことが出来るものとする。
単項 精算においては、精算に関する宣告を変更し、又は改めることも、
又は主たる訴因に関する事項を討議することも出来ないものとする。

第Ⅱ節 裁判所の命令、及び強制執行

第880条 執行の要求をうけた判事、又は裁判長は、執行をうける者に裁判所命令を発して、法律の定める催告の形式に従って、期間内に判決、又は協定を実行する様、又は金銭の支払いに関する場合には、48時間以内に支払うか、又はその履行を保証する様命ずるものとし、その違反は強制執行の処罰をうける。

第1項 召喚状には、判決文、又は、不履行の約定の全文が記載せられる。

第2項 召喚は、執達吏により行われる。

第3項 執行をうける者が、48時間内に2回搜索せられて発見出来なかったときは、官報に公告された告示により、官報のないときは、5日間委員会、又は裁判所の本部に掲示される。

第881条 請求金額の支払いの場合には、公証人、又は書記の面前で行われ、免債調書2通を作成し、執行人、支払人、及び公証人、及び書記によって署名せられ1通は支払人に交付され、他の1通は訴訟書類に添付される。

単項 執行人不在の場合には、支払伝票によりブラジル銀行、又は連邦経済金庫、又は、これらの機関が存在しないところでは適当な銀行業務店に金額が預け入れられる。

第882条 請求された金額を支払わない被執行人は、抵当財産を指示して、又は執行費用に相当する金額を加えた金額を預託して執行を保証することが出来る。

第883条 被執行人が支払も行わず、執行の保証を行わないときは、宣告の金額に経費及び延滞利子を加えたものの支払いに足りる程の資産の強制

執行が引続き行われ、これらの金額は、いかなる場合においても、当初の苦情申立が判決せられた日から計算せられるものとする。

第Ⅱ節 執行の停止、及びその反論

第884条 執行が保証せられ、又は財産が差押えられたときは、被執行人は、停止の要求を提出するため5日の猶予を有し、請求にも、その拒否のため同一期間を与えられる。

第1項 弁護の主旨は、判決、又は和解の履行、免債、又は債務の時効の主張にのみ限定される。

第2項 弁護において、証人が介在しているときは、判事、又は裁判長は、その声明を必要と判断する場合に、証拠提出のため聴問の日を指定することが出来るものとし、5日以内に実現される。

第3項 差押え停止においてのみ、被執行人は、精算の宣告を拒否することが出来るものとし、請求人に対しても全様の権利、及び全一期間が認められる。

第4項 停止、及び精算の拒否は、同一宣告において裁決される。

第Ⅳ節 強制執行の判決及び最終手続

第885条 弁護において証人が召喚されないときは、判事、又は裁判長は、調書作成終了後、5日以内に、強制執行の理由の存否を裁定して、その判決を下すものとする。

第886条 証人が喚問されたときは、聴問において、その審問の終了後、公証人、又は書記は、48時間以内に、調書を判事、又は裁判長に引渡し、判事、又は裁判長は、前条に定めるところに従い、その判決を宣言する。

第1項 判決が下されたのち、判決は、関係当事者に、郵税先払いで書留郵便で通告される。

第2項 強制執行の理由ありと判定されたときは、判事、又は裁判長は、

直ちに差押え財産の評価を行わしめる。

第887条 有罪判決の執行により差押えられた財産の評価は、当事者双方の全意により選任された鑑定人によって行われ、鑑定人は、最高労働裁判所によって発布された料金表に従って、労働裁判所の判事、又は裁判長により裁定される手当を受けるものとする。

第1項 評価を行うことを決定した通告を受けたのち、5日以内に、評価人の任命に関して当事者間に意見の一致が得られないときは、評価人は、裁判所の判事、又は裁判長により自由に任命される。

第2項 労働裁判所の吏員は、評価人として選任、又は任命されないものとする。

第888条 評価人の任命から算入して10日以内に、評価が終了したときは、引続き競売が行われ、競売は、20日の猶予をもって、裁判所本部に掲示される、及び地方新聞紙のある地方では新聞に公告する告示により公表される。

第1項 第1回の入札において、差押え財産が、評価々格に達しないときは、10日の期間経過後、第2回の入札が行われ、この場合には、財産は、最高の差し値で売却され、請求人は、取得につき優先権を有する。

第2項 いづれの場合においても、入札者は、その価格の20%に該当する手付け金をもって入札を保証せねばならない。

第3項 第2回目入札に入札者がなく、かつ、請求人が差押え財産の取得を欲しないときは、財産は、判事、又は裁判長の任命する競売人をして売却せしめることができるものとする。

第4項 入札者、又はその保証人が24時間以内に、競売価格を支払わないときは、第888条第2項に規定する手付け金を、執行の経費として、喪失し、差押え財産は、再び競売に付せられる。

第889条 強制執行訴訟の手続き、及び開始には、本章の規定に違反しない限り、国庫の取立債権の司法取立に対する財政執行手続を規制する法文

が適される。

第V節 賦払金に対する執行

第890条 賦払金の支払に対する執行は、本章の他の規定の適用を妨げることなく、本節に記載された基準に従って行われる。

第891条 期限付の賦払制においては、賦払金1回分の不払いによる執行は、それ以後の賦払金にも及ぶものとする。

第892条 不定期間による賦払金については、執行は、当初執行当日迄に支払われるべき賦払金のみを含むものとする。

第VI章 控 訴

第893条 判決については、次の上告が認められる。

- I 執行停止
- II 普通控訴
- III 再審の控訴
- IV 弾 劾

第1項 手続上の過誤は、裁判所自身によって、解決せられ、最終判決の上告においてのみ対談決定の価値の評価が認められる。

第2項 連邦最高裁判所に対する上告の訴は、判決の執行を妨げない。

第894条 最高労働裁判所においては、執行の停止は、調停妥結の公表後5日以内に、全法廷会議の権限に属する。

- a) 第702条第1項b号、及びc号の定める判決について。
- b) 連邦法の法文に反する当審判事因の判決、相互間に意見の相違のある判決、又は全法廷によって宣告された判決について、ただし、その判決が、前判例と一致しているか、又は最高労働裁判所の統一管轄権をもつ

て行われた判決を除くものとする。

単項 法律によって創設された新判事職の本人が任命せられ、就任しない間は、当番判事団が設置されているときは、現行法の定めるところにより、現在構成されている各裁判所、及びその裁判長の残存権限は、そのまま維持される。

第 395 条 普通控訴は、上級審に対して行われる。

- a) 委員会、及び裁判所の判決については、10日の期間内に。
- b) その権限内の訴訟における地方裁判所の最終判決については、個人的争議たると、集団的争議たるとを問わず、10日の期限内に。

第 396 条 最終審判決の再審の控訴は、次の場合に行われる。

- a) 同一の法的規則に対して、同一裁判所、又は他の地方裁判所が、大法廷、又は小法廷で、又は最高労働裁判所が全員合議体で、行った異なる解釈を与えたとき、ただし、下された判決が、前判例、又は後者の統一審轄権と合致する場合を除くものとする。
- b) 法律の明文、又は基準的判決に違反して宣告されたとき。

第 1 項 再審の控訴は、審理担当の裁判長に対して、15日の期間内に提出され、裁判長は、何れの場合でも、その判決の理由を述べて、これを受理し、又は却下することが出来るものとする。

第 2 項 控訴が受理されたときは、担当官庁は、これを受理した事由を発表し、当事者は、当局が控訴に対して、単に返還的效果を与えたときは、処理の日から算えて15日の期間内に、仮執行のため判決書を要求出来るものとする。

第 3 項 控訴の受理が拒否されたときは、請求者は最高労働裁判所に対して、5日の期間内に訴願を提起することが出来るものとする。

第 4 項 判決を執行するため地方裁判所、又は、その当番判事団によって宣告された判決については、最高労働裁判所は再審の控訴を受理することが出来ない。

第897条 訴願は、次の場合に行われる。

a) 執行における請願につき、判事、及び裁判長の判決について。

b) 控訴の受理を拒否する書類、処置について。

第1項 訴願は、5日の期間内に提起せられ、停止的効力を伴わない、ただし、判事、又は裁判長は、適当と判断するときは、控訴の裁判迄、事実の審理を停止することが出来る。

第2項 a号の場合には、訴願は、審理を行った官憲の司会する裁判所自身によって裁定せられる、ただし、委員長、又は司法判事の判決の場合を除くものとし、この場合には、裁定は、弾効された判決の報告者の所属している地方裁判所々長の権限とし、同報告者は、裁判長に対して、論争の事件につき詳細に報告し、又は、事実の審査が停止されたときは、調書を送付する。

第3項 b号の場合には、その受理が却下された控訴を審理する権限を有する裁判所によって裁定される。

第898条 公益事業に影響を与える集団争議において宣告された判決については、又はいかなる場合においても、再審判決については、当事者の外、裁判長、又は労働裁判検察庁が審理に当ることが出来るものとする。

第899条 控訴は、単純な請願により提起することが出来、かつ単に返還的効力を有する、ただし本編に定める例外を除き、差押え迄の仮執行が認められる。

第1項 個人的争議において、有罪の判決が地方最低賃金の10倍の価格のときは、予め当該金額を供託することによってのみ、特別控訴を含む、控訴が認められる。裁判において審理判決が下されたときは、判事の単純な処置により勝訴側のため供託金は直ちに解除を命ぜられる。

第2項 不定金額の判決の場合には、供託は、委員会、又は司法判事によって調停を受ける者により、費用として、地方最低賃金の10倍迄を限度として負担される。

第3項 最高労働裁判所の判例を通じて己に決定を見た事件が控訴において審理される場合には、供託金は、勝訴人により直ちにとり下げることが出来るものとする。

第4項 第1項に定める供託は、1966年9月13日付法律第5,107号第2条に謂う労働者の関係口座に繰入れられ、全法の条文が適用せられ、その解除に関しては、第1項の規定に従う。

第5項 労働者が、1966年9月13日付法律第5,107号第2条に従い、その名義で開設した関係口座を未だ持っていないときは、企業は、第2項の規定の効力上、その開設手続を行うものとする。

第6項 宣告金額、又は費用支弁のための調停金額が地方最低労働賃金の10倍の限度を超えるときは、控訴のための供託金は、この金額に制限される。

第900条 控訴が提起されたときは、被告は控訴人が持ったと全様の期間内に、その主張を提出する様通知される。

第901条 本章に規定する期限を阻害することなく、当事者は、保管中の、又は書記局にある調書を閲覧することが出来るものとする。

第902条 最高労働裁判所は、その内部規則の定めるところにより、予備判決を下すことが出来る。

第1項 予備判決が下されたとき、地方労働裁判所、調停・裁定委員会、労働裁判の管轄権を有する司法判事は、これを尊重する義務を負う。

第2項 最高労働裁判所が、全体会議で、予備判決の論旨につき理論的に、又は具体的に反対の宣告を行い、新しい解釈に署名するときは、予備判決は取消され、又は修正せられたものとみなされる。

第Ⅶ章 罰則の適用

第903条 前編に定められた罰則は、不服従、違反、拒否、怠慢、又は強制について審理すべき判事、又は裁判所により、職権により、又は何れかの関係者の代表、又は労働裁判検察庁を通じて適用される。

第904条 労働裁判当局のうける処罰は、場合に応じ、職権により、又は関係者の代表又は検察庁を通じて直接上級裁判所、又は官庁により適用される。

単項 最高労働裁判所の構成員については、処罰を課することは、連邦上院の権限とする。

第905条 告発された事実の審査にあたる判事、又は裁判所は、被告に、書面によりその弁明を15日の期間内に提出するよう通告せしめる。

第1項 本条に定める期間内に、最高5人迄証人の出頭を要求することは、被告に許可される。

第2項 弁護の期間終了後、訴訟手続は、判決のため直ちに終結せられ、10日の期間内に判決が宣告せられねばならない。

第906条 本章に規定する罰則の賦課については、10日の期間内に、上級裁判所に普通控訴が許される、ただし集団争議から発生した賦課は除外され、この場合には、期間は20日とする。

第907条 違反者が刑法上の罪を冒したときは常に、関係当局に必要な調書を送付するものとする。

第908条 本編に定める罰金の徴収は、国庫の債権の徴収に当る判事に対して財政命令により行われる。

単項 罰金の徴収は、地方裁判所の所在する連邦区、及び各州においては、労働裁判検察庁により、その他の州においては、1938年12月17日付法令第960号の規定に従って行われる。

第Ⅷ章 最 終 規 則

第909条 最高労働裁判所における訴訟日程は、内部規則により規制される。

第910条 本編の効力上、公益の役務、並びに国家の安全に係のある食料品店、屠殺所、パン屋、牛乳店、薬局、病院、鉱山、運送、及び通信業、銀行、及び工場において行う役務は、公共役務に準ぜられる。

第 XI 編 最終及び暫定規則

第 911 条 本総合法は、1943 年 11 月 10 日に発効する。

第 912 条 命令的性質の規則は、本総合法の発効前に、開始された、ただし終了しない労使関係に直ちに適用される。

第 913 条 労働・社会保障大臣は、本総合法の実施上必要とされる訓令、図表、料金表、及びひな型を公布する。

単項 最高労働裁判所は、その内部規則を採用し、地方労働裁判所の内部規則は、本総合法に規定された基準を採用する。

第 914 条 本総合法によって変更されなかった規則によって承認された図表、料金額、及びひな型は引続き有効とする。

第 915 条 変更された規則を援用して提起された控訴、又はその提起期間が、本総合法の有効の日付に含まれている控訴は、何らの影響をうけないものとする。

第 916 条 本総合法により定められた時効の期限は、旧立法により規定された以下のものであるときは、本総合法の発効の日から開始される。

第 917 条 労働・社会保障大臣は、「労働の衛生、及び安全」の章に記載せられた要件に現在の工場を適応させるための期間を指定する。さらに、各州において現在の労働者に対して労働・社会保障手帳の使用の義務制が発効する期限を定めることは、全官憲の権限に属する。

単項 労働・社会保障大臣は、各州に対し、及び適当と判断する時に、「労働の衛生、及び安全」の章に記載された規則の全部、又は一部の発効の日を指定する。

第 918 条 社会保障組織法の公布されない間は、1941 年 10 月 14 日付法令第 3.7 10 号第 1 条 c 号を援用して提起された控訴を裁定すること

は、最高労働裁判所長の権限に属し、その判決に対する控訴は、本総合法第734条b号の規定に従って行われる。

単項 内国社会保障局長は、国立社会保険院（INPS）の財政審議会構成のための選挙を司会し、上級審に対する控訴付で全院の技術的・運営的事項についての控訴を裁決する権限を有する。

第919条 本法の発効の日迄に採用された銀行員には、1934年7月9日付政令第24615号第15条の規定する安定性取得の権利を保証される。

第920条 全盟が組織されず、又は、これを欠くときは、経済的、又は職業的階級の機関の指定、又は夫々の会長の指定から生じる代表は、当該連合会によって行われる全種の指命、又は選任により満たされる。

第921条 第577条の定める組合表中に包含されていない企業は夫々の職業カテゴリーの代表組合と労働の集団契約を調印することが出来るものとする。

第922条 第301条の規定は、本総合法の発効後に開始された職務の関係のみを規制する。

附 録

総合労働法第577条の規定による

職 業 分 類 表

全国産業連盟	全国産業内労働者連盟
第1類	第1類
食料工業	食料工業内労働者
経済的活動、又はカテゴリー	職業カテゴリー
小麦産業	小麦、玉蜀黍、大豆、マンジオカ産業 内の労働者
玉蜀黍、大豆産業	
マンジオカ産業	
米穀産業……………	米穀産業内の労働者
大麦産業……………	大麦産業内の労働者
砂糖産業	甘蔗糖産業内の労働者
製糖業	
製精糖業	
コーヒー焙煎、粒礫産業……………	コーヒー焙煎、粒礫産業に働く労働者
塩精製産業……………	塩精製産業内の労働者
製パン、製菓産業……………	製パン、製菓産業内の労働者
カカオ製産品、キャラメル産業……………	カカオ製産品、キャラメル産業内労働者
マテ産業……………	マテ産業内労働者
酪乳、及び副産物産業……………	酪乳、副産物産業内の労働者
食料用粉、ビスケット産業……………	食料用粉、ビスケット産業内の労働者

低醸酵のビール産業	}	低醸酵のビール産業内の労働者
高醸酵のビール産業		高醸酵のビール産業内の労働者
ビール、一般飲料の産業		ビール、一般飲料の産業内の労働者
葡萄酒業		葡萄酒業内の労働者
鉱泉産業		鉱泉産業内労働者
油、食料油産業		同 労働者
菓子、食用缶詰産業		同 労働者
肉、副産物産業		同 労働者
腸詰産業		同 労働者
煙草産業		同 労働者
果実処理産業		同 労働者
コーヒー精製産業（再精製を含む）		同 労働者
配合食糧品産業		同 労働者
インスタント・コーヒー産業		

第2類 衣料産業

経済的活動、又はカテゴリー

第2類 衣料産業内労働者

職業 カテゴリー

製靴業	}	同 労働者
靴底製造業		
男子用ワイシャツ、下差製造業	}	同 労働者
男子用洋服仕立業		
雨傘、ステッキ製造業		同 労働者
保護用手袋、袋、皮製造業		同 労働者
櫛、ボタンの各種製品製造業		同 労働者
製帽業		同 労働者
婦人衣服、帽子製造業		同 労働者

第3類

建築、及び家具の産業

経済的活動、又はカテゴリー

建築業

素焼陶器製造業

石灰、石膏産業

セメント産業

耐水煉瓦、セメント製品製造業

建築用陶器製造業

大理石、花崗石業

塗料、裝飾、化粧漆喰、裝飾物製造業

製材、大工作業、桶製造業

指物業（木製家具）

藤、柳、笹草製家具製造業

カーテン、布張製造業

箒、及刷子製造業

鉄筋コンクリート製工芸品製造業

電気、ガス、水道、衛生施設業

道路、アスファルト舗装、築堤工

事一般の建設業（防壁空港、運河等）

第3類

建築、及び家具の産業内労働者

職業カテゴリー

建築業内の労働者

（石工、大工、左官、漆喰職人、水力ポンプ屋、道路、橋梁、港湾、運河の一般労働者）

同 労働者

同 労働者

同 労働者

同 労働者

同 労働者

指物師、及び製材所、及び木製家具産業内の労働者

同 労働者

同 労働者

同 労働者

同 労働者

同労働者、及び電気技師

トラクター運転手（農業用トラクターを除く）

同 労働者

第4類 都市産業

第4類 都市産業内労働者

経済活動、又はカテゴリー	職業カテゴリー
浄水、配水業	同 労働者
水力電気産業	同 労働者
火力発電産業	同 労働者
ガス発生産業	同 労働者
下水処理産業	同 労働者
	機関手、火夫（火力発電機、船舶用除く）

第5類 抽出産業

第5類 抽出産業内労働者

経済カテゴリー	職業カテゴリー
金、貴金属抽出業	同 労働者
鉄、及び基幹金属採掘業	同 労働者
石炭採掘業	同 労働者
ダイヤモンド、宝石採掘業	同 労働者
大理石、石炭、石塊採掘業	同 労働者
砂、粘土採取業	同 労働者
塩抽出業	同 労働者
石油発掘業	同 労働者
木材伐採業	同 労働者
樹脂抽出業	同 労働者
薪材採取業	同 労働者

ゴム抽出業	同	労働者
植物繊維、棉実抽出業	同	労働者
植物油、獣脂抽出業	同	労働者
錫採掘業	同	労働者
硫化鉍抽出業	同	労働者
ダイヤモンド、宝石探索者 (独立労働者)		
非鉄金属抽業(石膏、石綿、雲母、 石英、黒煙、滑石、粘土)	同	労働者

第6類 紡績、織物業

第6類 紡績、織物業内労働者

経済活動、及びカテゴリー	職業カテゴリー
綿、屑麻製造業	同産業内人夫頭、及び人夫頭補佐
メリヤス産業	
一般繊維、織物業	同 労働者
特別織物業(金銀モール、レー ス、敷物)	繊維技術者

第7類 皮製品製造業

第7類 皮製品製造業内労働者

経済的活動、及びカテゴリー	職業カテゴリー
旅行鞆、及び旅行用具製造業	} 皮革産業内労働者
一般革帯、馬具製造業	

第8類 ゴム製品製造業

第8類 ゴム製品製造業内労働者

経済的活動、及びカテゴリー

職業カテゴリー

ゴム製品製造業
車輛用タイヤ、チューブ製造業

} ゴム製品製造業内労働者

第9類 貴金属、宝石研磨産業

第9類 貴金属、宝石研磨産業内労働者

経済的活動、及びカテゴリー

職業カテゴリー

宝石、貴金属細工業
宝石研磨業
時計産業

同 職人、金銀細工職人
同 職人
同労働者、時計職人

第10類 化学、及び製薬産業

第10類 化学、及び製薬産業内労働者

経済的活動、又はカテゴリー

職業カテゴリー

工業的目的のための化学製品製造業
製薬業
植物性油、獣肥調整産業
香水、化粧品工業
人造樹肥工業
石蠟燭製造業
酒精製造業
爆発物製造業

同 労働者
同 労働者
同 労働者
同 労働者
同 労働者
同 労働者
同 労働者
同 労働者

マンキ、ワニス製造業	同	労働者
マッチ製造業	同	労働者
菓味、膠産業	同	労働者
殺蟻、殺虫剤製造業	同	労働者
洗濯、染色業	同	労働者
石油蒸溜、精製業	同	労働者
プラスチック物質製造業（プラスチック板を含む）	同	労働者
殺虫剤、肥料用原料製造業	同	労働者
研磨剤製造業	同	労働者
アルカリ製造業	同	労働者
石油化学工業	同	労働者
鉛筆、万年筆、インキ及び全種の物製造業	同	労働者
獣医用品製造業	同	労働者

第11類 紙、厚紙、コルク産業

第11類 紙、厚紙、コルク産業

経済的活動、又はカテゴリー		職業カテゴリー
ボール紙産業	}	
コルク産業		同 労働者
紙、繊維、製紙パルプ産業		
紙、厚紙、コルク製品産業		同 労働者

第12類 印刷工業

第12類 印刷工業内労働者

経済的活動、及びカテゴリー	職業カテゴリー
印刷業 版刻印刷業 製本業	印刷工 (各種) 製木工
<u>第13類 硝子、クリスタル、鏡、 陶磁器産業</u>	<u>第13類 同産業内における労働者</u>

経済的活動、又はカテゴリー	職業カテゴリー
ガラス、クリスタル平面板製造業 中空ガラス、クリスタル品製造業 (フラスコ、壺、コップ、各種の物) 鏡、研磨産業 (ガラスの研磨) セラミック、石粉製陶器、土製陶器産業 光学工業	ガラス、クリスタル、鏡製造業内労働者 同 労働者 同 労働者

<u>第14類 冶金、機械、電気器具産業</u>	<u>第14類 冶金、機械、電気器具産業内労働者</u>
--------------------------	------------------------------

経済的活動、及びカテゴリー	職業カテゴリー
製鉄業 鑄鉄業	冶金労働者 (製鉄、鑄鉄)

一般鉄、金属製品産業	}	工場内労働者		
鋳前製造業				
機械産業				
電気鍍金、ニッケル・メッキ工業				
機械装置工業				
刃物工業				
計量器具工業				
ブリキ工業				
金属捺染工業				
金属家具工業				
造船工業				
車輛製造、組立工業			}	車輛、及び附属品修理工業内労働者
車輛、附属品の修理工業				
非鉄金属製品工業				
蒸気発電機工業(ボイラー、附属品)	}	電気資材産業内労働者		
照明用ランプ、及び電気器具工業				
電導線、針金工業				
電気、電気工學器具、及び全種工業				
ラジオ送信器具工業	}	同産業内労働者		
自動車部品、全種品工業				
トラクター、トラック、自動車、 全種車輛工業				
螺子、ナット、リベット、及び 全種工業				
医科医療機械器具工業			同産業内労働者	
鍛鉄工業	同産業内労働者			
冷凍、暖房、及び空気調節工業	同産業内労働者			

第 15 類 楽器、玩具工業

経済活動、及びカテゴリー

楽器工業

玩具工業

第 15 類 同産業内労働者

職業カテゴリー

同産業内労働者

同産業内労働者

第 16 類 映画産業

経済活動、又はカテゴリー

映画産業（映画製作所を含む）

第 16 類 同産業内労働者

職業カテゴリー

同産業内労働者

第 17 類 精選産業

経済活動、又はカテゴリー

石炭精選産業

ゴム精製産業

植物繊維、及び棉実精選産業

第 17 類 同産業内労働者

職業カテゴリー

同産業内労働者

同産業内労働者

同産業内労働者

内国商業全盟

内国商業労働者全盟

第 1 類 卸 商 業

経済的活動、又はカテゴリー

第 1 類 同商業内労働者

職業カテゴリー

棉花、植物纖維の卸商
 生肉、冷凍肉の卸商
 石炭、薪卸商
 食料品卸商
 織物、衣服、小間物卸商
 陶器、塗料、金物卸商
 機械、器具卸商
 建築資材卸商
 電気資材卸商
 工業、及び農業用化学製品の卸商
 薬品、及び薬剤の卸商
 袋卸商
 宝石の卸商
 装身具、時計卸商
 紙、及び原紙卸商
 酒精、及び一般飲料の卸商
 皮革卸商
 果実卸商
 衛生器具卸商
 板ガラス、クリスタル、及び鏡卸商
 鉱石、鉱物性燃料の卸商
 光学、写真、及び映画用器具、資材
 卸商

商業従業員（一般商業従業員）
 商業の販売人、及び出張販売人、
 植物性生産物の分類者

同商業内労働者

第2類 小売商

経済的活動、又はカテゴリー

小売商（織物、衣服、装飾品、附属品、
美術品、高級陶磁器、外科医用具、
家具、及び全類の店舗）

生鮮食肉小売商

同商業内労働者

薬品小売商

薬局員、薬品の宣伝員、宣伝販
売人、販売人

機械、金物、及び塗料の小売商
（什器、工具）

医療、病院、科学資材小売商

靴小売商

電気材料、家庭用電気製品小売商

自動車、及び附属品小売商

木炭、薪小売商

鉱物性燃料の小売商

行商人（独立労働者）

市場小売商

果実、青野菜、花卉、植木小売商

葬儀屋（葬儀店、代野店、企業を含む）

光学用、写真用、及び映画用資材の小
売商

書籍小売商

ガラージ業

ガラージ業内労働者

文房具小売商

第3類 独立商業代理人

第2類 独立商業代理人雇用の労働者

経済的活動、又はカテゴリー

職業的カテゴリー

商品仲買人
 船舶仲立人
 不動産仲介人
 税関代理人
 商品発送人（通関代理人を除く）
 競売人
 商業代理人
 仲次商、及び受託者
 工業権代理人
 装身具、宝石仲買人
 コーヒー仲買人
 顧問、鑑定、情報、及び調査業
 組合の管理人

独立商業代理人雇用の労働者

同企業内労働者

第4類 倉庫業

第3類 倉庫業内労働者

経済活動、又はカテゴリー

職業カテゴリー

上屋業
 一般倉庫（穀物、棉花及びその他の
 の生産物）
 大倉庫（生肉、牛乳、その他の産
 物）
 コーヒーの仲次商、及び受託者
 一般コーヒー業（小売商を除く）

荷役方（上屋、一般倉庫、大倉庫）

荷物運搬人、及び塩の袋詰人夫

コーヒー運搬人、及び袋詰人夫

倉庫業内の選別女工、裁縫女工

一般にコーヒー商業における営業補佐
 人（倉入人を除く、照合人を含む）

第5類 観光、及び接客業

第4類 観光、及び接客業内労働者

経済活動、又はカテゴリー	職業カテゴリー
観光業	観光業内の労働者（通訳、案内人を含む）
ホテル、及び全類 （レストラン、下宿屋、バー、コー ヒー店、ミルク店、菓子店を含む）	ホテル、及び全種企業内の労働者 （建物所属の労働者、即ち、管理人、 門番、エレベーター掛、監視、清掃 人、下男、その他を含む）
病院、診療所、及び保健所	水浴人、マッサージ師を含む病院、 及び保健所内の看護人、及び労働者
娯楽場	娯楽場内労働者、ダンサー
理髪店	理髪職人
婦人美容、理容店	同店内従業員
不動産売買、賃貸、及び管理業	同企業内労働者
靴磨ぎ業	靴磨き人
清掃、保雑企業	同企業内容労働者
慈善団体、第3品級宗教団、宗教結社	同団体内の労働者
義歯製造業	同製作所補助員
映画上映企業	同企業内の映写技師及び労働者
<u>海上、河川、航空運送業全国全盟</u>	<u>海上、河川、航空運送業内全国労働 者全盟</u>
<u>第1類 海上、河川航行企業</u>	<u>第1類 海上、河川運送業内労働者</u>

経済活動、又はカテゴリー

職業カテゴリー

海上航行企業

商船航海士
商船機関士
商船パーサー
商船運転手、案内人
商船機関部員
商船貨物検査人
海上輸送における水先案内人、小蒸気船の船長、及び案内人
海上輸送における水夫次長、水夫、ボーイ
商船の無線電信係
海員、料理番、パン製造人
商船火夫（石炭夫を含む）
商船医師
商船看護人
海上航行会社の事務員
海上航行会社の造船所の指揮者、及び主任
船大工
商船電気技士
海上航行会社の造船所内の技師補、水夫長、水夫次長、職工

河川、及び湖沼航行企業

河川運輸における甲板士官
河川運輸における機関士
河川運輸におけるパーサー
河川運輸における運転手、案内人
河川運輸における貨物検査人
河川運輸における沿岸航路の水先案内人、船長、水夫長
河川運送における水夫次長、水夫、及びボーイ
河川運送における無線電信士
河川運送における水夫、料理番、パン製造人
河川運送における火夫（石炭夫を含む）
河川運送における医師
河川運送における看護人
繋留係
造船工（航行造船所内の労働者、及び造船まいはだ工）
河川航行会社内事務員
河川航行会社の水夫長及び船大工掛
水上関係労働者（河川航行用造船所、河船まいはだ工）
河船大工
河川航行業の事務員

造船所

船会社代理店

第2類 航空企業

経済活動、又はカテゴリー

航空企業
航空タクシー企業

空港内荷物運搬人

第3類 港湾企業、及び管理人

経済活動、又はカテゴリー

港湾企業、及び管理人

港内手荷物運搬人（独立労働者）

第4類

第2類 航空輸送業内労働者

職業カテゴリー

航空従業員
航空搭乗員
航空会社内無線電信技士（航空従業・
搭乗者を除く）

第3類 沖 仲 士

職業カテゴリー

沖 仲 士
貨物積降し人夫
荷舟内労働者
技術補助員、水夫長、水夫次長、海
運会社の造船所における職工

第4類 港 湾

職業カテゴリー

港湾役務の労働者
港湾のクレーン操従手
港湾内の貨物積降しの検査人、及び

整理人

港内の果実仕分人（果実振り落
ともいう）

第 5 類 漁撈企業

第 5 類 漁撈企業における労働者

経済活動、又はカテゴリー

職業カテゴリー

漁撈従業者

漁撈者

漁撈船主

全国陸上運送全盟

全国陸上運送業内労働者全盟

第 1 類 鉄道企業

第 1 類 鉄道労働者

経済活動、又はカテゴリー

職業カテゴリー

鉄道企業

停車場における手荷物運搬人
（独立労働者）

鉄道企業内労働者

第 2 類 自動車運送の企業

第 2 類 自動車運送内の労働者

経済的活動、又はカテゴリー

職業カテゴリー

旅客運送企業

自動車運送企業事務所の従業員

貨物運送企業（貨物車輛会社、及び
貨物の州間運送会社を含む）
手押車を含む一般手荷物の大量運搬
人（独立労働者を含む）
サービス・ステーション
自動車輛の独立運転手
自動車番人（独立労働者）
道路管理ステーション及び代理店
道路管理ステーション内の手荷物
運搬人（独立労働者）

第3類 市内電車企業（空中ケー
ブルを含む）

経済活動、又はカテゴリー

市内電車、トロリー・バス、及び
空中ケーブル

全国通信、及び広告業連盟

第1類 通信企業

経済活動、又はカテゴリー

第3類 市内電車企業内労働者（空中
ケーブルを含む）

職業カテゴリー

市内電車、トロリー・バス、及び空
中ケーブル

全国通信、及び広告業内労働者連盟

第1類 通信企業内労働者

職業カテゴリー

地上電信企業
海底電信企業
無線電信、及び無線電話企業
電話企業
メッセンジャー企業

電信企業内労働者
無線電信企業内労働者
無線電話企業内労働者
電話企業内労働者
メッセンジャー企業内労働者

第2類 広告企業

第2類 広告企業内労働者

経済企業、又はカテゴリー

職業カテゴリー

宣伝代理店

広告業者

広告代理店業者（種別）

宣伝代理店内労働者

ラジオ、及びテレビジョン放送企業

ラジオ、及びテレビジョン放送企業
内労働者

ニュース代理店

ニュース代理店内労働者

第3類 新聞雑誌出版企業

第3類 新聞雑誌出版企業

経済活動、又はカテゴリー

職業カテゴリー

新聞、及び雑誌の企業所有者

職業的新聞雑誌諸者（編集者、通信
員、校正掛、写真部員等）

新聞、雑誌取次企業

新聞、雑誌企業所有者の営業従業員

新聞、雑誌取次、販売人（独立労働者を含む）

新聞、雑誌取次、販売業内従業員、
新聞雑誌のスタンド従業員、行商販売人

全国信用企業労働者同盟

全国信用企業内労働者同盟

第1類 銀行業

第1類 銀行業従業員

経済活動、又はカテゴリー

職業カテゴリー

銀行
銀行業務店
信用、融資、又は投資会社

} 銀行業従業員

第2類 民間保険、及び貯蓄業

第2類 民間保険、及び貯蓄業、及び
民間保険独立代理店従業員

経済活動、又はカテゴリー

職業カテゴリー

保険企業
貯蓄企業

} 民間保険、及び貯蓄業内従業員

第3類 民間保険、及び信用の独立
代理人経済活動、又はカテゴリー

保険、及び貯蓄組合の仲買人
公金、及び為替仲買人及び会社

保険、クレジットの独立代理人の従業員

全国教育、及び文化全盟

教育、文化施設における全国労働者全
盟

第1類 教育施設

経済活動、又はカテゴリー

著名な大学、及び上級学校
美術教育施設
初等、及び中等教育施設
専門教育施設
商業教育施設
自習学校経営者

第1類 教育施設内労働者

職業カテゴリー

教授（種別）
学校経営の補助員（教育機関内従業員）

第2類 文化、美術宣伝業

経済活動、又はカテゴリー

書籍、及び文化刊行物の出版企業
劇場興業
図書館
レコード吹込会社
映画上映会社
博物館、及び調査（工芸学）試験所
オーケストラ企業
彫形美術企業
写真美術企業
映画配給企業

第2類 文化、美術宣伝業内労働者

職業カテゴリー

書籍、及び文化刊行物の出版企業従業員
劇場、及び映画興業の従業員
図書館従業員
レコード吹込会社従業員
映画上映技師
博物館、調査（工芸学）試験所従業員
職業音楽家（種別）
職業的彫形美術家
職業写真師
映画配給企業の従業員

図案家（独立労働者）

技術、美術、工業図案従業員、複写人、技術設計員、及び補助員

サーカス興業

舞台装飾人、及び舞台装飾技師、劇場俳優、（コーラス、及び舞踊団を含む）、映画俳優、及びサーカス俳優

映画興業

職業訓練、及び指導の文化、娯楽、及び社会援護の団体

職業訓練、及び指導の文化、娯楽、及び社会援護の団体従業員

ラジオ、及びテレビ修理の自営技術員

第3類 体育施設

第3類 体育施設内の労働者

経済活動、又はカテゴリー

職業カテゴリー

陸上スポーツ施設

職業スポーツマン

水上スポーツ施設

運動クラブの従業員

航空スポーツ施設

スポーツ連合会、及び連盟の従業員

職業審判員

第4類 競馬場

第4類 競馬場内の労働者

経済活動、又はカテゴリー

職業カテゴリー

乗馬クラブ、及び全類

調教師、ジョッキイ、及び見習

競馬場内従業員

競走馬飼育場、所有者及び全類

競走馬飼員係、及び全種の者

全国自由職業連盟

グループ

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 弁護士 | 14. 劇作家 |
| 2. 医師 | 15. 芸術、音楽、及び塑像製作家 |
| 3. 歯科医 | 16. 民生員 |
| 4. 獣医 | 17. 新聞、雑誌記者 |
| 5. 薬剤師 | 18. 歯科技工師 |
| 6. 技師（土木、鉱山、機械、電
気、工業、及び農業） | 19. 図書係 |
| 7. 化学者（工業化学者、農工業
化学者、及び化学技師） | 20. 統計士 |
| 8. 産科医師 | 21. 看護人 |
| 9. 経済学者 | 22. 経営技術員 |
| 10. 計理士 | 23. 建築士 |
| 11. 会計士 | 24. 栄養士 |
| 12. 教授（個人） | 25. 心理学者 |
| 13. 著述者 | 26. 物理療法者、職業療法者、物理
療法医助手、及び職業療法医助手 |

類別カテゴリー

全国産業労働者連盟

印刷工

薬品宣伝員

火力発電機の機関士、及び火夫（船舶用を除く）

トラクター運転手（農業用を除く）

全国商業労働者連盟

商品販売人、及び行商人

エレベータ操従士

植物性産物の仕分人

薬局の実務者

全国海上、河川、及び航空輸送業労働者連盟

無電技士（非組合）

商船隊無電技士

飛行機操従士

全国陸上運輸業内労働者連盟

自動車輻運転手

全国教育・文化施設内労働者連盟

劇場俳優、及び関連技術員、及び補助員、職業音楽家

